0030515010

0030515-010

342. 1-0635m-(s)

明治大正財政史

大蔵省・編

財政経済学会

1936-1940

AEA

大藏省編纂

明治大正財政史

第十卷

發行元　東京　財政經濟學會

342.1
Q635m
(A)

明治大正財政史　第十卷　目次

第七編　專賣（下）

第二章　鹽專賣……一
第一節　序說……一
第一款　緒言……一
第二款　專賣施行前に於ける鹽制の概要……二
第三款　鹽消費稅の立案……一八
第二節　鹽專賣法の制定……三三
第一款　鹽專賣法の立案及提出……三三
第二款　鹽專賣計畫に對する當業者の動靜……四九
第三款　鹽專賣法の成立及公布……五九
第三節　鹽專賣法の實施……八二
第一款　實施に關する調査……八二

-2418

第一項　緒言……八二
第二項　鹽の生產高……八九
第三項　鹽の輸移入及輸出高……九一
第四項　鹽の消費高……九五
第五項　鹽の計量・鑑定及回送……九六
第六項　鹽價及鹽賣買業者數……九八
第七項　專賣收支計算……九九
第二款　實施に關する準備……一〇二
第一項　事務打合及職員養成……一〇二
第二項　廳舍・倉庫其の他の設備……一〇三
第三款　專賣機關の設置……一〇五
第一項　準備機關……一〇五
第二項　實行機關……一〇六
第四款　諸規程の制定……一〇七
第五款　鹽稅の徵收……一三七
第四節　鹽專賣法規の改正……一四二
第一款　鹽專賣法の改正……一四二

第二款　鹽專賣法施行細則の改正……一六二
第三款　鹽務局事務取扱手續の改正及廢止……一六六
第四款　鹽收納賣渡事務取扱手續の制定及改正……一七〇
第五節　製鹽地整理……一九一
第一款　整理の計畫……一九一
第二款　整理の方法……二〇四
第三款　整理に對する關係當業者の動靜……二一八
第四款　整理の執行……二二〇
第一項　整理事務……二二〇
第二項　整理實績……二三七
第三項　交付金の給與……二六四
第五款　整理の結果……二六六
第六款　製鹽禁止後の處分……二七二
第六節　鹽の製造……二七四
第一款　製造許可……二七四
第二款　副產鹽製造……二八五

第三款　再製鹽製造……二八八
第四款　製鹽試驗・指導竝に奬勵……二九一
第六節附表……二〇三
第七節　鹽の收納……二一四
第一款　收納の方法……二一四
第二款　包　裝……二一四
第三款　鑑　定……二一六
第四款　賠償價格……二二二
第一項　一般賠償價格……二二六
第二項　等外鹽・副產鹽及試製鹽の賠償價格……二三二
第七節附表……二三七
第八節　鹽の輸入及移入……二四三
第一款　輸移入の方針……二四三
第二款　輸移入の手續……二五〇
第三款　自己輸移入……二五六
第四款　輸移入の數額及購買價格……二五九

第五款　含鹽礦物の輸移入……二六九
第九節　鹽の回送及貯藏……二七一
第一款　鹽の回送……二七一
第二款　鹽の貯藏……二九六
第十節　鹽の販賣……四〇八
第一款　販賣の方法及手續……四〇八
第二款　販賣機關……四四二
第一項　販賣官署……四四二
第二項　鹽賣捌人……四四三
第三款　特別定價賣渡……四四九
第四款　賣渡價格及賣渡高……五二二
第五款　市場販賣價格……五六二
第六款　鹽の輸出及移出……五七二
第十一節　鹽專賣實蹟概要……五八三
第一款　明治三十八年度……五八三
第二款　明治三十九年度……五八六

第三款　明治四十年度……五八八
第四款　明治四十一年度……五九二
第五款　明治四十二年度……五九六
第六款　明治四十三年度……五九八
第七款　明治四十四年度……六〇〇
第八款　大正元年度……六〇三
第九款　大正二年度……六〇六
第十款　大正三年度……六〇九
第十一款　大正四年度……六一二
第十二款　大正五年度……六一五
第十三款　大正六年度……六一八
第十四款　大正七年度……六二一
第十五款　大正八年度……六二六
第十六款　大正九年度……六三〇
第十七款　大正十年度……六三四
第十八款　大正十一年度……六三六
第十九款　大正十二年度……六四〇

第二十款　大正十三年度……六四三
第二十一款　大正十四年度……六四六
第二十二款　昭和元年度……六四九

第三章　樟腦專賣……六五七

第一節　序說……六五七
第一款　緒言……六五七
第二款　臺灣に於ける樟腦專賣の施行と其の內地製腦業に及ぼしたる影響……六五九

第二節　樟腦專賣法の制定……六六四
第一款　第一次法案の提出……六六四
第二款　第二次法案の提出及成立……六七〇
第三款　施行細則及事務取扱手續の制定……六七七

第三節　樟腦專賣法の實施……六九五
第一款　實施に關する調査……六九六
第二款　方針の決定……七〇四

第三款　專賣機關の設置……七〇八
第四款　專賣收支計算……七〇九
第五款　實施の狀況……七一〇
第四節　樟腦專賣法規の改正……七一一
第一款　粗製樟腦樟腦油專賣法施行細則の改正……七一二
第二款　樟腦事務取扱手續の改正……七二六
第五節　樟腦の製造……七三七
第一款　緒言……七三七
第二款　製造許可……七三八
第三款　樟樹造林奬勵……七四一
第四款　製腦の奬勵及指導……七四九
第五節附表……七五五
第六節　樟腦の收納……七六〇
第一款　收納の方法……七六〇
第二款　品質及鑑定……七六一
第三款　補償金額……七六五

第四款　回送……七八八
第六節附表……七八八
第七節　樟腦の再製及調理……七七八
第一款　再製……七七八
第二款　調理……七七八
第八節　樟腦の販賣……七九二
第一款　賣渡方針及方法……七九二
第二款　賣渡價格……八〇五
第三款　賣渡高……八〇九
第四款　樟腦の輸出……八二六
第九節　樟腦の精製……八三九
第十節　樟腦專賣實蹟概要……八四四
第一款　明治三十六年度……八四四
第二款　明治三十七年度……八四六
第三款　明治三十八年度……八四八

第四款　明治三十九年度……八五〇
第五款　明治四十年度……八五一
第六款　明治四十一年度……八五四
第七款　明治四十二年度……八五六
第八款　明治四十三年度……八五八
第九款　明治四十四年度……八五九
第十款　大正元年度……八六一
第十一款　大正二年度……八六二
第十二款　大正三年度……八六四
第十三款　大正四年度……八六五
第十四款　大正五年度……八六七
第十五款　大正六年度……八六八
第十六款　大正七年度……八六九
第十七款　大正八年度……八七〇
第十八款　大正九年度……八七二
第十九款　大正十年度……八七三
第二十款　大正十一年度……八七四
第二十一款　大正十二年度……八七五
第二十二款　大正十三年度……八七六
第二十三款　大正十四年度……八七七
第二十四款　昭和元年度……八七八

第四章　專賣益金……八八一

第五章　專賣取締……八九一

第一節　取締規程……八九一
第二節　犯則者の處分……九二七

附錄第一　鹽の生產配給及價格等に關する根本方策……九四九
附錄第二　酒類及砂糖專賣に關する調查……九六二
附錄第三　專賣局特別會計歲入歲出決算額累年表……九九三—一〇〇〇

附表　昭和元年度專賣局事業實蹟一覽表

第七編　專賣（下）

第二章　鹽專賣

第一節　序說

第一款　緒言

鹽に對して租稅を課し又は之を專賣と爲せるは、海外諸國に於て其の事例乏しからざるのみならず、我國に於ても舊幕時代諸藩に於て其の事例を存したり。抑、鹽は人生日常の必需品なるが故に、之に依りて國庫の收入を圖ることは、貧富一樣の人頭稅を課するに均しく、殊に細民の生活費を高からしめて其の生活を脅すのみならず、一般國民の生活費の膨脹は延いて諸物貨の生產費を增大せしむる等の非難を存すと雖も、他面に於ては各人の消費高極めて少量にして、之が負擔は消費者に必ずしも著しき苦痛を與へざるに反し、財政上の收入を得ること甚だ確實なるの利益あり。之れ卽ち古來諸國に於て鹽に依り歲入の增加を圖りし所以なり。大藏省主稅局に於ても明治三十五年以來財源調査の必要上鹽に關する調査研究に着手せしが、他方農商務省に於ては鹽業保護の見地より鹽專賣を施行するの方針を以て之が調査を行ひたり。然るに兩省の調査共に未だ完了を告げざるに、明治三十七年に至り我國は露國と干戈を交ふることとなり、玆に必然巨額の歲入增加を圖るの急務に迫られたり。玆に於て政府は他の財源と共に、鹽に就ても歲入の途を講ずるを適當と認め、差當り之に對して一石に付六十錢の消費稅を賦課することと爲し、右に關する規定を非常特別稅法案中に設け

て、之を明治三十七年三月第二十回帝國議會に提出せしが、議會の反對に依り右案は成立するに至らざりき。然るに爾後戰局の發展に伴ひ軍費の支出愈〻增大するに及び、翌年度に於て再び鹽に對しても歲入の途を求むるの必要に迫られしが、今次は諸種の事情を考慮して遂に之が專賣を實行することゝ爲し、明治三十七年十一月召集の第二十一回帝國議會に鹽專賣法案を提出したり。右案は議會の協贊を經て翌三十八年一月一日公布、同年六月一日より實施せらるることとなり、茲に始めて鹽專賣の制度布かるるに至れり。

今次節以下に於て鹽專賣の事蹟を叙するに當り、先づ本節に於て鹽專賣實施以前に於ける鹽制の一斑を述べ、次に前記非常特別增稅計畫中の鹽消費稅の立案に關して略述し、以て專賣實施に至るの經過を明かにすべし。

第二款　專賣施行前に於ける鹽制の概要

鹽に依りて歲入の增加を圖ることは、維新以前に於て既に行はれし所にして、藩に依りては鹽專賣の制度を布きたるものあり、或は又小物成として鹽濱年貢を徵したるものあり、何れも此等諸藩の財政に對して一の財源を供せしものなるが、明治維新に至りて鹽專賣の制度は廢藩と共に消滅し、又鹽濱年貢は明治八年雜稅の整理に依りて廢止せられ、爾後內國稅としての鹽の課稅は其の跡を絕ちたり。

一方海關稅に在りては、慶應二年幕府が英·佛·米·蘭の四國と締結せし改稅約書に依り、其の附屬還上目錄に於て鹽の輸入は無稅と爲せるも、輸出に在りては從價五分の課稅ありて、維新後も尙ほ遵行せられたり。然るに其の後明治七八年より二十年の頃迄屢〻鹽の生產過剩を生ぜしを以て、之が海外輸出奬勵の趣旨に依り、明治二十年七月一日以降其の輸出稅を廢止したり（明治二十年五月二十三日勅令第十五號）。次に鹽の輸入は、從來藥用又は食卓用鹽として極めて僅少の額に止まりしが、日淸戰役後物價及勞銀昂騰の勢に應じて鹽價亦騰貴するに及び、外國鹽の輸入は益〻增加の趨勢を示すに至れり。外國鹽は曾に其の價格に於て低廉なるのみならず、品質に於ても內地鹽に比し精良なるに因り、其の需要を促進し、漸次販路を擴張し來りて、今や却て內地鹽保護の急なるを感ぜしむるに至りたり。時恰も多年の懸案たりし條約改正の事業成就せしを以て、明治三十年三月關稅定率法を發布して、始めて輸入食鹽に對し、從價粗製一割、精製一割五分の稅を課し（翌年之を從量稅に換算して粗製百斤に付八錢三厘、精製同上一圓三十七錢と改む）、三十二年一月一日より施行したり（明治三十年三月二十六日法律第十四號關稅定率法輸入稅表及三十一年九月二十六日勅令第二百二十號輸入物品從量稅目參照）。爾後輸入鹽の增加に伴ひ、內地鹽業保護の爲め屢〻輸入稅增徵の設行はれ、農商務省は產業保護の立場より右說を支持せしも、大藏省は未だ輸入額少量にして內地鹽業を阻害するに至らずと爲し、稅率改正の議容易に熟せざりしが、明治三十五年九月に至り課稅基準價格の變更に伴ひ、稅率の改定を行ひたり。其の結果輸入多き粗製鹽の稅率は百斤に付却て一厘を減せられ、輸入少き精製鹽にのみ約三割の增率行はれて、百斤に付一圓七十六錢八厘となれり（明治三十五年九月二十六日勅令第二百十九號）。尋いで明治三十七年三月法律第三號を以て非常特別稅法の制定せらるるに及び、鹽の輸入稅も亦粗製每百斤三錢八厘、精製同上五十四錢四厘の增徵あり、結局每百斤粗製鹽は十二錢、精製鹽は二圓三十一錢二厘となり、同年十月一日より施行せられたり（明治三十七年三月三十一日勅令第九十號）。尙ほ翌三十八年一月第二次非常特別稅の增徵に當

りても鹽輸入稅の增率ありしが、其の施行は鹽專賣實施後に在りしを以て、之が適用を見るに至らざりき。

之より先き日淸戰役後輸入鹽の增加を來すや、內地製鹽を改良し低廉なる生產費を以て良好なる製鹽を得るの必要は益、急切となりしが、他方戰役の結果製鹽に適當せる臺灣が我領土に歸せしことは、同島に於ける鹽業を開發し、之を以て內地の短を補ひ、且つ外鹽の需要に代へんとの意見を擡頭せしめ、明治三十年五月には大日本鹽業協會亦政府に對し、臺灣鹽業に關する調査の建議を爲すに至れり。茲に於て農商務省は技師を臺灣に派遣して、其の地の鹽業に就き調査せしむる所あり、又內地鹽業家も相踵いで渡臺踏査を行ふに至れり。尋いで同年八月大日本鹽業協會は更に政府に對し食鹽調査會の設置を建議し、更に又翌三十一年五月第十二回帝國議會に於ては、製鹽調査所を新設して內外國に於ける鹽業の實況調査、竝に內地鹽改善方法の研究に當らしめ、且つ其の調査方法は特に鹽業調査會を設けて審議せしむることを要望する建議案貴衆兩院に提出せられ、共に其の可決する所となりたり。仍て政府は明治三十一年度に於て鹽業調査費として第二豫備金より一萬四百餘圓を支出すると共に、同年八月左の如く鹽業調査會を設置して、鹽業に關する當局官吏及斯道に經驗ある者を以て之を組織し、以て世論の歸一を圖り、斯業發展の方針を確立せんとしたり。

鹽業調査會規則（明治三十一年八月二日勅令第百八十三號）

第一條　鹽業調査會ハ農商務大臣ノ監督ニ屬シ鹽業ノ調査其ノ他鹽業ニ關スル重要ノ事項ニ付農商務大臣ノ諮詢ニ應シ意見ヲ開申ス

第二條　鹽業調査會ハ鹽業ニ關スル事項ニ付關係各省大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條　鹽業調査會ハ會務整理ノ爲規則ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　鹽業調査會ハ會長一人委員二十人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條　特別ノ事件ヲ審議スル爲ニ臨時必要ノ場合ニ於テ前條定員ノ外臨時委員ヲ命スルコトヲ得

第六條　會長委員及臨時委員ハ官吏又ハ學識アル者若ハ鹽業ニ從事シ經驗アル者ノ中ヨリ選定シ農商務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第七條　會長ハ議事規則ニ依リ議事ヲ整理シ會議ノ決議ヲ農商務大臣ニ具申ス

第八條　會長事故アルトキハ農商務大臣ノ指命シタル委員ヲシテ事務ヲ代理セシム

第九條　鹽業調査會ニ幹事一人ヲ置キ農商務省高等官ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第十條　會長委員及幹事ニハ一箇年五百圓以內臨時委員ニハ事件ノ輕重ニ應シ其ノ都度相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

第十一條　鹽業調査會ニ書記ヲ置ク會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

書記ハ農商務省判任官又ハ其ノ他ノ者ニ就キ之ヲ命ス

第十二條　書記ニハ事務ノ繁閑ニ應シ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

右規則に依り農商務大臣は會長に村田保を、委員に臺灣總督府事務局長野村政明外十九名を奏請し、三十一年八月より九月に亙りて開會し、左の諮詢を爲したり。

『第一

一　本邦鹽業に就き將來執るべき方針如何

鹽業の盛衰は國家經濟上至大の關係を有するや論を俟たず。然るに近來內地鹽價の昂騰に伴ひ外國鹽の輸入漸く增加し、明治二十九年は五萬五千圓なりしが、同三十年は更に進で十一萬圓以上を輸入するに至り、尙今後愈增加の趨勢あり。又新版圖臺灣の如き、製鹽の方法簡易にして鹽業に適するの地に乏しからず。是等外鹽の輸入及臺灣鹽業に對し、內地鹽業者の執るべき方針及之を保護奬勵するの必要あるや否や、若し保護奬勵の必要ありとせば其の方法如何。

第二

一　鹽田地盤の築造方法を改良し、鹽分の附著を多からしむる方法如何

二　鹹水浸出槽を改良し、鹽田面積の不用部分を減じ、且鹹水の度を濃厚ならしむる方法如何

三　釜竈を改良し、薪料を減じ、且良質の鹽を採取する方法如何

四　共同煎鹽所を設けて薪料を減じ、且品質を一定する方法如何

目下製鹽業の改良に關する最大要務は、製產費の節減と品質の改良とに在りと雖、製產費の節減を以て最必要なりとす。本邦從來の鹽業地たる十州中に就き食鹽の製產費を計査するに、採鹹煎熬に要する勞銀は、製鹽一石に對し人夫平均一人四分三厘、其の賄料及賃銀等一人金三十錢と假定し、凡そ四十二錢九厘を要し、燃料たる石炭は製鹽一石に對し百六十斤にして、一萬斤の價格三十圓と假定して算すれば、其の代價四十八錢なりとす。蓋し十州以外の地方は其の產額寡少にして、製鹽費割合に多額を要するを以て、此の比準に依る能はざるも、試に全國七千町步·產額七百萬石と假定し、之に要する採鹹煎熬の勞力は人夫一千一萬人、其の賄料及賃銀三百萬三千圓と

なり、又石炭を消費すること六十六萬六千六百六十七噸、代價三百三十六萬圓に及ぶ。若し此の勞働人夫賃の一割を減ずれば、其の費額三十萬三百圓を減じ、石炭費三分の一を減ずれば百十二萬圓を節減し得て、一石の製產費は二十錢二厘九毛を減じ、總產額に對しては百四十二萬三百圓の節減を得べし。又十州地方に行はるる鹽田內に散在する沼井の如きは、徒に鹽田の有要面積を狹小ならしむるものにして、試に一戶前（一町五段步乃至一町步）平均三千九百九十九坪に對し、三百七十二坪卽ち一割弱の面積を要するも、若し浸出槽を改良し其の面積の幾分を減ずるときは、其の採鹹の量を增す亦少しとせず。又鹽田地盤の如き、其の土壤に於ける砂土の層に依り鹽分の附著に難易多少あるが故に、其の最も適當なる土壤を擇び、且其の構造の方法を改良すれば、濃厚鹹水を採收し得べし。又釜竈の構造は各地種々の方法に依り或は石釜·鐵釜を用ふるあり、其の火道の構造の如きも、積年の經驗に依るものありと雖、概ね規模狹小にして燃料費を要する頗る多く、十州地方の如き鹹水採收の好季たる夏期に於ては、多量の鹹水を急煎するの必要あるが爲め、往々燃料を浪費するを顧みざるのみならず、鹽質も亦不良なるを免れず。是れ品質粗惡にして製產費多き所以なり。之を歐米の煎鹽法に於て製鹽一石に對し石炭七八十斤を要するものに比すれば殆ど一倍せり。以上改良の目的を達せむ爲め本案を提出す。

第三

一　製鹽試驗場設置の件

從來の製鹽業を改良せむとするには、政府に於て豫め其の得失を調查し、試驗し、模範を示すの要あるを以て、本省は次年度以降に於て製鹽試驗場一箇所を新設せむとす。其の位置·調查試驗の

要項竝方法を諮詢す。

第四

一　臺灣食鹽專賣規則施行の件

臺灣は地質天候共に製鹽に適し、將來鹽業を發達せしむべきの餘地を存すること少からず。臺灣總督府は食鹽專賣規則を實施せむとするの計畫あり。而して今日の形勢に於ては該地既設の鹽田少く、其の產出は地方の需用に供給するに過ぎざるを以て、內地從來の鹽業に關係すること大ならざるべしと雖、將來該地食鹽の產出を增加するに至らば、內地鹽業に影響を生ずることあるべし。就ては該專賣規則實施の得失竝專賣法を實施するとせば、如何なる方法に依るを可とするや。

第五

一　臺灣鹽業の起業を奬勵する方法

臺灣は氣候乾濕の二季あり。其の乾燥期に於ては天日を以て晒乾すべく、其の地質も亦天日製鹽に適する地少からず。此等の地方は臺灣總督府に於て相當の方法を設けて人民の起業を許すの方針を採るが故に、此の際其の起業は可成從來の鹽業者をして著手せしむるを以て、殖產與業上の利なるのみならず、從來の鹽業者を保護するに就き共に必要なりと信ず。其の起業奬勵の方法如何。』

右諮詢事項に對しては鹽業調查會に於て審議し、左の如く決議答申したり。

『第一

一　製產費を減じ及品質を改良することを方針とす。

內外鹽の對抗は其の價格及品質に在り。獨逸鹽は百斤一圓四十二錢、支那鹽は七十九錢、臺灣鹽は八十四錢（橫濱相場一月より七月迄平均）、而して赤穗鹽百斤一圓六錢（八月末調）にして、二十五年より本年八月までの東京相場を平均すれば八十錢九厘、最近三箇年を平均すれば一圓十六錢二厘に當るを以て、支那鹽に比すれば高價なりとす。且獨逸鹽等の外鹽は其の原價極めて低廉にして、其の高價となるは運賃に關するものなりとす。然るに橫濱稅關の調查に依れば、獨逸鹽布袋入百斤七十一錢より五十一錢を要するも、帆船積なれば四十五錢乃至三十九錢に過ぎず。其の原價を假に五十七錢とし（在獨逸領事報告）、其の保險料千分の十六（布袋入汽船積）乃至二十（帆船積）、諸入費千分の二、手數料千分の五十とすれば、汽船積一圓二十一錢九厘四毛（運賃平均六十一錢）、帆船積一圓四錢一厘（運賃平均四十三錢）となり、之に從價一割の輸入稅を課すれば、汽船積一圓三十四錢一厘三毛帆船積一圓十四錢五厘となる。故に汽船積に在ては赤穗鹽平均價格より高價なるも、帆船積は一分四厘の低價なりとす。然らば卽ち獨逸鹽も亦內鹽と價格に於て充分競爭し得べきや論を俟たず。假に彼此同一の價格を保ち互に競爭し得るとするも、其の品質に於ては彼獨逸鹽は鹽化曹達の量百分の九十五以上を有し、內鹽は最優八十五を有し、平均八十にして、殊に夾雜物を含有する多きが故に步減多く、工業家等の說には外鹽價格より一割五分乃至二割の廉價に非ざれば引合はずと唱ふるものあり。況んや價格に於て彼是相抗抵し得ざるに於てをや。右の事情なるが故に內鹽を以て外鹽に抵抗せむには平均市價を減少するのみならず、品位を上進するが爲めに夾雜物を去らざるべからず。是れ品質の改良と製產費の減少を以て將來の方針となす

所以なり。

二　鹽業の保護奬勵方法左の如し。

（一）試驗場を設置し、製產費節減及品質改良の模範を示すこと

（二）內國に於ける海鹽岩鹽泉鹽等の產出地を調查する爲め、速に調查員を派遣すること

（三）外國に於ける鹽業の狀況を調查し、之を以て內地鹽業の改良に資し、併せて內鹽輸出の發達を圖る爲め、調查員を外國に派遣すること

（四）產鹽地に對し巡廻敎師を派遣し、製產費節減及品質改良の方法を指示すること

（五）粗製濫造の弊を防ぐ爲め特に監督方法を設くること（製鹽取締法案省略）

（六）外鹽に對し輸入稅を增課すること、但し工業材料に用ふる外鹽に對しては除外例を設くること

第二

一　入濱の改良に關し內國各地に於ける鹽田の構造は、天候地質に依て互に長短得失あり。宜しく其の長所を採擇して改善の資に供せざるべからず。且各地に於て試驗の成績を得たるものは、勿論其の試驗中に在るものと雖其の目的を達せしむるを要す。地盤に段層を作り海水の浸透を容易ならしめ、水分の蒸散を促すが如きも亦攻究すべき事に屬す。又揚濱の改良に關しては、其の地盤を造るに海水の漏洩及淡水の浸入を防ぐに注意し、務めて鹽分の付著を多からしむるを要す。又撒砂を要せざる採鹹方法等は試驗すること。

二　從來の沼井敷に要する地積は可成減縮し、且溝渠を改良すること、濃厚鹹水の採取を多からしめ且地盤の不用面積を減ずる爲め各種の浸出器を試驗すること、採收したる鹹水は鹹水溜池に容るるに先ち、蒸發槽其の他の手段に依り濃厚ならしめ、又其の溜池に於ても硝子屋根等を用ひ蒸發を促すこと。

三　漸次石釜を鐵釜に改め、其の容積は可成擴大にし、又蒸發釜と結晶釜とを區分し、急煎して鹽質を損ずるの弊を防ぐこと。

四　採鹹及煎熬を分業とし、煎熬は共同煎鹽所に於てし、燃料及勞費を節し、且鹽質を一定すること、又鹹水買入に關する方法を定め、自他の利益を平均ならしむること。

以上の各項は主務省に於て試驗場を設置せられ、其の試驗成績を公示し、鹽業者をして實地に應用せしめられたきこと。

諮詢第一號答申の如く品質を改良し、製產費を減ずるを以て鹽業の方針と爲すときは、本號諮詢に於ける各項の改良方法は、直に之が實行を促すの手段を講ずべきは固より論を俟たずと雖、鹽業改良の方法たる其の途多端なるのみならず、從來各地の經驗に依り試驗する所あるも、尙學理の應用を假るに非ざれば判明ならざること多しとす。是を以て本號各項に對しては專ら調查試驗の成績を待たざるべからざるものあり。故に本號各項は實行すべきものと、調查試驗を要するものとに分ち、之を施行せられむことを希望す。

第三

一　試驗場の位置　適當の地に完全なる試驗場を新設し、其の位置は主務省に於て撰定せられたきこと。

二　調査試驗の要項　新設試驗場は一般に關する各種の試驗を要す。其の概目は左の如し。

（一）鹽田地盤構造試驗　（二）撒砂を用ひざる採鹹水及岩鹽鹹泉鹽採收試驗　（三）晒乾貯溜池構造試驗　（四）浸出槽試驗　（五）釜竈試驗　（六）鹽質改良及廢棄物利用試驗

三　調査試驗の方法　第二號諮詢答申の趣旨に依るを要す。

以上新設試驗場に於て試驗せらるる外、必要の製鹽地に於て地方費又は組合等の團體の經費を以て試驗に從事するものに對し補助を與へ、其の地方に適する方法を試驗せられたきこと。

本號諮詢に對しては速に完全なる試驗場を新設し、鹽業各般の試驗に從事し、以て全國の鹽業改良の模範を示されむことを要す。而して其の設置の場所は便宜の地を選び、數箇所に設けられむことを欲すと雖、經費の都合あるべきに依り、差向中央試驗場を新設し、他の要地に於て地方費又は組合團體等の經費を以て設立するものを補助し、之を地方試驗場とし、充分の監督を加へて其の地方に適する方法を試驗せられむことを望む。其の試驗要領方法は第二號諮詢答申の趣旨に依るべきを以て爰に贅せず。試驗場經費は別紙豫算見込書を附して參考に供す（製鹽試驗場經費豫算見込書省略）。

第四

一　臺灣に專賣を行ふは之を可とす。但し左の條件に依ること。

（一）現時臺灣全島にのみ專賣を行はれたきこと

（二）內地に販鹽出張所を設けられざること

（三）將來內地に賣出す場合には內鹽と價格の平均を保ち、內鹽販賣に妨害を與へられざること。

臺灣を專賣とし內地の鹽と競爭するは不可なり。然れども現時臺灣島の產鹽は尙該島の需用に供するに足らず。且舊慣あるを以て該島內にのみ專賣を施行し、其の產出を奬勵し、將來該島鹽田の開發を增加し、該島の需用に剩餘を生ずるときは、之を朝鮮·露領又は印度等の海外に輸出し、尙剩餘ありて之を內地に販賣するときは、內鹽と價格を平均にし、成るべく競爭を避けむことを要す。是れ本案答申の要旨なり。

第五

一　臺灣鹽業奬勵の方法

（一）臺灣島內に食鹽專賣法を施行せらるるときは、其の賠償價格は起業者の利益を得らるべき程度に於て定められたきこと

（二）臺灣總督府に於て鹽田に適する未墾地の調査を爲し、可成其の地方面積起業の難易等を詳にし、之を公示せられたきこと

（三）鹽田貸下若は拂下方法を規定し、之を公示せられたきこと、但し貸下又は拂下出願に對しては可成從來の鹽業者（臺灣土人及內地の鹽業者）にして經驗あり、且營業方法の確實なるものに許可せらるる方針を採られたきこと

（四）鹽田未墾地にして開發を奬勵するの必要と認めらるる場所には、可成公費を以て道路港灣溝渠等を修築し、起業運搬の便利を圖られたきこと

（五）内地從來の鹽業者にして團體を爲し起業するものには、特別に大區劃の鹽埕の起業を許可せられたきこと

（六）地租其の他の納租は或る期間輕減又は免除せられたきこと

本號答申第一項に於て、起業者の利益を得べき程度に於て賠償價格を定めたしとするものは、總督府の收入を減ずべきの嫌あるが如しと雖、現時支那鹽を高價に購入するより、島内の鹽田を開發し、多數に產出せしむるを利ありとするに由る。而して其の起業すべき土地竝其の起工運搬の便否を知らしめ、從來の鹽業者の團體には大區劃の鹽田起業を許すが如きは、鹽田の整理政府收納等にも便利なるべく、其の他交通運搬の便を與へ、一定期間公租を輕減免除するが如きは、未墾地拓殖の上に於て當然の奬勵方法なるが故に、政府財政の許す範圍に於て可成施行せられむことを要す。是れ本號答申の要旨なり。』

鹽業調查會は尙ほ左の建議を議決し、農商務大臣に提出したり。

『　鹽業大會開設に關する建議

本邦の製鹽方法は各地其の狀態を異にし氣脈未だ貫通せず。殊に製產者需用者間の如きは互に其の狀態を詳にせざるを以て、往々粗製品を改良するも、其の價格を上進する能はざるが如き事情あり。故に鹽業に關する生產者販賣者は勿論、醬油味噌鹽魚其の他食鹽を使用する製造者竝工業者等の食鹽需用者を集會し、互に氣脈を貫通するの機會を與ふるは、斯業の改良を促すに於て最も效果あるべし。仍て其の開設を奬勵せむことを企望す。

臺灣鹽業調查に關する建議

臺灣の地たる其の氣象及土壤の天日製鹽法に適するは旣に明白なるも、諸詢第五號答申に基き同島の鹽業を發達せしめむとするには、先以て該地起業に適する地積及起業方法等を精查するため調查員派遣相成度。

商品取引所食鹽賣買規定に關する建議

本邦鹽質の不良なるは世旣に定論あり。之が改良を圖るは刻下の急務なりとす。而して商品取引所の取扱に係る食鹽たる、銘柄に依る規定なるを以て、品質の精粗を混じ爲めに改良を妨ぐること尠からず。故に品質の精粗に依り賣買する規定を設くるは、卽ち鹽質改良の一策なりと信ず。依て當局者に於て其の方法を調查し、適當の規定を設けられむことを企望す。』

當時委員の一人は、内地鹽業の改善は徒に之を民業に委して晏如たるべきに非ず、國費を以て之が指導を圖り保護に力めざるべからずと力說し、之がたりしが、以來專賣說漸く世の視聽を惹くに至り、甚しきは專賣說不可ならずと雖も、保護と云ひ奬勵と云ひ依然として他動的なるを免れず、寧ろ鹽田を擧げて國有と爲し、製鹽事業を全く官營と爲すを以て根本的鹽業政策なりと主張する者あるに至れり。

此の時に當り臺灣總督府に於ては、同島内に於ける食鹽專賣規則制定の議あり。若し同島に於て盛に製鹽し、之を内地に移入するに至らんか、さなきだに外鹽輸入增加の爲め漸く困難に沈淪せんとせる内地鹽業は、之が爲に内外挾擊の境に立ち、益衰退を加へ終に改善の餘地を留めざるに至らんとするの虞ありしを以て、農商務大臣は左の事項に付閣議を求めたり。

『一　臺灣に於て食鹽專賣法を實施し之を内地に輸入し、若は内地に輸入する商人に拂下を爲す場

合に於ては、其の食鹽拂下價格は內地食鹽價格と均衡を保たしむること。

二　臺灣食鹽專賣價格を內地食鹽價格と均衡を保たしむること能はずとせば、內地に於て同時に食鹽を政府の專賣と爲すべきこと。』

右に依り臺灣鹽を內地に販賣する場合には、內地鹽の價格と均衡を保つべきことを條件として、臺灣に於ける食鹽專賣の議を決するに至り、明治三十二年四月律令第七號を以て臺灣食鹽專賣規則を公布したり。

然るに外國鹽及臺灣鹽は其の生產費頗る僅少にして、從て價格甚だ低廉なるが故に、當時世人は往往之を以て將來內地鹽業の到底之と拮抗し得ざるを疑ひ、甚しきは斯くの如き低價鹽と競爭せむとするは經濟の理法に適せず、宜しく內地の鹽業を臺灣に移し、之を以て內地の需要を充たすを可とすべしと主張する者ありたり。然れども他方には人生必需品たる鹽の生產獨立は立國の基礎なり、內地鹽の外鹽と拮抗し得ざるは規模の小にして經營の宜しきを得ざるに因るものなれば、之が改善を圖るに於ては其の獨立を期すること敢て難事にあらず、何ぞ好みて七千餘町歩の鹽田を荒廢して、主要產業を失ふの要あるべきやと論ずる者あり。鹽業調查會の意嚮も亦後說に在りしが、政府に於ても內地鹽保護の必要を認め、之が具體的方策として、先づ製鹽試驗場を設置して製鹽上の指導を爲すこととし、明治三十二年三月限り鹽業調查會を廢止（明治三十二年三月三十一日勅令第九十一號）すると同時に、左の如く鹽業調查所を設置したり

第一條　鹽業調查所官制（明治三十二年三月勅令第九十一號）

鹽業調查所ハ農商務大臣ノ管理ニ屬シ鹽業改良ニ關スル調查及試驗ノ事務ヲ掌ル

第二條　鹽業調查所ニハ左ノ職員ヲ置ク

所長	一人
技師	專任四人
技手	專任八人
書記	專任二人

第三條　所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ農商務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所中全般ノ事務ヲ掌理ス

第四條　技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌ル

技師ノ內一人ハ勅任ト爲スコトヲ得

第五條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第六條　書記ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

第七條　本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

鹽業調查所は其の設置以來、米國に行はるるカナワ式と稱する蒸氣利用の結晶法を試驗して、燃料の節減及鹽質の改善を圖り、又同國シラキュースに行はるる天日蒸發法を以て鹹水濃縮の方法を試驗し、以て採鹹煎煮の方法を改良すべき各種の手段を講ぜんとし、二箇所の試驗場を設置したり。卽ち一は之を十州鹽業の要地たる廣島縣松永に設置して、大規模鹽業の研究に當らしめ、一は之を關東に於ける鹽業地たる千葉縣津田沼に設置して、小規模鹽業の研究に從はしめ、兩々相俟ちて改良の成績を擧げ、其の成果を民業に及ぼさんことを期圖し、著々之が試驗を遂行し來りしが、明治三十六年十月

行政整理の決行に際し、鹽業調査所も亦廢止せられたるが故に（同年十二月四日勅令第二百三十八號）、製鹽試驗は未だ成果を收むるに及ばずして、之を中止するの已むなきに至れり。但し松永試驗場は廣島縣水產試驗場監理の下に松永町產業組合をして之を承繼せしめ、又津田沼試驗場は水產講習所生徒の實習場に供し、其の經濟的試驗は大日本鹽業協會の要求を容れ、同會に託して之を繼續せしめたり。

以上敍べたるが如くにして、鹽專賣實施以前に於ては主として內地鹽業保護の立場より種々の對策實施せられ、又之に關して諸種の議論行はれしが、農商務省に於ては遂に內地鹽業の保護改良を圖るが爲には、專賣を以て最も適切なる方法なりと認むるに至り、又大藏省に於ても財政上の見地より之に關する研究調査を進めつつありしが、未だ其の成案を見るに及ばざるに、會〻日露交戰のことあり、軍費供給の必要上鹽に對して財源を求むるの已むなきに至りて、遂に急速に之が實現を見ることとなれり。

第三款　鹽消費稅の立案

明治三十六年末、日露の國交危機を告ぐるや、來るべき三十七年度に於ては必然巨額の軍費を要すべきを以て、政府は之が調理方法として一面歲計に緊縮を加へ、國庫債券を發行し、特別會計の資金を繰替使用する等の方法を講ずると共に、財源の一部は之を租稅に求むることとし、地租其の他諸稅に對し增稅を行ひ、鹽・毛織物・石油及絹布等に對し新稅を起し、且つ煙草製造專賣を實施するの計畫を立て、明治三十七年三月第二十回帝國議會の協贊を求めたり。而して此等租稅の增徵及新設に關する計畫は、一括して非常特別稅法案中に規定せられしが、今右法案中鹽消費稅に關する主要なる條項を抄出すれば左の如し。

非常特別稅法案（抄錄）

第三條　鹽（中略）ニハ左ノ割合ニ依リ消費稅ヲ課ス

一　鹽　一石ニ付金六十錢又ハ百斤ニ付金三十六錢

第六條　左ニ揭クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ消費稅ヲ免除ス

一　外國ニ輸出スル鹽（下略）

二　製造業者ノ自用ニ供スル鹽（下略）

三　命令ヲ以テ定メタル業ニ使用スル鹽

四　魚類鹽藏用ニ供スル鹽

五　農業肥料用ニ供スル鹽

六　牧畜飼料用ニ供スル鹽

第七條　鹽（中略）ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ鹽（中略）ヲ引取ル時引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第八條　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鹽（中略）消費稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第十條　第六條又ハ第八條ニ該當スル場合ノ外消費稅納付前ニ於テハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ鹽（中略）ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條　鹽（中略）製造者ハ第六條又ハ第八條ニ該當スル場合ノ外消費稅納付前ニ於テ鹽（中略）ヲ他ニ引渡シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十二條　自用ニスルモノヲ除ク外鹽（中略）ヲ製造セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ（下略）

第十三條　鹽（中略）製造業者ハ其ノ製造場ニ於テ鹽（中略）ノ賣買業ヲ兼營スルコトヲ得ス

第二十二條　臺灣ヨリ移入シタル鹽ニハ本法ニ準シテ消費稅ヲ課ス

命令ヲ以テ指定スル港灣ニ由ルニ非サレハ臺灣ヨリ鹽ヲ移入シタルトキハ陸揚前政府ニ申告スヘシ

消費稅ハ陸揚ノ時之ヲ徵收ス

（第五項省略）

附　則

第二十四條　本法ハ發布ノ日ヨリ施行ス（下略）

第二十五條　自用ニ供スルモノヲ除ク外本法施行前ヨリ鹽（中略）ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行後一箇月以內ニ本法ニ依リ政府ニ申告スヘシ（下略）

前項ノ期間內ハ從前ノ製造又ハ販賣ヲ繼續スルコトヲ得

第二十六條　（上略）外國ヨリ輸入スル鹽ニ付テハ本法施行後六箇月ヲ經過シタルトキハ本法ニ依ル消費稅ヲ課セス

卽ち右法案に依れば、鹽に對する消費稅は內地鹽及臺灣鹽に對しては、每一石六十錢、外國鹽に對しては每百斤三十六錢を課せんとするものなるが、右の中外國鹽に對する消費稅は同法律施行後六箇月間を限り之を課すものとしたり。蓋し政府は鹽消費稅の新設に伴ひ、之と均衡を得しむる爲め、食鹽の輸入稅に對しても增徵を行ふことと爲し、同法案中他の條項に於て現行率の外に每百斤粗製四十一錢八厘、精製七十三錢二厘の增徵を規定せしが、右輸入稅に對する增徵は、法律施行後六箇月を經て之を實施する豫定なりしを以て、右實施猶豫期間中は前記の如く外國鹽に對しても、消費稅を課することと爲せしものなり。而して政府は以上の如き鹽に對する課稅案の實行に依り、消費稅額二百八十三萬六千七百九十一圓、及輸入稅增徵額二萬六千六百一圓を得るの計算を立て、其の實施に要する徵稅費として三十二萬七千三百三圓を豫定せしが、今其の消費稅收入額計算の基礎を示せば左の如し。

內地鹽		
	明治二十六年以降十箇年產出平均數量	六、二一八、一八七石
	明治三十一年以降五箇年臺灣移入鹽平均數量	一四一、七六八
	計	六、三五九、九五五
	明治二十六年以降十箇年外國輸出鹽平均數量	一八三、六五六
	製造原料等消費數量	一、三四七、〇九八
	差引內地消費高	一、五三〇、七五四
	課稅の爲め減少見込高（消費高の三分）	四、八二九、二〇一
	差引課稅數量	一四四、八七六
	此の稅額	四、六八四、三二五
外國鹽		二、八一〇、五九五圓

明治三十一年以降五箇年外國輸入鹽平均數量

課稅の爲め減少見込高（輸入高の一割五分）	精製	一七、〇六七、〇二二斤
	粗製	五四、九四四
差引課稅數量	精製	二、五六〇、〇五三
	粗製	八、二四一
此の稅額	精製	一四、五〇六、九六八
	粗製	四六、七〇三
右六箇月分稅額	精製	五二、二二五圓
	粗製	一六八
合計稅額		二六、一九六
		二、八三六、七九一圓

非常特別稅法案が衆議院に於ける特別委員會の議に上るや、委員の一人は、戰時に於て特に細民に對して負擔を及ぼすが如き租稅の新設を不可なりとして、鹽消費稅に關する條項の削除を主張し、更に又他の委員は鹽に對して消費稅を課すよりは、寧ろ之を專賣と爲すを可として政府の所見を質せしが、主稅局長は之に對し今日の急務は速に財源を求むるに在り、專賣と爲さむには直に收入を得ること難く、施行準備にも相當時日を要すべきに由り、先づ以て消費稅を課さんとするものなることを說明したり。然れども採決に及びて鹽消費稅に關する條項は竟に削除に決定し、尋いで衆議院本會議及貴族院に於ても同樣に議決したり。斯くして非常特別增稅案中鹽に對する消費稅は成立に至らざりしを以て、其の結果前述の如き鹽消費稅及輸入稅增徵豫定額合計二百八十六萬三千三百九十二圓の歲入減を來すこととなり、他の諸稅に對する修正減額を合せて、增稅額に於て六百餘萬圓を減ずるに至りたるも、右は特別會計資金の繰替及一般行政費の節約等に依り之を補塡することに決定したり。

前述の如く當時政府に於ては鹽に依りて財源を得んとせば、課稅の方法に依らんよりは寧ろ專賣の方法に依るを適當と認めたりと雖も、專賣を實行するには之が準備の爲め相當の日子を要し、目前急切なる戰費の供給に對しては、到底此の如き緩徐なる手段に依るを得ざるものありしを以て、差當り先づ消費稅の賦課を實施せんとしたるものなり。然れども消費稅に在りては其の稅額に於て相當の程度を超ゆること難く、若し高率の課稅を爲さんか、現在鹽業者の狀態に於ては其の負擔を消費者に轉嫁すること至難にして、鹽業者は之が苦痛に堪へず自然鹽業廢滅の虞なしとせず。一方專賣を實行するに於ては多額の收入を確實に擧ぐることを得べきのみならず、延いて近來萎靡振はざる斯業を保護發展せしめ、又鹽質改良の一助ともなるべきを以て、政府は右の如く消費稅に依りて必要の歲入を得ると同時に專賣施行の準備を爲し、將來適當の時期に至りて之を專賣に轉化せしむるの目的を以て、別に鹽專賣法案を閣議に提出する所ありたり。然るに前記の如く鹽消費稅は非常特別稅中より削除に決し、而も本期議會に於ては更に財源を要せざることとなりしを以て、鹽專賣法案も遂に議會に提出せらるるに至らずして廢棄に歸したり。而して右專賣案の計畫に依れば、每一石收入益金約一圓の見當を以て鹽賠償金に對し其の八割を加算して賣渡すこととし、事業費及特別會計資本利子等を控除して、差引純收入四百二十七萬餘圓を得るの計算なりしなり。

是より先き鹽消費稅案の帝國議會に提出せらるるや、鹽製造業者及鹽取引業者等は、之に依り將來自己の利害關係に及ぶべき影響の甚大なるを見て、同業者間に於て之が贊否を議し、或は陳情書を提出し、或は總代を上京陳情せしめて、其の主張の貫徹に努むる所ありたり。就中鹽業關係者を以て組織せる大日本鹽業協會は、會長村田保の名を以て鹽に消費稅を課するの不可なるを力說し、專賣斷行の建議を爲したり。今參考の爲め之が全文を揭ぐれば左の如し。

「軍事に多額の資金を要するの今日に在て、政府が確實にして安固なる財源を得るは焦眉の急務たり。而して之が財源としては其の途尠なからざるべしと雖、食鹽に課稅するは極めて確實安固にして而かも最も普通なる方法の一とす。凡そ各人が消費する鹽の數量は自ら一定して變動せず、且甚だ僅少なるが故に、稅金負擔の額も亦頗る輕微なり。既に歐米諸國に於ては鹽稅を以て國庫歲入の一とすること其の實例多し。卽ち獨逸·佛蘭西·和蘭は消費稅を採り、墺地利·伊太利·希臘·土耳其·チユニス·東印度及支那の諸國は專賣法を行へり。此等の諸國が每年收入する所の金額は少きも三十萬圓多きは三千餘萬圓の上に出づ。洵に國庫歲入の一大財源たることを徵するに足る。今や軍國多事の秋に方て之を利用するは殊に得策なりと信ず。

政府は此の課稅を爲すに於て消費稅に依る可きか專賣法に依る可きか、二者擇一の上に於て國家民衆の利益は其の孰れに在るや、是れ大に研究を要する問題にして、今其の得失を商量するに先ち、左記の二項を記憶すること尤も喫緊なりとす。

一　本邦內地の鹽田は一府三十縣に跨り、一町村にして有する鹽田の面積狹きは四五段步のものあるも、廣きは數百町步に達す。而して此の業に從ふ者亦甚だ少なからず。

二　鹽は一年晝夜を分たず之を製造するものにして、或る期間を限りて之を製造する地方は極て稀なり。

左に消費稅及專賣に伴へる利害得失を擧げむとす。

消　費　稅

一　鹽に消費稅を賦課するは決して簡單なる方法に依りて施行せらるべきものに非ず。必ずや複雜なる手數、尠少ならざる費用を要すべし。若し强て簡單なる作業と尠少なる費用とを以てせむか、施設完全ならざるが爲めに鹽の製造者より徵稅するには脫稅者を防ぐ能はず。鹽の販賣者より徵稅するには製造者と販賣者の中間に於て脫稅者の續出するを防ぐ能はず。

二　隨て製造者若は販賣者に對し脫稅又は密賣を防ぎて公平なる徵稅を爲すこと能はず。當に公平を缺ける課稅法たるのみならず、徵稅費を多く支出する割合に收入する稅額却て僅少なるべし。

三　消費稅を課するときは鹽の賣買價格自然騰貴するが故に、需要者としては內地鹽より良質なる外國鹽若は臺灣鹽を多く需要するに至るは勢の免るべからざる所、現時の價格に於てすら尙且外鹽又は臺鹽を嗜好するの實況たり。されば消費稅は內地鹽業をして彼の二者に侵害せらるるを促進するものにして、其の侵害の程度は外鹽の輸入と臺鹽の移入額とに正比例すべし。此の如くして外鹽竝臺鹽の需要增加するに至れば劇烈なる競爭を惹起し、其の極內地及臺灣鹽業の蒙むる損害は頗る大なるのみならず、延て國家の大損失となるべし。論者曰、內地需要の鹽は必ずしも內鹽に賴るの要なし。臺鹽と云ひ外鹽と云ひ、苟も其の質良好其の

價低廉なるものあれば之を用ふべし。奚ぞ其の產地の內外なるを問はむやと。其の論寔に可なり。然れども鹽の如き人生一日も缺くべからざるものに在りては、專ら內地產出の物料を使用することの必要なるは、現に近日敵艦一たび我北海に來るや僅に六時間を以て航行することを得て、而かも要塞防備の儼然たる青森・函館間の交通すら忽ち杜絕せしに非ずや。若し內地鹽田全滅して一に需要を臺鹽に仰がざるを得ざるに際し、敵艦臺灣附近に游弋せば此の航路は直に杜絕するに至らむ。此の時に當り食鹽は何れの地より供給せらるべきや、之が爲に內地五千萬の民衆は嘗に健康を損傷するのみならず、意氣沮喪して國家の大事に赴く能はざらむ。故に內地の鹽田は自然の趨向に委せて、吾人の生命たる鹽を內地以外に求むる如きは、實に危險千萬と謂はざるべからず。之に徵するも內地鹽田を維持し、其の業の存立を圖るは、國家百年の大計として極て緊切なるは多言を須ひずして明かなり。

四　假に鹽の生產者が鹽を賣渡すに先ち課稅するものとせば、製鹽者は卽ち納稅の義務を負はざるべからず。資財に乏しき生產者に在りては眞に痛苦に勝へざるべし。且や鹽價騰貴の結果として、鹽商に於ても目前の所要以外に仕入を爲す能はず、自然賣れ口澁滯し資本の流通を妨げ、薄資なる多數當業者の到底耐へ得べき所に非ざるなり。

五　然らば鹽商をして納稅せしむとせむか、多數の鹽業者が多數の鹽商に賣渡すの間に於て、脫稅盜賣の弊を防遏すること決して容易の業に非ざるなり。

六　故に今日消費稅を實行するときは、濫に巨額の徵稅費を支消して少額の收入を得るに止まり、當業者を苦めると同時に最多數の需要者を苦め、其の極國產をも失ふが如き經濟上頗る不利益なる結果を見るに了らむのみ。是れ豈に安全にして普通なる課稅法と謂ふを得べけむや。

專賣法

一　專賣法は製鹽者が生產する鹽の額を定めて之を製造せしめ、政府に於て之を買收して更に需要者に賣渡すものなり。故に祕密製造・盜賣等を防ぐが爲めに相當なる取締を爲すことを要す。隨て官衙を設け役員を使用するの必要あり。

二　隨て此等に要する費用は相當の支出を爲すことを避く可からず。然れども其の結果として密造・盜賣・脫稅の弊を防遏することを得て、優に多額の收入を得るが故に、假令消費稅施行に比し若干の多費を要するとも些の憂慮を須ふる所有る莫し。

三　政府は生產鹽額を定めて當業者をして之を生產せしめ、悉く之を買收するものなるが故に當業者は冗多なる資金を支出して操業するの要なく、隨て製品の賣れ殘も無く最も安固なり。

四　此の如く政府が營業者より鹽を買收するに當りては、品質に依り買收價格を定むるを以て自然鹽質の改善を促し、包裝も亦一定して鹽粒の脫漏を防ぎ、隨て甄別に便にして盜賣等の制裁を十分に附することを得。

五　隨て製鹽業者が利益する所少からず。其の結果一般需要者を利する所多大なるべし。

六　專賣を行ふに於ては政府自ら營業して其の利を收むるものなるが故に、外國鹽に對しては輸入禁止的重稅を課するか（伊太利・奧地利此の制を採る）、若は外國鹽を購買せざること。

七　此の如くなるときは外鹽の侵害を防ぐのみならず、內地の鹽業は大に改善せられ、永く鹽田

をも維持し得て、交戰時の如く非常なる場合に於ても決して鹽の需給の均衡を保ち、民衆をして痛苦を感せしめざることを得。

八　專賣を行ふには臺灣鹽をも同時に一政令の下に支配し得べければ、內地・臺灣兩地の鹽業を融和し、相互併進するの利益あり。

九　專賣を行ふに當り前各項に述ぶるが如き手段順序を要すと雖、今や軍國多事の際なるが故に、百事最も簡約を尙び失費を節略せざるべからざるを以て、官衙は從來の專賣局及支局の類を多く供用し、必要止むを得ざるもののみを極て簡略に新設し、鹽の貯藏用倉庫の如きも鹽業者私有のものを借入れ、殊に役員の如きも主として從來の專賣局員を充用し、萬已むを得ざるものの外は新に任用せざるべし。此の如くむば敢て多額の費金を要せずして、其の目的を達することを得べし。而して後平和克復の日に於て適當なる設備を爲す。何ぞ晩しと謂はむや。

之を要するに鹽專賣法は國庫の一大財源にして、品質を改善し、需給兩者各其の利益を享有し、國產の維持を圖り延て之が發達を資け、而かも內地・臺灣の斯業をして融和併進せしむるの利便あり。獨り戰時の急要に應ずるのみに非ず、平時恒久產業保護の政策にも適合せり。矧むや其の費金の如きも消費稅法を施行すると敢て徑庭あること無く、而かも最も確實安固に之を徵收し得るに於てをや。故を以て此の際に向て政府が鹽稅賦課の法を採るに當りては、斷じて消費稅法を排除し專賣法を採用せられむことを望む。若し然らずして強て消費稅法を採らるる如きことあらば、卽ち一般鹽業者は之を贊襄することを能はざるの已むを得ざるもの有らむとす。是れ今の時に在て最も大に政府の明察を煩はさざる可からざる所なりとす。

右建議す。』

大阪商業會議所も亦其の決議を以て戰時財政計畫に對する意見書を提出し、非常特別稅として多數の稅目に變革を來すの不利なることを唱へ、急卒に新稅を制定實施するの不得策なること、又一時增收の爲めに鹽稅を起すの不可なることを開陳し、東京鹽問屋組合に在りては左の理由を擧げて同業者間に徹し、消費稅反對の運動を開始するに至れり。

『一　鹽は人生最必要品たると共に、貧富を問はず一定の所要量あり。課稅其の他の方法は以て價格を高むる結果、細民に最大苦痛を蒙らしめ課稅公平の原則に背反す。

二　勞働者の鹽を多量に攝取するは生理上當然の結果なり。課稅の爲め價格を高むるは人頭稅を課すると同一にて、人道を無視するものなり。

三　鹽稅は細民殊に勞働者に對する打擊なるを以て、自然勞銀を高むるの惡果を生ず。之れ卽ち戰時財政を以て戰時經濟を蹂躙するものと云ふべし。

四　酒類專賣法は露國今日の最大財源なりと雖、之を創始するに當り尙口實を飮酒の害惡抑制に藉る。然るに單に徵稅の目的のみを以て鹽稅を課するは、露國以上の壓制を行ふものなり。

五　國家財政の必要上何事をも爲し得べしと云ふ者あらむも、鹽にして專賣を爲し得べしとせば米穀の專賣を行ふべし。一案にして一億に近き收入を得べきなり。然るに米を措きて之を問はざるは、流石に人道を重んずるが爲めなるべし。鹽と米とは生活の必要上何の撰ぶ所かあらむ。

六　一億の公債に對する應募額は五億に近き實を見たり。何を苦みて僅に二百八十萬圓に過ぎざる鹽稅を課せむとするや。公債を主眼の財源と爲すは戰費の通則なり。本道を捨てて徑路に奔るものなり。

七　鹽稅の如きは戰時經濟と戰後經濟とを混同するものにして、大早計左支右牾の甚しきものなり。』

之を要するに、內地產鹽が近來外鹽の競爭に對し不利益の地位に立てることは、前款記述の狀況に在るを以て、更に消費稅の賦課を見るに至りては、內地製鹽業は一層の困難を加ふる事情なきに非ざるが故に、製鹽業者としては消費稅に反對し、鹽問屋其の他賣買に從事する商人としても、取引上に及ぼす影響少なからずして、課稅の爲め鹽價昂上し資金運轉の利を減殺し、且つ又投資回收上に於ける危險等の顧慮すべきものありて、之れ亦課稅反對を唱へ、共に之を非とせるも、前者は專ろ專賣として其の保護に依り鹽業の發展を期せむことを希望し、後者は絕對に鹽に對し收入を得むとするを排斥したり。而して鹽消費稅案は遂に帝國議會に於て否決となりたり。然れども政府に於ては時局の開展如何に依りては專賣と爲さむとするの意向あるに依り、鹽販賣業者は鹽專賣反對同盟會なるものを組織し、各地方に於ける主なる同業者に對し左の趣意書を配付し、贊同を勸誘するに至れり。

『政費膨脹して財用年一年よりも急なるの時に當り、國運を賭して戰役に從ふの機に會す。此に於てか人生の最必要品たる鹽の如きも亦一箇の財源として、之に消費稅を新に課するの外、更に政府專賣の發案を見るに至れり。今や賢明なる衆議院各派の讒論は大度なる政府の反省を促し、兩案を擧げて之を戰時經營の計畫中より除斥せりと雖、斯業の前途は未だ俄に今日の一段落に安んずる能はざるものなり。蓋し鹽業を官府に占有するの內議は、其の由て萌せる所のもの久しく、突如今日に始まれるに非ず。況んや其の計畫たるや單に之を政府歲入の增加に便すと云ふに止まらずして、品質の改良統一及價格の整理に便するの好名義をも負ひ、加ふるに小部分の當業者中には一時一個の便宜の爲に却て之に迎合せむとするの傾向なきに非ざるをや。他日擧國活動の目的を達して國光大に發揚すると同時に、國用益多端を加ふるの時に當り、今日の提案が土を捲て來る亦未だ知るべからざるものあり。國家經濟の大局上斯業を民間に留保し之が進步發達に努むるを以て國家の最大利益なりと確信する吾人同志は、益前程に戒心し、衆力を合はせて、斯業を捍護せざるべからざるなり。惟ふに擧國時局の急に焦慮し、刻下直接の最大目的を達せむが爲に、其の手段を問はざるの狀あるは吾人亦深く國家の爲に之を諒とする所なりと雖、國用は國民之を負擔せざるべからざると同時に、國家は國民の實力を增大せむが爲に民業の發展に努めざるべからず。然るに民業を官府に收め、生民をして其の業に聊んせしめざるが如きは、國家經濟の根本を紊るものにして、健全なる國運の伸暢を圖る所以に非ず。吾人固より帝國と隆替存亡を共にするの誠衷に於て敢て人後に落ちずと雖、國家は決して經濟政策の根本を無視する迄に窮極せる特絕の危境に瀕するに非ず。戰時財政の必要としては別に之を企劃すべき十分の餘裕あり。此の坦々たる王道を捨てて、彼の險怪なる徑路を執るは、國家の爲に斷じて默止すべからざる危道なり。戰時の今日且然り。況んや之を戰後の經營に於てするをや。故に吾人は國家の爲めに飽くまで斯業を民間に留保せむことを期すると同時に、吾人同志の團結を堅くし、各地相呼應して吾人の主張を徹底するに努め、民業の大主義をして一點の疑念

なきに至らしめむとす。同憂の士乞ふ來りて吾人と事を共にせられむことを。』

第二節　鹽專賣法の制定

第一款　鹽專賣法の立案及提出

前節に於て述べたる所の如く、政府は第二十回帝國議會に於て鹽消費稅の創設案を提出せしも、議會に於て審議の結果、鹽に對して財源を求むるの要なきに至りしを以て、課稅專賣共に之が實現を見るに至らざりしが、爾後戰局の發展に伴ひ軍費の支出益〻增大するに及び、政府は更に第二次の增收計畫を定めざるべからざるに至り、再び鹽に對して收入を求むるの已むなきに至れり。而して鹽に依る收入は、之を課稅の方法に依るべきか、又は專賣の方法に依るべきかの點に關しては、大藏省は農商務省の意見に徵し、斯業の現狀に鑑み、且つ制度の利弊、財政上の必要等を稽へ、遂に專賣斷行を以て最も時宜に適するものと認めて、鹽專賣實施計畫要領を立案し、明治三十七年五月大藏大臣は左の如く案を具して閣議を要求したり。

『祕第七八八號

日露戰爭は二大帝國が其の國運を賭するの大事變なるを以て、容易に其の終局を見ること能はざるべく、明年に於ても尙戰爭の繼續すべきことは、素より覺悟せざるべからざる事に屬するが故に、之に要する軍事費の供給に付ては豫め之が計畫を立て置かざるべからず。

明治三十七年度追加豫算は、本年四月より十二月に至る九箇月間に於て要する軍事費として三

億八千萬圓を揭上したり。之を以て推算するときは、明年一月より十二月に至る一年間に要する軍事費が、五億萬圓前後より下らざるべきは想像するに足る。而して此の軍事費に對しては第二十議會の協贊を得たる增稅收入及煙草專賣益金の增加は其の額合して一億萬圓に足らざるを以て、差引四億萬圓前後の金額は、新に其の財源を求めて之に充當せざるべからず。

四億萬圓と謂ふが如き巨額の財源は、素より公債・一時借入金等の如き臨時收入に向て之を求めざるべからずと雖、其の一部は復之を租稅專賣等の如き經常收入に求むること、財政上策の得たるものと爲す。假に必要なる財源の全部之を公債・一時借入金等の如き臨時收入に賴りて供給するものとするも、公債を募り一時借入金を爲すには、必ず其の利息及償還金に充つべき歲入を有せざるべからざるを以て、四億萬圓の公債・一時借入金に對しては少くとも三千萬圓の經常歲入を增加し置かざるべからず。故に明治三十八年度の財政計畫を立つるに當ては、租稅專賣等の經常收入に於て最低限三千萬圓の增收を求むるの必要あることは、豫め之を認めざることを得ず。

大藏省に於ては目下各種の財源を調査し、其の利害得失を研究しつつあるを以て、本大臣は計畫の熟すると共に早晩成案を具して閣議の決定を請はむとす。而して其の成案中の一として、必ず鹽專賣法案を提出せざるを得ざることは、本大臣が今より確言して憚らざる所なり。

然るに專賣の實行なるものは多大の準備を要し、特に鹽の如く年中生產せらるるものにして、而かも其の消費が全國一般に亙るものの專賣に付ては、豫め施設經營すべきもの極めて多し。而

して其の施設經營たるや相當の經費を要するを以て、計畫成るの後閣議に於て多大の變更を加へらるるときは、既往の施設經營の爲に費したる金額は全く水泡に歸することなきを保せず。故に本大臣は諸種の準備に著手するに先ち、豫め大體の方針に付閣議の決定を得、之に依りて準備的施設經營に移るを以て、事の順序を得たるものにして、而かも最も便宜に適するものと認めたり。

別紙鹽專賣計畫要領なるものは、調査の進行に依り多少變更を加ふる所なき能はざるべきも、大體に於ける方針は約して記述せられありと信ずるを以て、茲に之を閣議に提出し、之に依り鹽專賣計畫の大體方針に關する閣議の決定を請ふ。

明治三十七年五月十日

大藏大臣　男爵　曾禰荒助

內閣總大臣　伯爵　桂　太郎殿

（別紙）

「

鹽專賣計畫要領

第一　專賣制度の運用

一　鹽專賣は收入を目的とす。

二　鹽專賣事務は大藏省に專屬す。隨て專賣實施準備事務も亦全然大藏省の經營に任すべきこと。

三　專賣實施準備の事務は主稅局に於て之を行ふこと。

四　專賣は明治三十八年六月一日より施行すること。

五　沖繩縣には專賣法を施行せざること。

六　北海道は目下鹽田なきを以て施行地と爲したる上、製造許可區域外とすること。

七　伊豆七島・小笠原島・鹿兒島縣離島等は鹽田の有無を調査し、目下鹽田なければ施行地と爲したる上、製造許可區域外とすべく、若し目下鹽田あれば不施行地とすること。

八　專賣の方針は大體に於て內地鹽田特に十州鹽田の產鹽を基礎とし、其の足らざる所又は其の適せざる所に限り、臺灣鹽又は外國鹽を使用せしむるものとして經營すること。

九　專賣法實施後の專賣機關は、東京に專賣局を置き、全般の畫策經營を爲さしめ、主要產地に支局を置き、收納賣渡の事務を扱はしめ、支局と隔絕したる地方には適當の場所に支局出張所を置き、地方を限り支局の行ふべき事務を行はしむ。

十　出張所は特設のものと他官廳を利用するものとの二に分ち、特に設置する必要ある場所の外は稅務署內に出張所を置き、所長は署長をして兼務せしめ、所員は出來得る限りは稅務屬を以て兼務せしめ、其の足らざる所に在りてのみ專任者を置く。

十一　數次定員減少の結果目下既に過度の勞務に服しある稅務署員をして、更に他の事務を兼任せしむるは忍び難き所あるも、專任者を置くことより生ずる鹽專賣經費の增大を避くる爲め、已むを得ず此の如き計畫を立つるものなるが故に、兼任者には兼任手當を給することと爲すこと。

十二　產額の極めて少き地方に在ては、專賣法施行上政府は現物の受授を爲さず、一方に於ては

製造人をして鹽を製造するに從て其の數量を屆出置かしめ、他の一方に於ては政府は賣渡請求者の申出に依り、之をして代金納付の後當該官吏立會の上、政府の指定したる製造人に就て請求數量を受取らしめ、之と同時に製造人に對しては其の引渡したる數量に對する賠償金を交付するの便法を開くこと。

十三　鹽專賣の爲めには特別會計を設くること。

第二　建物

一　專賣法案を第二十一議會に提出するも、其の可決は一月下旬以前に在ること能はざるべし。一月下旬より六月一日迄に廳舍倉庫等を建築すること能はざるべきを以て、一時民屋の借入を爲すこと。

二　地方に依りては民屋の借入るべきものなき處あるべし。此の如き地方に限り假建築を爲し、一時の間に合はすること。

三　專賣制度にして永久のものなる以上は、畢竟借屋又は假建物にて用を辨ずること能はず。依て新營計畫を定め、若干年の繼續事業とし、工事を完成すること。

四　第二項及第三項の工事に關しては臨時煙草製造準備局建築部をして之に當らしむること。

第三　製造

一　製造人をして年度開始前每年度各月の製鹽見込高を屆出でしむること。

二　前項屆出高にして生產過多と認むるときは之が變更を命ずること。

三　製造人は前二項に依り確定したる製造見込高を、月別に完製するの義務を負ふこと。但し政府の許可を受けたるときは見込高を變更するを得ること。

四　製造人が正當の事由なくして完製の義務を履行せざるときは、相當の賠償金を徵するを得ること。

第四　收納及賠償

一　鹽を納付するには必ずしも包裝を施すことを要せざること。

二　鹽の數量は斤數を以て單位とし、斤以下は切捨とすること。

三　鹽は左の標準に依り等級を定むること。

イ　鹽化曹達の百分比例

ロ　水の百分比例

ハ　水以外の夾雜物の百分比例

四　賠償金は全國を相當區劃に分ち、各等級每に之を定むること。

五　賠償金額は每年度を左の四期に分ち、其の前月迄に之を定め、天候等に依り之を變更せざること。

第一期　四月乃至六月

第二期　七月乃至九月

第三期　十月乃至十二月

第四期　一月乃至三月

第五　貯藏

一　貯藏中は包裝を施さざること。

二　貯藏は等級に依り區分せず混同して之を爲すこと。但し必要あれば二種又は三種に分ち貯藏するも、其の種別は必ずしも賠償金の等級に依らざること。

第六　賣　渡

一　賣渡の請求あるときは鹽に包裝を施すこと。但し包裝を施さざるものの賣渡を請求したるときは此の限に在らず。

二　包裝は取敢へず內地製鹽地方に行はれたるものに付、其の最も適當と認むる方法に依ること。但し相當の包裝を研究し漸次改良すること。

三　賣渡代價は凡そ左の金額を合算して之を定むること。但し包裝を施さざるものに付ては（ロ）の費用を加へず。

イ　賠償金額（賣渡時期に於ける品質相當の賠償金額にして事實の賠償金額に非ず）

ロ　包裝費（豫め一定し置くものとす）

ハ　專賣利益金

四　賣渡代價は全國を相當區劃に分ち之を定むること。

五　賣渡代價は賠償金額を更定するも、天候等に因り之を變更せざること。

六　外國に輸出し又は法定の用途に供する鹽に付ては、特別の代價を以て賣渡すこと。

イ　外國輸出のものに付ては第三項（ハ）の專賣利益金を付せず

ロ　法定の用途に供するものに付ては第三項（ハ）の專賣利益金を減額す

七　前項の鹽に付ては相當の取締法を立つること。

八　鹽賣買業者に非ざれば鹽の賣渡を受くるを得ざること。但し第六項の鹽に付ては當該營業者は賣渡を受くるを得ること。

九　鹽賣買業者は政府の免許を受けしむるも、其の資格は之を制限せざること。

十　鹽賣買業者よりは免許料を徵せざること。

十一　鹽は前金に非ざれば賣渡を爲さざること。

十二　先物の賣渡を契約せざること。

第七　回　送

一　鹽は成るべく回送を爲さず、其の地に於て賣渡の方針を採ること。

第八　輸　入

一　外國鹽は豫め輸入し置かず、需要者の申出を待て之を輸入すること。

二　輸入は當分の內輸入業者の手を經て之を爲すこと。

三　臺灣鹽は豫め必要の數量を見計ひ、臺灣專賣局に注文して之を移入すること。』

右提議に對しては農商務大臣も亦大體に於て異議なかりしが、『計畫要領』第四、第五其の他施行上の細目は、大藏、農商務兩省に於て協議の上決定を要すべしとの意見あり、閣議亦右の通り決定したり。然るに施行準備に關し一々農商務省と協議するは其の進行上遲滯を免れざるのみならず、本計畫自體が收入を主眼とするものなるを以て、專ら大藏省に於て諸般の準備を進行し、法律案完成後に於て合議することに省議を決すると共に、準備調査上兩省間の意思疏通を圖らんが爲め、農商務省技師奧

健造同下啓助を囑託に任命したり。爾來大藏書記官若槻禮次郎同松本重威は該囑託員と相會して審議を盡せしが其の結果右「計畫要領」中多少の變更を加ふることとなり、明治三十七年七月十五日改訂案を決定したり。今右改訂案中原案を變更せし項目を掲ぐれば左の如し（番號の下に（原　）と爲したるは原案と番號を異にするのみにて字句の變更なきものとす）。

「　鹽專賣實施計畫要領

第一　專賣制度の運用

五　沖繩縣には（離島を除く）專賣法を施行すること。

六　北海道には專賣法を施行すること。

七　伊豆七島・小笠原島・鹿兒島縣離島（大島を除く）等は鹽田の有無を調査し、目下鹽田なければ施行地と爲したる上製造許可區域外とすべく、若し目下鹽田あれば不施行地とすること。

第三　製　造

一　新に製造出願したる者には不許可と爲すことを得ること。

二　製造者に對し豫年度の生産高を政府より命令することを得ること。

三　製造超過と認めたるときは製造を中止せしむることを得ること。

四　製造人が正當の事由なくして見込生産高を完成する義務を履行せざるときは、相當の賠償金を徴するを得ること。

第四　收納及賠償

一　自家用に供する鹽は收納せざること。

二　鹽を納付するには包裝を施さしむること。但し特に包裝なき鹽の收納を行ふことあるべし。

三　鹽の數量は重量に依り計算す。（原三）

四　ハ　夾雜鹽類の百分比例

ニ　泥砂其の他不溶解性夾雜物の百分比例（原四）

五　賠償金額は每年一回之を定め、天候等に依り之を變更せざること。

六　第五　貯　藏

一　包裝を施したるものは包裝せずして貯藏すること。

二　包裝せしものを貯藏するは等級に依り區分せず、混同して之を爲すこと。但し必要あれば二種又は三種に分ち貯藏するも、其の種別は必ずしも賠償金の等級に依らざること。

第六　賣　渡

一　賣渡代金は凡そ左の金額を合算して之を定むること。但し包裝せざるものに包裝を爲したるときは包裝費のみ合算するものとす。

ロ　專賣利益金

二（原四）

三（原五）

四（原六）

イ　外國輸出のものに付ては第一項專賣利益金を付せず

ロ　法定の用途に供するものに付ては第一項專賣利益金を減額す

五（原七）

六　鹽賣買業者にあらざれば鹽の賣渡を受くることを得ざること。但し第四項の鹽に付ては當該營業者は賣渡を受くるを得ること（鹽の賣渡に付ては賣渡請求者を制限すると、賣渡高を制限するとの二者得失を研究することを留保す）。

七（原九）

八（原十）

九（原十一）

十（原十二）』

斯くて大藏省は右の計畫要領に基きて著々專賣實施の調査を進め、又農商務省と協議を遂げたる後、之に關する法律案を作成して、明治三十七年十月二十一日之を閣議に提出せしが、閣議は之に對し二三の點に付き加除訂正を行ひし上之を決定し、同年十一月三十日之を衆議院に提出したり。今其の法案の全文を掲ぐれば左の如し。

鹽專賣法案

第一條　政府ハ鹽ノ專賣權ヲ有ス

第二條　政府ハ便宜ノ地ニ鹽取扱所ヲ設置シ鹽ノ收納及賣渡ヲ取扱ハシム

第三條　鹽ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ本法ヲ施行セサル地ヨリ移入スルコトヲ得ス

第四條　鹽ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製造スルコトヲ得ス

第五條　政府ヨリ賣渡シタル鹽ニ非サレハ所有シ、所持シ、讓渡シ、質入シ又ハ消費スルコトヲ得ス但シ納付期日前若ハ正當ノ事由ニ因リ納付ヲ遲延シタル場合ニ於テ又ハ製造者ノ自家用ノ爲所有、所持スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條　政府ハ製鹽地ノ區域又ハ鹽ノ製造期間若ハ生產高ヲ制限スルコトヲ得前項ニ依ル制限ハ鹽ノ試製ニ之ヲ適用セス

第七條　鹽製造者ノ製造シタル鹽ハ政府之ヲ收納ス但シ命令ノ定ムル制限數量以內ノ鹽ニシテ鹽製造者ノ自家用ニ供スルモノ又ハ政府ヨリ賣渡シタル鹽ニ依リ再製シタル鹽ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　鹽ノ賠償價格ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第九條　鹽ヲ製造セムトスル者ハ製鹽ノ方法、採鹹地名、地番、製鹽段別、製鹽場、貯藏場及一年ノ生產見込高ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十條　鹽ノ製造業ト鹽ノ賣買業トハ同一ノ場所ニ於テ相兼ヌルコトヲ得ス政府ノ賣渡シタル鹽ニ依リ再製スルハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　相續ニ因リ鹽ノ製造ヲ承繼シタルトキハ其ノ旨政府ニ屆出ツヘシ

相續ニ因ルノ外鹽ノ製造ヲ承繼セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條　鹽製造者鹽ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一箇月前ニ政府ニ申告スヘシ

但シ政府ノ許可ヲ受ケテ製造ヲ廢止スルハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　鹽製造者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ政府ハ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十四條　鹽製造者鹽ヲ製造シタルトキハ總テ之ヲ政府ニ納付スヘシ但シ第七條但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

政府ハ鹽製造者ヲシテ前項ニ依リ納付スヘキ鹽ヲ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘキコトヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府カ鹽ノ數量ヲ定メ引渡ヲ命シタルトキ製造者之ヲ政府ニ納付シタルモノト看做ス

第十五條　鹽製造者鹽ヲ納付シタルトキハ政府ハ鑑定人ヲシテ其ノ品質ヲ鑑定セシメ相當ノ賠償金ヲ交付スヘシ

製造者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但シ賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

再鑑定ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　鹽製造者ノ納付セムトスル鹽ニシテ其ノ品質甚シク粗惡ナルモノニ付テハ政府ハ更ニ相當ノ處理ヲ爲シタル上納付スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十七條　政府ハ鹽ノ製造又ハ包裝ノ方法、納付場所、納付期日及其ノ運搬通路ヲ定ムルコトヲ得

第十八條　政府ハ定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ競爭ニ付スルコトヲ得

第十九條　左ニ揭クル鹽ニ付テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ定價ヲ以テ之ヲ賣渡スコトヲ得

一　外國ニ輸出スルモノ

二　命令ヲ以テ指定スル用途ニ使用スルモノ

前條ニ依リテ賣渡シタル鹽ニシテ命令ノ定ムル用途ニ使用セラレタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ下付ス

第二十條　政府ハ命令ヲ以テ定メタル數量以上ニ非サレハ鹽ノ賣渡ヲ爲サス

第二十一條　鹽賣買業者ハ鹽ニ他物ヲ混和シテ販賣スルコトヲ得ス

第二十二條　鹽製造者及鹽賣買業者ハ帳簿ヲ調製シ政府ノ指示ニ從ヒ營業ニ關スル要件ヲ記載スヘシ

第二十三條　當該官吏ハ採鹵地、製鹽場、貯藏場其ノ他鹽ノ所在ト認ムル場所ニ立入リ鹵水、鹽、器具、器械、建築物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

當該官吏監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第二十四條　當該官吏ハ運搬中ニ在ル鹽ヲ檢查シ其ノ出所及到著先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏監督上必要ト認メタルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第二十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル鹽ハ之ヲ沒收ス既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ第十八條ノ賣渡定價ニ相當スル金額ヲ追徵ス

一　第三條、第四條又ハ第五條ニ違反シタル者

二　許可ヲ受ケサル土地ニ於テ鹽ヲ製造シタル者

三　情ヲ知リテ政府ヨリ賣渡ササル鹽ヲ讓受ケタル者

第二十六條　鹽製造者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル運搬通路ニ依ラスシテ鹽ヲ運搬シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス政府ノ指定シタル運搬通路ニ依ラスシテ鹽ヲ運搬シタル者亦同シ

第二十七條　鹽製造者政府ノ定メタル製造期間外ニ於テ鹽ヲ製造シ又ハ政府ノ許可シタル場所以外ニ於テ鹽ヲ製造シ若ハ貯藏シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル鹽ハ之ヲ沒收ス情ヲ知リテ其ノ場所ヲ供與シタル者亦同シ

第二十八條　前條ニ該當スル場合ヲ除クノ外鹽製造者許可ヲ受ケスシテ第九條ニ依リ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條　第十條ニ違反シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條　第十一條又ハ第十二條ニ違反シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條　鹽賣買業者第二十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ犯罪ニ係ル物件ハ之ヲ沒收ス

第三十二條　鹽製造者又ハ鹽賣買業者其ノ營業ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條　當該官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十四條　政府ヨリ賣渡ササル鹽ニシテ犯人以外ノ所有ニ係ルモノハ政府之ヲ收納ス此ノ場合ニ於テハ他物ヲ混和シタル鹽ヲ除クノ外第十五條ニ準シ賠償金ヲ交付ス

第三十五條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第三十六條　鹽製造者、鹽賣買業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條　鹽製造者又ハ鹽賣買業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第三十八條　間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

間接國稅犯則者處分法中收稅官吏及稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ勅令ヲ以テ之

ヲ定ム

第三十九條　鹽製造者其ノ製造ノ許可ヲ取消サレ又ハ鹽賣買業者其ノ業務ヲ廢止スルモ製鹽場、貯藏場又ハ販賣場ニ鹽ノ現在スル間ハ仍本法ノ規定ヲ適用ス

第四十條　本法ニ依リ收納シタル鹽ノ賠償金ノ仕拂ニ關シテハ主任ノ官吏ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

附　則

第四十一條　本法ハ明治三十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十四條第四項及第四十五條ハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條　本法ハ勅令ヲ以テ指定シタル地方ニ之ヲ施行セス

第四十三條　本法施行ノ際鹽消費者ノ所有ニ係ル鹽ニ關シテハ第五條ヲ適用セス

第四十四條　本法施行ノ際製造者ノ所有又ハ所持スル鹽ハ政府ニ納付スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十五條ニ準シ賠償金ヲ交付ス

本法施行ノ際販賣ノ目的ヲ以テ所有シ又ハ所持スル鹽ニ付テハ百斤ニ付金一圓五十錢ノ割合ニ依リ鹽稅ヲ納ムヘシ

前項ノ鹽ヲ所有シ又ハ所持スル者ハ其ノ數量及所在ヲ政府ニ申告スヘシ申告ヲ怠リ又ハ不正ノ申告ヲ爲シタルトキハ其ノ數量ニ對スル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金ニ處ス

鹽稅ノ徵收ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二項ニ依ル納稅濟ノ鹽ハ政府ノ賣渡シタル鹽ト看做ス

納稅期日前ニ於ケル鹽ノ所有又ハ所持ニ關シテハ第五條ヲ適用セス

第四十五條　本法發布前ヨリ鹽ヲ製造スル者ハ本法發布ノ日ヨリ三箇月以內ニ命令ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ第九條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十六條　本法施行ノ際鹽ヲ製造スル者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月以內ニ本法ニ依リ許可ヲ受クヘシ其ノ期間內ハ鹽ノ製造ヲ爲スコトヲ得

第二款　鹽專賣計畫に對する當業者の動靜

是より先き政府が鹽專賣施行の準備を急ぐや、斯業關係者は其の利害に應じて之に對する贊否の態度を明にし、或は課稅を可とし或は專賣を可とし、政府に建議するあり輿論に訴ふるありて、其の運動漸く盛となれり。今當時に於ける此等當業者の運動に就き、左に其の一斑を述ぶべし。

明治三十七年十月二十七日大日本鹽業協會は大藏大臣に對し左の建議を爲したり。

『今春宣戰の後政府は軍資の急に應ずるが爲め鹽に消費稅を課せむとするの意あるを聞けり。然るに本會が多年攻究する所に據れば、本邦鹽業は改善の跡著しからざるのみならず、年々歲々萎縮の悲運に傾き、之を放任するときは竟に七千五百町歩の鹽田を荒廢に歸するの虞あるを以て、今日に於て之が計畫を爲すの必要あり。卽ち之を專賣と爲し一は國家の財源に充て、一は鹽業の振興を圖るに若かざるを信じ、再次建議する所ありたり。是に於て政府は專賣法を起案し之を第二十帝國議會に提出せむとしたるに、其の事無くして止みたり。依て第二十一帝國議會

には、必ず更に該法案の提出あるべきを確信すと雖、頃日民間に於て之に反對し、私利を爭ふものありと聞く。今若し政府にして消費稅法を採るが如きことあらば、卽ち其の結果は國庫の收入を減じ、反て民衆の痛苦を增すに了らむのみ。其の專賣消費兩說の利害は前回の建議に於て之を縷陳したれば復之を贅せず。冀くは賢明なる閣下深く淸鑑を垂れ、軍資を充實し民業を保護するの精神を以て、鹽專賣法を採用せられむことを重て玆に之を建議す。』

課稅反對の目的を以て鹽業者の組織せる大日本鹽業同志會も亦、左の事項を擧して消費稅反對の意見を表し、專賣の成立を希望せり。

『一　鹽に課稅するは不可なり。

鹽は人生必需の品にして、貧富を問はず使用するものなれば、之に課稅するは殆ど人頭稅に同じ。然れども戰時の財政上他に適當の稅源なき場合は、國民も鹽業者も不得已此の課稅を忍ばざる可らず。而して其の徵稅法の如何によりては、生產力を萎微せしめ商業道德を破壞し、而も政府は收入の目的を達し能はざるに至るべし。

一　消費稅の非なる所以は、

（一）鹽田は概ね人煙稀なる海濱に散在し、製鹽は四季晝夜を擇ばず、鹹水の濃淡時に差ありて一定の產出なき故、法網を逃れ脫稅すること容易なり。之を取締らむとせば多數の監吏と多額の費用とを要す。若し聊之を忽にせば脫稅相踵で正業者を苦ましむるのみならず、政府も豫期の收入を得るに難し。

（二）脫稅の結果は市價の平準を失はしめ、延て粗製濫造の弊を釀し、外鹽の輸入を誘致す。

（三）同一政府の下に於て臺灣鹽には專賣を行ひ、內地鹽には消費稅を行はんか、其の調和を得ること頗る難し。

（四）奸商が中途に於て私を營むの弊習は、價格騰貴の爲めに更に甚しきを加へむ。

一　消費稅率の不當。

世間傳るところの消費稅論者の言によれば、政府の計畫せる專賣收益は一石二圓五十錢、若は之に近き稅額を課するを認むるものの如し。抑も消費稅は原價の一割より三割を普通とす。砂糖消費稅に視るも亦然り。鹽の原價は一石約一圓五十錢なるに、之に十割以上十五割を課するは、苛稅の最も甚しき者と云はざるを得ず。之を普通一割若は二割とせば、殆ど稅源となすに足らざるを奈何せむ。

一　寧ろ專賣法の成立を望む。

政府が適當なる方法により之を行ふときは、生產力を害せずして收入の目的を達するを得べし。

（一）稅源確實にして豫定の額を得べし。

（二）政府以外には買收するものなきが故に、取締比較的容易にして脫稅の弊少なし。

（三）政府は品位により賠償價格に等差を付すべき故、自然に鹽質の改良を促すべし。

一　消費稅必ずしも一時稅ならず。

專賣法は永久稅にして消費稅は然らずと云ふも、戰後經營上此等の收入を放棄することの難きは豫想するに足る。

一　試に消費稅を行ふの不可。

或論者は試に二三年間消費稅を施行し、果して逢算弊害あるときは之を廢するも可なりとの言をなすも、是れ思はざるの甚しきものにして、此の二三年間に正直なる製鹽業者は大打撃を蒙りて、復た起つ能はざるに至るや必せり。

右の理由により左の決議をなす。

本會は鹽の課稅に對し消費稅說を否認し、寧ろ專賣法の成立を望む。』

之と同時に全國主要產地の製鹽業者は、連署を以て政府に建議書を提出し、軍國非常の秋に際し鹽に對し財源を求むるは、國民の義務として敢て辭する所にあらざるも消費稅として課稅せむとするは鹽業の荒廢を招き、却て其の目的を達すること難きを以て、之を專賣と爲し以て國家財源の大本を確立せられたき旨を要望したり。

斯の如くにして、製鹽業者の側に於ては擧て課稅を非として、寧ろ專賣に贊成の態度を示せしも、他方東京鹽問屋を中堅とせる鹽販賣業者は、同年春以來鹽專賣反對同盟會を組織して反對運動を繼續し、鹽業同志會の運動に對し左の事由を揭げて專賣を否認し、地方同業者に檄して專賣計畫の阻止を圖れり。

『一　鹽專賣は反對なり。

鹽に課稅するは不可なるも、之を專賣とするは更に不可なり。鹽は人生必需の品にして、之に課稅するは殆ど人頭稅に齊しき嫌あり。然れども戰時の必要に際しては之をも辭すべからざる場合あり。是れ財政上最後の急に應ずるものにして、今日は尙未だ斯る窮極に達せずと雖、時局已むを得ざれば戰時有期稅として姑く之を忍ばむのみ。專賣に至りては人生の必需品に對し、永久に其の價格を昂騰せしめ、其の必要あらざるに早く人頭稅を課するの弊害を免れず。是れ到底國民が忍ぶ能はざる所なり。

二　鹽專賣には公然たる贊成者なし。

專賣の希望を以て成立する鹽業同志會なる者の決議を見るに『寧ろ專賣法の成立を望む』と稱するのみにして、是が公然贊成の意を表明するの勇氣なし。斯の同志會にして已に然りとせば、世間絕對的に鹽專賣の贊成者なきなり。

三　鹽專賣の外國事例は毫も我國情に適せず。

歐洲に於ける食鹽の大部分は天然產なり。是が一切の事情は頗る官業に適し、且つ古來因襲の一制度なるに拘はらず、晩近之を以て國家產業に害ありとして獨佛等の諸國は既に之を全廢せり。今や僅に墺匈伊等に現在するのみ。英領印度の如きも近頃識者間に於て非專賣の聲高きも、他に適當の財源なき爲めに現狀を維持するに過ぎず。我鹽業一切の事情は官營に適せざるなり。彼は是に反して天然產の利あり、且つ因襲制度なるも而も斷然之を廢せり。然るに我は官營に不適當なる事情を冒し、習慣なき鹽專賣を創設せんとす。其の失敗を見るや必然なり。

四　食鹽は專賣に適せず。

食鹽は煙草の如き奢澤品に非ず。且煙草は海外トラストの影響又は衞生上の注意を要し、專賣品に適するも、食鹽は一切是等の條件を具せず。

五　專賣は消費稅よりも弊害多し。

鹽業同志會は云へり「鹽田は概ね人煙稀なる海濱に存在し（中略）一定の產出なき故法網を逃れ脫稅すること容易なり。之を取締らむとせば多數の監吏と多額の費用とを要す（中略）政府も豫期の收入を得るに難し」と。彼等が消費稅の非を說く所以は、却て專賣收益上の困難なる所以を說くものなり。何となれば賠償價格一圓五十錢、賣下價格四圓、其の差の國庫收入率二圓五十錢は實に密賣買を誘致し、玆に彼等が消費稅に憂ふるよりも、尙甚しき弊害の存在するや明なり。

六　專賣制は戰時財政に矛盾せり。

消費課稅は在來の收稅機關にて處辨し得べきも、專賣は一切の新設を要し、且つ應急の用をなさず。之を營むに於て多額の資金と官營費とを靡す。斯る事業を軍國多事の際に强行せむとするは矛盾も亦甚し。

七　專賣は課稅よりも鹽價を高からしむ。

專賣希望者は政府計畫の專賣收益一石當二圓五十錢に近き消費稅を課するは苛稅なりと云へり。然れども專賣と課稅は畢竟するに消費者の負擔のみ。課稅の二圓五十錢は專賣の二圓五十錢より苛なるに非らず。而して專賣の二圓五十錢より得べき國庫純收入額は、課稅方法によれば約二圓にて充分なり。其の理由は課稅には官營費（一石割當）に約二十錢、量目と變質とに約三十錢の政府缺損を要せざればなり。

八　專賣法の成立を望むものは私利的希望なり。

時局急を告ぐる折柄は先づ國庫收入を課稅に求め、徐ろに攻究の餘地を與へたる後に於て、專賣の是非を決するも遲からざるに、希望者が寧ろ時局に乘せむとする傾向あるを察すれば、彼の鹽田好價の維持に汲々たる鹽田家と、之に隨伴する小作人が賠償價格に空望を囑し、只管に一般國民を犧牲たらしむる專賣制の保護に倚りて、自己を利せんとするに他ならざるなり。

九　鹽質の改良を專賣に望むは誤謬なり。

「徒に品質の改良にして猛進せんか、品質の上に世上の稱贊を博すべきも、品質改良には必ずや價格昂進の伴ふを免れず、却て販路を失ふの虞なきに非ず」とは改良に成功して販路に失敗せし臺灣專賣局が報告書に揭げたる自白なり。品質改良を專賣に望むは抑謬れり。

十　賠償價格の算定は困難なり。

二百六十有餘の鹽濱に於ける特異の事情、販路の區々なるに加へて、食鹽が天候に支配さるる供給と人生に適切なる需要とは頻々衝突して時價の激變計り難し。斯る情態の下に相當なる賠償價格を算定せむことは到底不可能なりと謂ふを憚からず。而して其の算定の不公平なる、是れより鹽業の頹敗を招致すべし。

十一　一般需要者は專賣局より直接購入するを得ず。

賣下を受くべきものは、免許料を納め且一定の數量以上を引取るべきことを規定したる當局者は、一方に於て專賣に依りて一般需要者が商人の手を經ざる利益ありと說けり。迂も亦甚し。夫れ少量を要する各個人が、豫め資格を作り置き、入用の都度專賣局より直取引を爲すが如きは、事實に在り得べからざるなり。

十二　鹽專賣は葉煙草專賣の覆轍を踏むべし。

鹽專賣は政府が製鹽を併擧するに非ざれば、再び葉煙草に失敗したる經歷を再演すべし。

十三　臺灣鹽專賣收入は六十萬圓にして、其の實收入は僅々二十萬圓なり。其の差額は悉く官營費に靡したるなり。政府が官營費として八十餘萬圓を計上したるも、其の結果は甚しき違算を示すべきや明なりと。

十四　鹽專賣は徒に我國財源の枯渇を海外に暗示するものなり。

英國は多年の財源なる鹽稅を廢し、米國は斷じて鹽稅主義を採らず。食鹽が國民元氣の消長に關するや亦辯を俟たず。今や國家が非常の時に處するに膺り、非常特別課稅の手段あるに拘らず、之を擱きて斯る人生必需品をも拉へ來りて永久的官業となさむと欲す。徒に財源の枯渇を海外に暗示し、而て將來募債の上にも影響して國家の不利是より大なるは莫し。

右の理由に依り本會は戰時有期稅として食鹽に消費稅を課せらるるは、萬止むを得ずとして專賣法を否認す。』

地方の販賣業者に在りては、別に政府に對し陳情書を以て專賣の不可を訴ふるあり、或は又相應じて反對運動に加擔するものありしと雖も、此等は多くは鹽取引の多量なる地方に限り、其の他の地方に在りては概して冷淡にして、殆ど成行を看過せるものの如くなりき。

既にして專賣法案の議會に提出せらるるや、之に對する反對運動も益〻盛となり、直江津商業會議所が左記反對理由を擧げて專賣を難じ消費稅を可とすることを議決し、政府に對し建議書を提出したるを魁とし、各地の商業會議所に於ても相尋いで專賣否認の建議を爲すに至れり。

『一　國家の本能は私人の上に超絶して之に命令し之を强制するに在り。故に國家は其の目的を達する爲めに獨り徵稅賦課の權を專にす。其の偶〻私人と相駢馳して營利行爲を爲すの事實あるは、畢竟國家財政と侯伯の內帑とを混同一視せる中世遺習の反影のみ。近世國家の觀念に適合する現象に非ず。

鹽專賣は國家を取て直に私人の列伍に投じ、錙銖相爭はしめむと擬するもの、國家の本能を賊する之より甚しきはなし。是れ鹽專賣を非認する第一義なり。

二　同じく之れ營業なり。而かも私人の營業は征利を以て唯一目的と爲すに反し、國家の營業は收益を以て目的の一部と爲すに過ぎず。時としては全く利害の觀念を挾まざるを其の本義とす。要は事業の統一·公益の增進·公安の保護等を以て主たる目的と爲すに在り。鹽專賣は征利を以て唯一の目的とするもの、國家の業に非ざるなり。是れ鹽專賣を非認する第二義なり。

三　縱令純然たる經濟觀を以て國家が或種の事業を營むこと無きに非ざるも、斯かる場合に於ては其の事業が之を私人に委すれば獨占に陷り易き性質のもの、又は之を民業に任すれば其の成功を期し難き性質のものたらざるべからず。

鹽專賣は如此看易き經濟上の通義を沒了して、國家をして敢て百年の失計を行はしめむとするもの、殷鑑遠からず西班牙·葡萄牙に在り。是れ鹽の專賣を非認する第三義なり。

四　經濟現象の發達、社會狀態の向上は一に之を自然の進運に放任すべく、人爲の法規に依り遽に更改すべき底のものに非ず。國家は助長を力むべくして、更改を强ふべからず。

鹽專賣は經營統一の名の下に經濟現象の發達を促し、品質改良の口實を以て社會狀態の向上

を強ゐむとす。豈に苗の長せざるを憂へて苗を拔くものに異ならむや。是れ鹽專賣を非認する第四義なり。

五　局部の財政計畫の爲めに脈絡錯綜せる商慣習を一朝にして打破するは經濟政策の源義に反す。財政經濟固と別あり、而かも互に相因果す。財政を料理するもの先づ經濟の狀態如何を察せざるべからず。

鹽專賣は製鹽業者と仲買、小賣人との間に連綿たる商慣習を無視し、相賴り相資くる錯綜せる經濟關係を打破せむとするもの、經濟界豈に不測の危險なしと云はむや。是れ鹽專賣を非認する第五義なり。

六　國庫の空實は人民貧富の反影なり。國庫の充實に急にして、人民の生業を奪ひて顧みざるは、國家の狀態を病的悲運に促進するものなり。國家の目的を達せむとして却て其の目的を誤るもの、例之角を矯めむとして牛を殺すものに等し。

鹽專賣は國家の收入を增進せむと欲して、妄に人民の生業を奪ひ去るものに非ざるか。國家の目的を誤るものに非ざるか。財政の任に當るもの沈思熱慮を要す。之れ鹽專賣を非認する第六義なり。

七　戰爭は國家興亡の繫る所、如何なる手段を盡し如何なる方法を講ずるも、其の目的は之を達せざるべからず。而かも國家が幾萬の生靈を亡ひ、幾億の國帑を費しても尙且交戰を敢てせざるべからざる其の緣由を忘るべからず。戰役の目的は敵國の戰鬪力を奪ふに止まらず、實に國家の目的を達するに在り。國家の目的は高遠なり、偉大なり、而かも要は國家をして健全なる發達を爲さしむるに外ならず。

鹽專賣は國民奉公の美德に藉りて、之を朝四暮三の徒たらしめむとするものなり。徵稅の苦痛は之を覆すべからず。一は節約精勵に依りて之を輕減することを得るも、他は生活の根柢を失ふを奈何せむ。是れ鹽專賣を非認する第七義なり。』

右の如くにして、大勢上より見て鹽に依り收入を得むとすることの到底避くべからざることは、一般に認むる所なりしが、其の方法に關しては、製鹽業者は鹽業保護の基礎たらんことを期して專賣を希望し、販賣業者は民業を殺ぐの不理を唱へ、一時の財源を求むるに永久的の施設を爲すの誤れることを說きて消費稅說を主張し、各〻相起て輿論に訴ふるに至りしなり。而して此の專賣計畫に依りて直に影響を受けたるものは鹽價にして、明治三十七年三四月頃に在りては生產地に於て一石九十錢迄の暴落を見、製鹽業者は稍〻困難の狀を呈せしに、專賣法案の議會に提出せらるるに及びて俄に騰貴の趨勢あり、十一月には香川縣下に於ては一石二圓以上の取引あり、德島縣下に於ても二斗五升入一俵普通二十四五錢のもの倍額五十錢以上に奔騰するに至れり。蓋し專賣實施後に於ける政府の賣下價格は一石約四圓位と見積り、見越買占を爲したるに因るものなり。

第三款　鹽專賣法の成立及公布

明治三十七年十一月三十日鹽專賣法案の衆議院に提出せらるるや、衆議院は十二月三日第一讀會を開きて直に之を二十七名の特別委員に付託し、右特別委員は委員會を開くこと四回に及びて審議を遂げしが、其の間に於ける質問及政府委員の之に對する說明の梗概を揭ぐれば左の如し。

（問）專賣は收入のみを目的とするや、鹽の改良保護をも目的とするや。

（答）歲入を目的とするは勿論にして、其の結果は鹽業の廢絕を來たさざることを期すべきなり。

（問）前期議會には課稅として法案の提出ありしに、爰年ならずして專賣となしたるは如何なる理由ありや。

（答）昨年に在りても一時消費稅を課し、尋いで專賣を施行する考案なりしものにして、之を變更したるに非ず。

（問）專賣と爲さずとも課稅として可ならずや。

（答）一千萬圓以上の收入を得るには課稅にては目的を達し難し。其の稅率が價格の一割若は二割位に止まらむか、課稅し得ざるに非ざるも、一倍又は一倍半に上る收入を得むとするには、其の賦課を受くべき製鹽業者は之を轉嫁すること頗る困難にして、遂に廢業の已むを得ざるに至るべき虞あり。

（問）專賣を施行するとせば、臺灣の專賣とは關係上如何なる取扱に爲すべきや、之を統一するの意なきや。

（答）同じく專賣なるを以て將來は之を統一する方可なるべしと考ふるも、現在に在りては鹽の收納に付ては雙方同一に取扱ひ得べしと雖、賣渡手續は臺灣にては土人の組合に賣下ぐることとなり居りて、一朝自由制度と爲し難きものあるに由り、本案は臺灣の專賣は之を別とし、內地の專賣のみと爲し、臺灣より內地に移入する鹽は、政府が必要に應じて臺灣總督府專賣局より買入るる仕組と爲すに止めたり。

（問）新に官廳を設置する場所には宏壯なる建物を設け、多數の官吏を置くこと其の例多し、鹽取扱所の設置は如何にせむとするや。

（答）鹽の產額多き場所には新に役所を特設すべきも、產額寡少なる土地に在りては現在の稅務官廳を利用する考にして、現在官廳の吏員は成るべく兼務せしむる方針なり。而して其の廳舍は差向借家にて間に合はすこととし、借入るべきものなきときに限り、一時假建築を爲す計畫にして、手輕を主とし出來るだけ經費を節約せむとす。

（問）鹽取扱所は全國何箇所位と爲すべき見込なりや。

（答）新に設くべきものは鹽の生產高多き地方に六箇所の取扱所を設け、五十七箇所の出張所を置くことと爲せり。而して現在の官廳にて利用し得べきものは之を利用し、併置する計畫にして、前記の外に取扱所十五箇所、出張所八十六箇所を設くべき豫定なり。

（問）鹽取扱所は便宜の地に設くとあり、如何なる土地に設くべきや。

（答）役所は鹽の收納に便利なる地に設くる積にして、結局鹽田所在地方に設くることとなるべし。鹽の賣渡に在りては從來鹽商人が始終產地より回送し、各地に供給し來れるを以て、其の慣行に委せ、政府は別に官廳の要なきものと考へ居れり。

（問）法案第五條に『所有シ』とあり、又『所持シ』とあり、其の意義如何。

（答）鹽は政府より賣下たるものに非ざれは所有權を有せざることを明にし、尙ほ所有權を有せざるのみならず、所持することをも禁止せるの意なり。

（問）法案第六條の制限は如何なる場合に行ふべきや。

（答）鹽の産額多くして過剰を來さむか、專賣を維持し得ざるに至るべきを以て、或は製鹽の區域を制限し、或は其の期間を制限し、或は又産額を制限し得べき餘地を留めたるものなり。然れども施行の初に於ては、多額の製造を見るが如きこと非ざるべき見込にて、制限を爲すが如き考を持せず。殊に鹽田所在の製鹽を制止するが如きことは事實爲し得べきことに非ず。

（問）右制限は全體の生産高に比例して制限する考なりや、或は一部に對し制限することありや。若し一部に對し制限することありとせば、之に對し相當に補償を爲すべきや。

（答）需要供給の關係を參酌し、供給が甚しく超過する場合に於て、其の超過高を適當に鹽梅して、之を各製鹽者に通知し制限する見込なり。

（問）取締上不便とする場所には、細則に於て製鹽を許可せざることとするものの如し。絶對に製鹽を許可せざるや。

（答）取締上不便と認むる場所は事實の問題にして、實際に於て許可せざる如きことは殆どあらざるべし。偶〻外洋の孤島等に在りて出願することありとせむか、出張所の設置又は收納取締等經費を要すべきを以て、斯の如き場合に在りては許可せざることを得るの餘地を存するの必要あるに依り、此の趣旨に基き施行細則に規定する考を持せり。尤も法の發布前より鹽の製造を爲せるものは、特に法案第四十五條に於て許可の規定ありて、前述許可の條件には關係なきものなり。

（問）鹽の賠償價格は一年を通じて定むるや、或は又場所に依り之を區分するや。

（答）賠償價格は一箇年を通じ之を定め、季節に依り區別せざる積にして、各地の生産費を勘案し適當に區域を分ち之を定めむとす。

（問）製鹽業と鹽賣買業とは同一の場所に於て相兼ぬるを得ざることと爲せるも、製鹽地に在りては實際同一場所を使用せるに、之を禁ずるに至らば多大の困難を感ずべし。之を禁止する理由如何。

（答）鹽の密賣を防ぐ精神に出でたる規定にして、若し同一場所に於て一方製鹽を爲し、他方にては販賣することを許さむか、殆ど十分に取締を爲し得ざるの虞あり。

（問）法案第十四條に『納付スヘキ鹽ヲ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘキコトヲ命スルコトヲ得』とあり。如何なる取扱なりや。

（答）納付の簡易手續にして、普通納付の場合には收納官廳まで鹽の運搬を爲し、納付の手續をさざるべからざるも、官廳の所在地より遠隔せる製鹽地に在りては、其の運搬に多額の費用を要し、納付上他の製鹽地と權衡を得ざるに依り、其の實狀に於て簡易手續に依らしむるを至當と認むる場所に在りては、政府は鹽の引取人を指定し、製鹽者をして其の引取人に鹽を引渡さしめ、之を以て納付と看做すことに便法を開きたるものにして、畢竟鹽製造者の便利を圖りたるものなり。

（問）鹽の定價を一石二圓五十錢と爲しながら、百斤を一圓五十錢とするは違算ならずや。

（答）鹽一石は大體二十七貫として計算せるも、下りて二十六貫のものあり、上りて二十八貫以上のものありて一定せず。然れども大體に於て二十七貫卽ち百六十八斤七五を相當とし、百斤一圓四十八錢餘となるを以て、之を切上げ一圓五十錢と爲したるものにして誤算に非ず。

（問）鹽の賣捌は免許制度を採らざるや。

（答）別に賣捌人の指定を爲さざる積なり。

（問）法案第十九條の『命令ヲ以テ指定スル用途』とは如何なる用途を云ふや。

（答）醬油釀造用・曹達製造原料・其の他遠洋漁業用は指定用途と爲さむとす。爰に遠洋漁業と云ふも、遠洋漁業奬勵法に所謂遠洋漁業とは其の意味同一ならず、廣義の意にして樺太の漁業の如きも之を包含せしめむとす。

（問）番醬油には課稅なき爲め之を使用する鹽は普通の價格を以て賣下ぐることとなれるも、番醬油は絞り粕に鹽水を混じたるものにて、之に課稅するは水に課稅すると同じからずや。殊に番醬油は中流以下の者の使用するものにして、低價と爲すべきものならずや。

（答）醬油は課稅ある故に其の使用鹽を特別價格と爲せるも、番醬油は課稅なきを以て、其の使用鹽に對し特別價格とするの必要なし。

（問）內地重要鹽藏魚類に對しては其の使用鹽を特別價格とするの要なきや。

（答）之を外國に輸出するものに在りては免稅品として取扱ふべき理由ありと雖、內地にて消費するものに在りては之を魚類鹽藏に供用するは、宛も味噌の釀造に鹽を使用すると更に異なれるなく、等しく內地にて消費するものにして、特に魚類鹽藏に限り其の使用鹽を特別價格と爲すの理由を認むる能はず。

（問）法案第十八條に於て必要の場合には競賣に付することとなり居れり。必要の場合とは如何なる場合なりや。

（答）競爭に付する場合は殆ど實現せざるべしと雖、煙草專賣法施行の當初に於て、買受希望者が多數役所に詰掛け競爭を爲し、門前より投石して喧嘩したるが如き事例ありしに因り、必要に應じ競爭に付し得べき餘地を存したるものにして、樟腦專賣法にも同一の規定あるを以て、此の規定を設けたるに他ならず。然れども曾て未だ之を適用したる事實なし。

（問）鹽は水分を含めるを以て、收納したるときと賣渡すときとは其の量同じからざるべし。如何に取扱ふべきや。

（答）收納するときも賣渡すときも共の品質を驗し、其の實量に據るべし。水分の滴下せる鹽は其の品質は上進するを常とす。

（問）法案には石と斤と兩つながら用ひたり。政府は如何に取扱ふべきや。

（答）研究の結果斤を可なりと認め居れるも、從來石を以て取扱來れるものなるに依り、之を可とするの說ありて、尙十分に詮議の餘地ありと考ふるを以て、二樣に規定したり。尤も現在の處斤にて取扱ふことに調査を爲し居れり。

（問）政府は凶年の準備として鹽の貯藏を爲すことなきや。

（答）翌年に對する豫備の積置は爲さざる考にして、每年の所要高は一方より收納し一方に拂下ぐることと爲さむとす。但し幾分の持越は免れざるべきも、豫備として貯藏するが如き取扱は之を爲さざる考なり。

（問）法施行の際の持越鹽も一旦政府に收納することと爲さば、特に課稅の必要なきに非ずや。

（答）煙草專賣法施行の際にも仲買人の所持せしものは之を政府に買上げたり。樟腦專賣法施

行の際も亦同じく仲買人又は販賣人が所持せしものは一旦買上げ之を賣渡したり。鹽專賣法案も當初同一に立案せしも、各所に散在する鹽を悉く收納せむとするには非常の手數を要し、多大の不便ありて到底實行困難なるに依り、之を收納することを止め課稅に改案したるなり。

（問）專賣法施行の際持越すべき鹽に對しては何程の收入を見込ありや。

（答）之に對しては別に收入として計上し在らず。

（問）收入中に鹽稅の計上なき以上は別に課稅の必要なきに非ずや。

（答）若し鹽稅なしとせば明治三十八年度の收入は減少すべし。何となれば專賣法施行迄に見越移入又は見越製造を爲すこととなるべく、之を豫期するとせば見越だけは控除して收入を見積らざるべからざるも、課稅に依りて見越を防ぎ得べきに依り、六月以後平年分の收入卽ち八百餘萬圓を計上し得たるものなり。

（問）專賣施行の際に於て持越と爲るべき高は何程なりや。

（答）概約千九百萬斤の持越あるべき見込にして、若し課稅なしとせば見越持越高は約八千七百萬斤の多きに上るならむ（此の算出基礎左の如し）。

專賣法第四十四條第二項に依り同法施行の際徵收すべき鹽稅見積左の如し。

	專賣法施行の際販賣店在高	上欄換算斤數	稅率	稅額
內地產鹽	一一五、三〇三石	一九、四五七、三八一斤	百斤に付一圓五十錢	二九一、八六〇圓
輸入鹽	三六二、一九九斤		同	五、四三三

		專賣法施行の際販賣店在高	上欄換算斤數	稅率	稅額
內地產鹽		一一五、三〇三石	一九、四五七、三八一斤	百斤に付一圓五十錢	二九一、八六〇圓
輸入鹽		三六二、一九九斤	同	同	五、四三三
移入鹽		一、七〇一、〇三二斤	一九、四五七、三八一	同	二五、五一五
計		一一五、三〇三石 一、七〇一、〇三二斤	一九、四五七、三八一	同	二五、五一五

（備考）本表販賣店在高は自一月至五月產鹽高・輸入高移入高の各十五分の一と看做す。

專賣法第四十四條第二項鹽稅徵收の規定なき場合に於ては、左記の鹽は無稅品として同法施行後に持越となり、其の稅金額丈は專賣益金を減少すべし。

	自一月至五月產鹽高・輸入高及移入高	見越卽ち持越高	上欄換算斤數	稅率	稅額
內地產鹽	一、七二九、五四九石	五一八、八六五斤	八七、五五八、四六八斤	百斤に付一圓五十錢	一、三一三、三七四圓
輸入鹽	五、四三二、九九〇斤	五、四三二、九九〇		同	八一、四九五
移入鹽	二五、五一五、四七五斤	二五、五一五、四七五		同	三八二、七三二
計	一、七二九、五四九石 三〇、九四八、四六五斤	五一八、八六五石 三〇、九四八、四六五斤	八七、五五八、四六八		一、七七七、六〇四

（備考）本表見越卽ち持越高は自一月至五月產鹽高の三割及輸入高移入高の各倍數と見做す。

（問）見越輸入を防ぎ得るとせば課稅せずして可なるべきや。

（答）全く見越輸入なしとせば課稅の條文は削除して可なる如きも、政府は見越なしとの見込を立つる能はず。

（問）漁業家が漁業に使用の目的にて買入たる鹽に對しても尙ほ課稅するや。

（答）他に轉賣せざるときは課稅せらるることなし。

（問）專賣法の施行期限を二月又は三月に繰上ぐることを得ざるや。如何なる準備を要するや。

（答）非常の際なるを以て成るべく短縮して年度の更新期より實行したしと考へしも、廳舍倉庫等の準備を要し到底繰上ぐること難し。勿論施行當初は借家を以て之に充つる筈なるも、鹽田所在地には其の借家すら乏しく、直に之が建築を要するあり、借家ありとて多少の造作を要し、如何に急速を計るも之が準備には四五箇月の期間を要するを以て、六月より施行と爲したるなり。

（問）臺灣にては小栗某が一手に特約を受け、內地に移入し居れりと聞く。果して事實なりとせば其の特約に年限の定なきや。

（答）內地に販賣する臺灣鹽は小栗某の手を經ることとなれるが如し。其の特約に年限ありとするも、專賣法發布せらるる以上は之に遵由せざるを得ざるを以て、政府又は政府の命を受けたる者に非ざれば移入するを得ざるべきなり。

（問）然らば其の特約者は法律の結果其の權利を喪失することとなるべし。如何に處理すべきや。

（答）法律施行の結果契約を破毀するに至るべきや否やは不明なるも、此の如き場合に臨みては臺灣當局者と審議を盡し、決定すべき見込にして、若し從來の取扱者を不適當と認むるときは、必ずしも其の人に限るの要なしと考ふ。

（問）臺灣鹽の移入は取扱人を一定する考なりや。其の取扱を命ずる場合には單に其の輸送のみを命じ、代金其の他金錢上の取極は政府之に任するものなりや。

（答）臺灣鹽の移入は臺灣總督府專賣局と協議の上之を爲す筈にして、移入に經驗ある者をして之が取扱を爲さしむるか、或は政府に於て之を直營するか、實際の便宜に依る考にして、取扱者を定むる場合には唯其の輸送のみに當らしむべき考なり。

（問）政府の命を受けて臺灣鹽を移入する者が臺灣鹽を廉價に買入れ、之を再製し又は其の儘販賣するとせば、歲入上大打擊となるべし。如何に取扱はしむべきや。

（答）臺灣鹽の移入を命じ指定の人をして取扱はしむるとするも、其の移入したる鹽は政府に於て之を受入れ、之に相當の益金を加算し、內地鹽と權衡を失はざる價格を以て賣渡を爲し、別に市場にて競爭を見るが如きことなからしむる考なり。

（問）臺灣にては內地に一億二千萬斤の鹽を移入し、代金は百斤に付二十七錢弱と豫算しあり。然るに內地に於て專賣を施行せば、臺灣總督府に於ける豫算に影響せざるや。

（答）臺灣に於て右の如き豫算ありとするも、內地專賣の計畫なかりし時の豫算にして、內地專賣の實行は從來の輸入數量及內地に於ける所要限度等を考へ、臺灣當局者と交涉し、一億萬斤は移入せざる見込なり。尤も臺灣より移入する鹽は臺灣に於て多額の利益を見込在らざるを以て、格別其の收益に影響すること在らざるべし。

前記の如き諸多の質問の後、法案各條に對し討議を爲したるに、修正意見を提出するものあり、就中持越鹽課稅に對しては議論最も多く、中途懇話會に付して熟議を凝りたる末、修正案に對する大藏大臣の言明を求め、之が決定を爲したり。其の修正意見の概要左の如し。

（一）法案第三條中『鹽ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケ』の下に『若ハ其ノ許可ヲ受ケ』を加へ、許可を受けたる者は鹽の輸入移入を爲し得ることとなし、次に『政府ハ前項ニ依ル輸入若ハ移入ノ鹽ニ對シテ

ハ其ノ數量ヲ制限スルコトヲ得』の一項を加へ、尚第三項に『本條ハ明治三十八年二月一日ヨリ施行ス』と爲し、以て見越輸入を制し、法案第四十四條第二項の課稅の條項を削除したし。

右は法案第四十四條が原案の如く存置に決したる爲め、修正の要なきことに決定す。

(二) 法案第十五條に於て鑑定人は政府が常置することとなれるも、其の必要なきものと爲し『鹽製造者鹽ヲ納付シタルトキハ』の下を『其ノ品質ヲ以テ相當賠償金ヲ交付スヘシ』に改め、第二項に『製造者前項ノ賠償金ニ不服ナルトキハ鑑定人ニ審査ヲ請求スルコトヲ得』と爲し、鑑定人の一部は民間より選出し、一部は官吏より選出することに爲したし。

右は品質に相當する賠償金を交付するには、之に經驗ある鑑定人をして鑑定せしむるの必要ある旨、政府委員の說明ありて否決となる。

(三) 法案第十八條に『必要ト認ムルトキハ競賣ニ付スルコトヲ得』とあり、競爭行はれ四圓のものは五圓、六圓に上ることなしと云ふべからざるを以て之を否とし、此の但書は之を削除し、更に一項を加へ『前項ノ定價ハ賠償金ヲ交付シ收納シタル鹽ニ付テハ賣渡當時ノ品質ニ相當スル賠償金ニ一石ニ付二圓五十錢又ハ百斤ニ付一圓五十錢ノ割合ノ金額ヲ加算シタルモノヲ超フルヲ得ス』と修正したし。尤も百斤に付一圓五十錢は、一石二圓五十錢の割合を以て改算決定を要すること。

右は可決。

(四) 法案第十九條中特に定めたる價格を以て賣渡すべき鹽には、內地重要鹽藏魚類に供するものをも追加規定したし。

右は內地に於て消費すべき鹽藏魚類に對して迄低價と爲すの必要なき旨、政府委員の說明あり、結局取消となる。

(五) 法案第十九條中の交付金を下付すべき鹽には、賣渡後再製したる鹽をも追加したし。

外國に輸出し又は命令を以て定めたる用途に使用するときは、再製したる鹽と雖交付金の下付を受くべきものなることの說明を爲し、是れ亦取消となる。

(六) 法案第四十四條第二項に對する修正意見に三あり。

(イ) 持越鹽に對しては百斤に付一圓五十錢の割合を以て課稅することとなれるも、當業者の說に據れば百斤は大抵五斗三升位にして、一石に付約三圓に當る。然るに市場の鹽價は二圓前後にして三圓の稅額を加ふるときは、五圓以上に賣るに非ざれば利益なし。若し政府の賣下鹽が四圓位なりとせば、營業者は多大の壓迫を蒙むることとなるべし。殊に課稅の有無は豫算には何等影響なく、唯見越輸入の懸念あるのみなるも、是れ亦杞憂に過ぎざるを以て全然削除したし。尙ほ又織物稅は賣上たるものに付一箇年の猶豫を與へて徵稅することに決定せるに、鹽に對しては其の持越に對し直に賦課せらるるは權衡を失へるのみならず、鹽商に對しては數十年數百年來の稼業に何等の特典を與へざるのみならず、却て重稅を課するは不當なるを以て削除を可とす。

(ロ) 百斤に付一圓五十錢の課稅とせば、一石二圓五十三錢一厘となり、一石二圓五十錢の加算額以上に上り、既製品は收納鹽以上の賦課を受くることとなり、衡平を得ざるに依り、一石を二十七貫として、百斤一圓四十八錢一厘となるを、其の一割を減じたるもの、卽ち約一圓三十錢の課

稅に改めたし。

（八）百斤一圓三十錢は尙ほ高きに失するを以て一圓と爲したし。

右は要求に依り大藏大臣出席し、政府に於て一圓三十錢に同意すべき旨を言明したるに、採決の結果全廢說は先づ否決となり、一圓說も亦少數否決せられ、一圓三十錢說は出席人員の過半數を以て可決となれり。

尋いで十二月十七日第一讀會を續開して本議に上せしに、議員中『鹽は貧富の差別なく一樣に一定の量を必要とするものにして、之に對して課稅するは全國多數の細民をして生活を困難ならしめ、多大の苦痛を與ふのみならず、各種工業に障害を與へ、水產業の發達を妨げ、經濟上に於ても大に不利益なるものにして、假令時局に於て必要已むを得ざるものありとするも、今日尙他に稅源を求め得ざるに非ざるを以て、之を消費稅と爲すと將亦專賣と爲すとを問はず、此の如き惡稅に對しては絕對に反對せざるを得ず』と論ずる者ありたるも、大勢既に定まり直に第二讀會を開き、第三讀會を省略し、委員會修正通可決確定したり。

本法案は衆議院に於て卽日貴族院に送付し、貴族院に於ては同月二十一日第一讀會を開き、十五名の委員付託と爲せり。同委員會に於ても諸種の質問應答ありしも、結局時局に際し必要已むべからざるものとし、全會の一致を以て衆議院の修正通可決し、尋いで十二月二十六日本會議に於て可決確定したり。

以上述ぶるが如くにして帝國議會は政府提出案に對し二個の修正を加へたり。卽ち其の一は鹽の賣渡を競爭に付するを得るの規定を削除して、鹽は必ず定價を以て賣渡すべきものと爲し、內地製鹽の定價は賠償金に對し一石に付金二圓五十錢、又は百斤に付金一圓四十八錢の割合の金額を加算したるものを、超えて之を定むることを得ずと定めしことにして、其の二は鹽專賣法施行の際販賣の目的を以て持越したる鹽に對する稅金百斤に付金一圓五十錢の割合を一圓三十錢に低減したることと之なり。而して右二箇の修正の內、前者は政府の計畫を變更せしものに非ずして、單に政府の計畫したる定價を以て、定價の最高限と爲すことを法文に明記し、之を超えて定價を定めんとするときは更に議會の協贊を求めしめんと爲せしに過ぎざるものなるが、之に反し後者の修正は實質に於て政府の提案を變更せしものなり。蓋し政府は持越鹽に對しては專賣收益率と略同一なる課稅を爲し以て見越製造又は見越輸入を防遏すると同時に、持越鹽の多量なるより生ずべき鹽取引の變態を豫防せんとせしものなりしが、議會は其の稅率を輕減し、專賣收益率に比し百斤に付十八錢の差あるに至らしめしを以て、專賣法施行前より持越したる鹽を販賣する者は、專賣後賣渡を受けたる鹽を販賣する者に比し、多くの利益を得ることとなれり。

以上の如くにして帝國議會を通過したる鹽專賣法は明治三十八年一月一日法律第十一號を以て左の如く公布せられ、同年六月一日より實施せらるることとなれり。

鹽專賣法（明治三十八年一月一日法律第十一號）

第一條　政府ハ鹽ノ專賣權ヲ有ス

第二條　政府ハ便宜ノ地ニ鹽取扱所ヲ設置シ鹽ノ收納及賣渡ヲ取扱ハシム

第三條　鹽ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ本法ヲ施行セサル地ヨリ移入スルコトヲ得ス

第四條　鹽ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製造スルコトヲ得ス

第五條　政府ヨリ賣渡シタル鹽ニ非サレハ所有シ、所持シ、讓渡シ、質入シ又ハ消費スルコトヲ得ス但シ納付期日前若ハ正當ノ事由ニ因リ納付ヲ遲延シタル場合ニ於テ又ハ製造者ノ自家用ノ爲所有、所持スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條　政府ハ製鹽地ノ區域又ハ鹽ノ製造期間若ハ生產高ヲ制限スルコトヲ得

前項ニ依ル制限ハ鹽ノ試製ニ之ヲ適用セス

第七條　鹽製造者ノ製造シタル鹽ハ政府之ヲ收納ス但シ命令ノ定ムル制限數量以內ノ鹽ニシテ鹽製造者ノ自家用ニ供スルモノ又ハ政府ヨリ賣渡シタル鹽ニ依リ再製シタル鹽ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　鹽ノ賠償價格ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第九條　鹽ヲ製造セムトスル者ハ製鹽方法、採鹵地名、地番、製鹽段別、製鹽場、貯藏場及一年ノ生產見込高ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十條　鹽ノ製造業ト鹽ノ賣買業トハ同一ノ場所ニ於テ相兼ヌルコトヲ得ス但シ政府ノ賣渡シタル鹽ニ依リ再製スルハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　相續ニ因リ鹽ノ製造ヲ承繼シタルトキハ其ノ旨政府ニ屆出ツヘシ

相續ニ因ルノ外鹽ノ製造ヲ承繼セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條　鹽製造者鹽ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一箇月前ニ政府ニ申告スヘシ

但シ政府ノ許可ヲ受ケテ製造ヲ廢止スルハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　鹽製造者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ政府ハ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十四條　鹽製造者鹽ヲ製造シタルトキハ總テ之ヲ政府ニ納付スヘシ但シ第七條但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

政府ハ鹽製造者ヲシテ前項ニ依リ納付スヘキ鹽ヲ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘキコトヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府カ鹽ノ數量ヲ定メ引渡ヲ命シタルトキ製造者之ヲ政府ニ納付シタルモノト看做ス

第十五條　鹽製造者鹽ヲ納付シタルトキハ政府ハ鑑定人ヲシテ其ノ品質ヲ鑑定セシメ相當ノ賠償金ヲ交付スヘシ

製造者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但シ賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

再鑑定ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　鹽製造者ノ納付セムトスル鹽ニシテ其ノ品質甚シク粗惡ナルモノニ付テハ政府ハ更ニ相當ノ處理ヲ爲シタル上納付スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十七條　政府ハ鹽ノ製造又ハ包裝ノ方法、納付場所、納付期日及其ノ運搬通路ヲ定ムルコトヲ得

第十八條　政府ハ定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スヘシ

前項ノ定價ハ賠償金ヲ交付シテ收納シタル鹽ニ付テハ賣渡當時ノ品質ニ相當スル賠償金ニ

一石ニ付金二圓五十錢又ハ百斤ニ付金一圓四十八錢ノ割合ノ金額ヲ加算シタルモノヲ超エテ之ヲ定ムルコトヲ得ス

第十九條　左ニ揭クル鹽ニ付テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ定價ヲ以テ之ヲ賣渡スコトヲ得

一　外國ニ輸出スルモノ

二　命令ヲ以テ指定スル用途ニ使用スルモノ

前條ニ依リテ賣渡シタル鹽ニシテ命令ノ定ムル用途ニ使用セラレタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ下付ス

第二十條　政府ハ命令ヲ以テ定メタル數量以上ニ非サレハ鹽ノ賣渡ヲ爲サス

第二十一條　鹽賣買業者ハ鹽ニ他物ヲ混和シテ販賣スルコトヲ得ス

第二十二條　鹽製造者及鹽賣買業者ハ帳簿ヲ調製シ政府ノ指示ニ從ヒ營業ニ關スル要件ヲ記載スヘシ

第二十三條　當該官吏ハ採鹹地、製鹽場、貯藏場其ノ他鹽ノ所在ト認ムル場所ニ立入リ鹹水、鹽、器具、器械、建築物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

當該官吏監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第二十四條　當該官吏ハ運搬中ニ在ル鹽ヲ檢查シ其ノ出所及到著先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏監督上必要ト認メタルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第二十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル鹽ハ之ヲ沒收ス既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ第十八條ノ賣渡定價ニ相當スル金額ヲ追徵ス

一　第三條、第四條又ハ第五條ニ違反シタル者

二　許可ヲ受ケサル土地ニ於テ鹽ヲ製造シタル者

三　情ヲ知リテ政府ヨリ賣渡ササル鹽ヲ讓受ケタル者

第二十六條　鹽製造者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル運搬通路ニ依ラスシテ鹽ヲ運搬シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス政府ノ指定シタル運搬通路ニ依ラスシテ鹽ヲ運搬シタルトキ亦同シ

第二十七條　鹽製造者政府ノ定メタル製造期間外ニ於テ鹽ヲ製造シ又ハ政府ノ許可シタル場所以外ニ於テ鹽ヲ製造シ若ハ貯藏シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル鹽ハ之ヲ沒收ス情ヲ知リテ其ノ場所ヲ供與シタル者亦同シ

第二十八條　前條ニ該當スル場合ヲ除クノ外鹽製造者許可ヲ受ケスシテ第九條ニ依リ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條　第十條ニ違反シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條　第十一條又ハ第十二條ニ違反シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條　鹽賣買業者第二十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ犯罪ニ係ル物件ハ之ヲ沒收ス

第三十二條　鹽製造者又ハ鹽賣買業者其ノ營業ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條　當該官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十四條　政府ヨリ賣渡ササル鹽ニシテ犯人以外ノ所有ニ依ルモノハ政府之ヲ收納ス此ノ場合ニ於テハ他物ヲ混和シタル鹽ヲ除クノ外第十五條ニ準シ賠償金ヲ交付ス

第三十五條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第三十六條　鹽製造者、鹽賣買業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條　鹽製造者又ハ鹽賣買業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第三十八條　間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

間接國稅犯則者處分法中收稅官吏及稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條　鹽製造者其ノ製造ノ許可ヲ取消サレ又ハ鹽製造者若ハ鹽賣買業者其ノ業務ヲ廢止スルモ製鹽場、貯藏場又ハ販賣場ニ鹽ノ現在スル間ハ仍本法ノ規定ヲ適用ス

第四十條　本法ニ依リ收納シタル鹽ノ賠償金ノ仕拂ニ關シテハ主任ノ官吏ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

附　則

第四十一條　本法ハ明治三十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十四條第四項及第四十五條ハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條　本法ハ勅令ヲ以テ指定シタル地方ニ之ヲ施行セス

第四十三條　本法施行ノ際鹽消費者ノ所有ニ係ル鹽ニ關シテハ第五條ヲ適用セス

第四十四條　本法施行ノ際製造者ノ所有又ハ所持スル鹽ハ政府ニ納付スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十五條ニ準シ賠償金ヲ交付ス

本法施行ノ際販賣ノ目的ヲ以テ所有シ又ハ所持スル鹽ニ付テハ百斤ニ付金一圓三十錢ノ割合ニ依リ鹽稅ヲ納ムヘシ

前項ノ鹽ヲ所有シ又ハ所持スル者ハ其ノ數量及所在ヲ政府ニ申告スヘシ申告ヲ怠リ又ハ不正ノ申告ヲ爲シタルトキハ其ノ數量ニ對スル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金ニ處ス

鹽稅ノ徵收ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二項ニ依ル納稅濟ノ鹽ハ政府ノ賣渡シタル鹽ト看做ス

納稅期日前ニ於ケル鹽ノ所有又ハ所持ニ關シテハ第五條ヲ適用セス

第四十五條　本法發布前ヨリ鹽ヲ製造スル者ハ本法發布ノ日ヨリ三箇月以内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ第九條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十六條　本法施行ノ際鹽ヲ製造スル者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月以内ニ本法ニ依リ許可ヲ受クヘシ其ノ期間内ハ鹽ノ製造ヲ爲スコトヲ得

斯くして鹽專賣法は明治三十八年六月一日より施行せらるることとなりしも、鹽稅徵收に關する規定及同法發布前より鹽を製造する者の製造許可に關する規定に就ては、右期日以前に於て施行を要する爲め、同法第四十一條に於て之を除外し、別に其の施行期日を定めざりしを以て、法例に依り滿二十日を經過したる一月二十一日より施行せらるることとなれり。

尙ほ鹽專賣法は其の第四十二條に於て、勅令を以て其の不施行地を指定することと定めたり。蓋し彼の海洋中に離散せる島嶼の如き交通不便の地に在りては、鹽の收納賣渡を爲し且つ日常監視取締を爲す等專賣制度の施行上に於て、啻に經費を要するのみならず、其の實行頗る困難なるものあるが故に、專賣施行上に於て別に障害を釀さざる限は、此等地方を除外するを可とするを以てなり。仍て政府は同年四月十四日勅令第百三十四號を以て鹽專賣法不施行地を左の如く定めたり。

勅令第百三十四號（明治三十八年四月十四日）

鹽專賣法第四十二條ニ依リ左ノ地方ニハ當分ノ内同法ヲ施行セス

一　東京府管下小笠原島及伊豆七島

一鹿兒島縣管下馬毛島、口ノ永良部島、竹島、硫黄島、鷹島、津唐瀨黑島、東島、宇治島、雙島、草垣島、口之島、中之島、臥蛇島、小臥蛇島、平島、諏訪瀨島、惡石島、島子島、寶島、上ノ根島、横當島、喜界島、請島、與路島、德之島、沖永良部島及與論島

一沖繩縣管下伊平屋島、伊是名島、具志川島、野甫島、屋奈葉島、古宇利島、伊江島、瀨底島、面那島、伊計島、宮城島、平安座島、濱島、津堅島、久高島、前島、黑島、渡嘉敷島、座間味島、屋加比島、阿嘉島、慶留間島、久場島、渡名喜島、粟國島、鳥島、久米島、奥武島、大葉島、池間島、大神島、來間島、水納島、多良間島、竹富島、嘉彌眞島、小濱島、黑島、新城島、西表島、内離島、外離島、沖神島、鳩間島、波照間島、大東島、魚釣島及與那國島

右不施行地に關しては、其の後明治四十四年五月一日に至り、勅令第百三十一號を以て左記の如く千島列島を之に追加したり。蓋し千島列島に於ける鹽の需要は、樺太と同樣殆ど漁業用鹽のみなるに拘らず、樺太は專賣法不施行地なるに反し千島は施行地なるを以て、漁業用鹽として特別定價を以て賣渡を受くるが爲には、檢査其の他手續上の不便を忍ばざるべからず、而も同島には鹽の生産なく取締上に於ても別に支障なきを以て、漁業奬勵の趣旨に依り移出鹽の取扱を受けしむべき目的を以て專賣法不施行地に加へしものなり。

勅令第百三十一號（明治四十四年五月一日）

明治三十八年勅令第百三十四號中左ノ通改正ス

第三號中「奥武島」ノ下ニ「（島尻郡仲里村所屬）」ヲ加ヘ左ノ一號ヲ加フ

一北海道廳管下得撫郡、新知郡、古守郡、紗那郡、振別郡、擇捉郡、蘂取郡

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三節　鹽專賣法の實施

第一款　實施に關する調査

第一項　緒言

前節に於て述べたる如く、大藏省は明治三十七年五月鹽專賣實施計畫要領を定めて閣議の決定を請ふと共に、實施準備の第一着手として同月先づ各稅務監督局をして左記事項を調査せしめたり。

（一）各產地に於ける鹽田段別・竈數・製鹽場數及產鹽高（明治三十四年以後三箇年分を調査せしむ）
（二）各月別產鹽高
（三）百斤當製鹽損益
（四）鹽卸賣及小賣價格
（五）各產地に於ける產鹽者の賣渡價格
（六）天候と生產費及鹽價との變動
（七）鹽貯藏方法及貯藏減量步合
（八）鹽包裝方法及包裝費
（九）特別用途鹽の數量及其の買受方
（一〇）鹽取引所賣渡高
（一一）鹽卸賣及小賣人員
（一二）各產鹽地より鹽仕向先及其の數量
（一三）鹽賣買業者間に於ける鹽の等級定め方及等級鑑定方法
（一四）鹽賣買の慣例
（一五）各產鹽地の所在地圖
（一六）產鹽の標本
（一七）藩制時代に於ける鹽制の有無其の起源竝制度の大要
（一八）鹽より生ずる苦汁の割合其の用途・價格竝貯藏方法

右の外大藏省當局は、稅關及臺灣總督府に照會して、外國鹽及臺灣鹽の用途竝に其の內地移入高及價格を調査すると共に、一方には本省より吏員を各地に分派し、他の財源調査と共に實地に就き左の事項を調査せしめたり。

（一）機關配置の適否（計畫案省略）
（二）支局又は出張所と定むべき場所に收納すべき鹽の數量
（三）廳舍・倉庫の借入るべきものの有無
（四）現場賣買を許すべき場所を定むること
（五）現場賣買の場合に於ては數量は如何にして之を查定するや
（六）各產地に於て鹽の品質を鑑別する方法
（七）各產地の鹽の消費せらるべき地方

（八）鹽業組合と製鹽者及販賣者との關係
（九）專賣實施後利用することを得べき機關（例へば鹽業組合・問屋・仲買人等の目下の取引を調査し、現場實買の便利を計る如し）
（一〇）天候と鹽の生產費及價格との關係
（一一）季節と鹽の生產費及價格との關係
（一二）鹽の貯藏方法
（一三）鹽の包裝
（一四）鹽取引の慣例

以上の如き準備調査に基き、本省に於て專賣實施準備に關する調査要目を左の如く定めて、之が調査に着手したり。

『　鹽專賣實施準備要目

一　製鹽地を調査すること
　イ　鹽田及製鹽所所在地を調査すること
　ロ　各地製鹽高を月別に調査すること
　ハ　現物を政府に納付せしむる場所と、之を保管せしめ、其場に就て賣渡を爲す場所とを區別すること
二　支局及出張所を設くべき場所を選定すること
　イ　支局を置くべき場所を定むること
　ロ　特設出張所を置くべき場所を定むること
　ハ　兼管出張所を置くべき場所を定むること
三　各支局及出張所に要する土地建物を調査すること
　イ　鹽の重量と其の容積との割合を調査すること
　ロ　各支局及出張所に收納すべき鹽の數量を調査すること
　ハ　各支局及出張所に於ける廳舍及倉庫に要する土地及建物の坪數を定むること
四　支局及出張所を設置すべき場所に於て應急必要の建物を準備すること
　イ　廳舍として借入るべき民屋の有無を調査し、其の借入料を概定すること
　ロ　倉庫として借入るべき民屋の有無を調査し、其の借入料を概定すること
　ハ　借入るべき民屋なき場所に於ては假建築を爲すべき土地を調査し、假建築の費用を概定すること
　ニ　假建築に付ては製圖其の他內部に於て爲すべき一切の準備は法律成立前に之を爲し、法律成立したるときは直ちに外部に對し之を實行すること
五　新營計畫を立て之が完成を計ること
　イ　鹽の收納貯藏等に適する建物の構造を調査すること
　ロ　新營を爲すべき地方に於ける土地其の他の物件の價格及勞銀等を調査し、新營費を豫算す

ること

ハ　經費及人力の許す範圍内に於て年限を定め、建築計畫を立つること

六　鹽の等級を定むること

イ　各地鹽の種類品質を調査すること

ロ　鹽の等級を適當に定むること

ハ　各等級に對する標準を定むること

ニ　等級鑑定の簡便法を定むること

七　賠償金額を定むること

イ　各地に於ける鹽の生產費を調査すること（月別に調査すること）

ロ　鹽製造の損益計算を爲すこと

ハ　各地に於ける鹽の卸賣及小賣價格を調査すること（相當年間月別に調査すること）

ニ　天候と生產費及價格との關係を調査すること

ホ　賠償金を異にすべき區劃を定むること

ヘ　各季節に於ける各等級の賠償金を定むること

八　鹽の貯藏に關する調査を爲すこと

イ　適當なる貯藏法を考案すること

ロ　鹽を貯藏するに付區別すべきものを調査すること

ハ　貯藏中の減量を調査すること

九　鹽の包裝方法を調査すること

イ　從來行はれたるものを調査すること

ロ　專賣局に於て用ゆべき包裝を定むること

ハ　包裝費を調査すること

十　賣渡代價を定むること

イ　賣渡代價を異にすべき區劃を定むること

ロ　各季節に於ける各等級の賣渡代金を定むること

ハ　特別代價を以て賣渡すべき鹽の代價を定むること

十一　外國輸出鹽に關する調査を爲すこと

イ　輸出せらるる地方及其の數量を調査すること

ロ　輸出に從事する者を調査すること

ハ　輸出鹽賣渡手續を定むること

十二　法定の用途に供する鹽に關する調査を爲すこと

イ　法定の用途に供する者及其の數量を調査すること

ロ　法定の用途に供する鹽の賣渡手續を定むること

十三　鹽取引所に於ける鹽賣買約定高を調査すること

十四　地方に分け鹽賣買業者（卸賣・小賣を區別す）の人員を調査すること

十五　鹽賣買の慣例を調査すること

イ　從來の慣例を調査すること
ロ　專賣が如何なる程度に於て從來の慣例を變更するやを調査すること
ハ　專賣の爲めに鹽の取引上に如何なる變化を及ぼすべきやを調査すること
ニ　各地產鹽の仕向先を調査すること

十六　外國鹽輸入に關する調査を爲すこと
イ　輸入元の國名及其の數量を調査すること
ロ　輸入に從事する者を調査すること
ハ　輸入鹽使用者又は使用用途を調査すること
ニ　外國鹽の輸入手續を定むること

十七　臺灣鹽輸入に關する調査を爲すこと
イ　臺灣鹽輸入數量を調査すること
ロ　臺灣鹽使用者又は使用の用途を調査すること
ハ　臺灣鹽輸入手續を定むること

十八　專賣局·支局出張所に備付くべき備品を調査すること

十九　專賣機關の官制を定むること

二十　專賣の經費豫算を調製すること

二十一　專賣の收支計算を爲すこと

二十二　備付くべき帳簿を調査し、其の樣式を定むること

二十三　專賣法及施行規則を起草すること

二十四　鹽に關する諸統計を調製すること

二十五　外國に於ける鹽專賣法規を翻譯すること

二十六　各產鹽地方の略圖を作成すること』

右の如く鹽專賣施行に關して調査を要する事項は頗る多岐に亙り、而も之が實施は甚だ急を要するを以て、之が達算ならしむることを期する爲には當局者は多大の苦心を拂ひたり。今以下の諸項に於て前揭準備要目に依り調査したる事項中、其の主要なるものに就き略述すべし。

第二項　鹽の生產高

內地に於ける製鹽地は三十五府縣約六百町村に涉り、其の製鹽場數は明治三十六年に於て一萬三千六百五十八箇所に及び、製鹽段別は七千五百五十三町歩を算へたり。其の主產地は古來十州鹽田と汎稱せらるる播磨·備前·備中·備後·安藝·周防·長門·阿波·讚岐·伊豫の十箇國沿岸地方にして、此の地方に於ける產額は全國總產出額の約八割五分を占め、餘の一割五分は九州沿岸·伊勢灣·東京灣及能登半島を主とし、殆ど全國に亙れり。今產額多き地方を擧ぐれば、大鹽·赤穗·三田尻·坂出·撫養附近を最とし、味野·宇多津·瀉元附近之に亞ぎ、山田·日比·松永·吉和·瀨戶田·竹原·平生·秋穗·下松·詫間·伯方及能登の飯田·三河の吉田等の地方は十萬石以上の產地にして、寄島·福川·小松·志佐·高松·德島·多喜濱·波止濱及下總の行德·豐前の小波瀨·豐後の杵築等は五萬石以上を產し、其の他伊勢の黑部·陸前の渡波·筑前の津屋崎·豐後の高田·肥後の腹赤地方は四五萬石を產せり。

內地に於ける鹽製造方法は多様なりと雖も、其の主なるものは海水を鹽田の細砂に浸潤せしめ、之を乾燥し、其の中に含める鹽分を濾過して濃厚なる鹹水を作り、之を煎熬して鹽を製造する所謂鹽田製鹽法にして、此の外特に採鹹作業を爲さず、直に海水を煎熬して鹽を製造するもの、卽ち海水直煮製鹽あり、又枝條架を用ひて採鹹するものあり、稀に鹽土より採鹹し、又は鹹泉より製鹽するものあり、其の他沃度製造の副産として採鹽するものあり、或は鹽を溶解して更に製造するものあり。而して其の煎熬は普通に直火を用ふるも、海水直煮にして規模稍〻大なるものに在りては蒸氣を利用するものなきにあらず。然れども此等機械製鹽と目すべきものは、未だ收支償ふものなく、總て試驗中に屬せり。又臺灣及朝鮮に於て行はるる天日製鹽は、氣候の關係上內地に於ては行はるるに至らざるものとす。今明治三十六年前十箇年間に於ける鹽生產高・鹽田段別・製鹽竈數及製鹽場數を揭ぐれば左の如し。

年次	鹽產額			鹽田段別	製鹽竈數	製鹽場數
	鹽田	鹽濱其の他	計			
明治二十七年	六、二〇五、九五五石	一一九、九三六石	六、三二五、八九一石	六、五六五町四	一七、一四四	?
二十八年	五、八八三、九〇三	一一一、一四九	五、九九五、〇五一	六、七六八・八	一六、二五三	?
二十九年	五、〇八二、二四〇	一五二、七八四	五、二三五、〇二四	七、〇二三・六	一六、五四七	?
三十年	六、〇五五、七一一	一二二、三八三	六、一七八、〇九四	七、〇三八・五	一八、四五三	?
三十一年	六、一八〇、一五七	一八四、八二二	六、三六四、九七九	七、一一五・四	一九、〇七五	?
三十二年	五、六九二、九八三	一一八、〇三八	五、八一一、〇二一	七、〇九〇・三	一六、一八八	?
三十三年	六、四四四、一二三	一四六、九五五	六、五九一、〇七八	七、一五〇・二	一七、五八四	?
三十四年	六、一六、九七七	一〇四、〇三〇	六、七二一、〇〇七	七、一六〇・二	一四、六二八	一三、六九九
三十五年	五、八七三、六二三	九五、二二七	五、九六八、八五〇	七、四一二・〇	一四、四三〇	一三、五一六
三十六年	六、五二二、二一四	一一二、八八三	六、六三五、〇九七	七、五五三・七	一四、五八九	一三、六五八

（備考）一、明治三十三年以前の產額は第十九次農商務統計表に據り、同三十四年以降の產額は稅務監督局の調査に依る。

二、鹽田段別は明治三十二年までは主稅局年報に據り、明治三十三年以降は每年七月一日現在稅務管督局報告に據る。但し明治三十四年以後にありては沖繩縣に於ける鹽田を算入せり。

三、明治三十三年以前の竈數は第十九次農商務統計表に據り、同三十四年以降の竈數及場數は稅務監督局の調査に依る。但し稅務監督局調査の分は鹿兒島縣及沖繩縣に屬する小島の分を計入せず。

鹽の產額は鹽田製鹽の常として歲の乾濕に依り豐凶を免れず、明治三十六年前十箇年の實蹟に見るときは、多きは六百七十萬石を超ゆることあるも、少きは五百二十萬石に下り二割を減ずるありて之を平均するときは六百二十萬石を出でず。明治三十六年の產額六百六十萬石を以て前各年の製鹽高に比較するに、同三十四年に次げる生產にして、平均以上に在り、却て豐收なるが如きも、同年に於ける天候季節等に勘考するときは、平年作と見るを適當とすべし。仍て專賣計畫に於ては明治三十六年の實蹟を採ることと爲し、又其の製鹽段別・製鹽竈場數の如きは勿論最近の現狀に據るを可とすることを以て、之れ亦總て明治三十六年に依り計畫することとしたり。

第三項　鹽の輸移入及輸出高

外國鹽の輸入は年々增加し、明治三十六年に至りては其の額三千三百餘萬斤に上りしが、之を前五六年間の狀況に見るに、英獨鹽最も多く、支那鹽之に次げり。而して明治三十六年には安南鹽及北米

鹽も亦多額を占めたり。此等は何れも外商の輸入に係り、仲次業者の手を經て需要者に賣込むものにして、過半は横濱港より輸入せらる。其の精製鹽は英國產多くして瓶詰箱入を普通とし、粗製鹽は獨逸產山鹽多く、布入にして輸入後叺に詰替へ販賣す。精製鹽は食卓用又は藥用等に供するに止まり、其の量多からざるも、粗製鹽は明治二十九年頃內地鹽價騰貴に際し、野田地方の醬油釀造家が之を仕込に試用せし以來、靡然として各地に波及するに至りしものなり。蓋し內地鹽は品質に於て大に外鹽に劣るのみならず、其の醬油釀造に使用するには少くとも半歲以上乾涸せしめ、苦汁を除去せざるべからざるが故に、數量の減耗、遊資の損失を考ふれば、經濟的にも遙かに外鹽に及ばざるなり。是を以て近來外鹽の需要著しく增加の傾向あるに至れり。明治三十六年前十箇年間に於ける鹽輸入高は左の如し。

年次	數量 斤 外國鹽	數量 斤 內國鹽（再輸入のもの）	數量 斤 計	換算石數 石 外國鹽	換算石數 石 內國鹽（再輸入のもの）	換算石數 石 計
明治二七	五、六五六、四四？	九九、八九九、四六四	九九、八九九、六一二〇	？	五九一	？
二八	？	六二一、八〇五、三、〇二七	六二一、八〇五、六、二七二	？	三、六八四	？
二九	？	一、二二四、九七九、一一、七六九	一、二二四、九七九、六七、三四八	？	七、二五九	？
三〇	？	七六九、六八三、九、七一八	七六九、六八三、一二一、五四二	？	四、五六四	？
三一	一一一、八二四	四三五、一三九、四、八〇八	二九、七五三、一九五、一三八、一七三	一一七、二七二	二、五七八	一一九、八五〇
三二	一三、二〇三、〇三四、八六、四二九	一、三三五、六〇一、一〇、二六九	一四、五三八、六三五、九六、六九八	五二、八一二	七、九一四	六〇、七二六
三三	一五、六三九、五六九、一二二、三八三	二、七八〇、六二一、二四、八七一	一八、四二〇、一九〇、一四七、二五四	六二、五五八	一六、四七七	七九、〇三五
三四	八、七九九、四〇五、七五、三九八	二、四四五、四一八、二二、一一八	一一、二四四、八二三、九七、五一六	三五、一九七	一四、四九一	四九、六八八
三五	一八、六三五、九〇九、一三七、五三七	二、二八二、四八七、二二、二六五	二〇、九一八、三九六、一五九、八〇二	七四、五四三	一三、五二五	八八、〇六八
三六	三三、八三九、二五七、二六六、二九六	三、五〇四、七七八、三一、九三九	三四、三四四、〇三五、二九八、二三五	一三五、三五七	二〇、七六九	一五六、一二六

（備考）本表は大日本外國貿易年表に依る。換算割合は外國鹽は一石に付四十貫目、內國鹽は一石に付二十七貫目とす。次表も亦同じ。

臺灣鹽の內地移入額は明治三十四年には二千六百餘萬斤にして、同三十五年には倍加して五千八百餘萬斤に上りしも、同三十六年は不況にして三千百萬斤に下れり。現今臺灣總督府に於て鹽田の開築に努めつつあるを以て、將來增加することあるも減少することなかるべく、約五千萬斤乃至八千萬斤程度の移入あるものと見るべし。元來同島產鹽は色相不良にして褐色を帶び、結晶又粗大にして內地消費に適せず、其の需要は醬油釀造及アルカリ工業用等に在り。

鹽の輸出は四千萬斤乃至五千萬斤の間に在りて、仕向先は殆ど韓國及露領亞細亞に限れり。韓國に在りては其の地の產鹽粗惡にして價格亦不廉なる爲め、自然內地鹽の嗜好多きものの如く、露領に輸出するものに在りては、サガレン又はニコライエフスク等其の沿海に於ける鮭鱒等の漁獵に供用せらるるものにして、內外商人の輸出するものと、本邦出稼漁業者の買込輸出するものとあり。函館、

小樽・新潟・伏木等の各港より輸出するものは殆ど此の漁業用鹽に屬す。明治三十六年前十箇年間に於ける鹽輸出高は左の如し。

年次	數量				換算石數			
	內國鹽	外國鹽（再輸出のもの）	計		內國鹽	外國鹽（再輸出のもの）	計	
明治二七	一六、一〇〇、〇五二斤	？斤	六八、二九九、？斤		九五、四〇七石	？石	？石	
二八	二四、六八七、〇三二円	四四円	二五、？円		一四六、二九三	？	？	
二九	九七、四六三	？	九七、七二五		一五三、四六六	？	？	
三〇	二五、八九七、五〇〇	？	一三二、六三三		二一八、五九三	？	？	
三一	一三二、三五三	二八〇	三〇三、四三六		一七四、八八三	二、〇五二	一七六、九三五	
三二	三六、八七七、七二九	？	三〇、〇二四、六七九		二三一、四七九	一、六八二	二三三、一六一	
三三	三〇〇、八一一	二、六二五	二二二、四〇六		一九八、三九五	—	二九八、三九五	
三四	二九、五一一、五九二	五一三、〇八七	三九、〇六二、二三九		一七四、八八三	二、〇五二	一七六、九三五	
三五	二一五、七九七	六、六〇九	二七八、三〇五		二三一、四七九	一、六八二	二三三、一六一	
三六	三九、〇六二、二三九	四二〇、五七八	五〇、三五四、三〇四		二一八、五九三	？	？	
	二七八、三〇五	五、六五五	四五二、四八七		一五三、四六六	？	？	
	五〇、三五四、三〇四	—	三八、二一九、七六〇		一四六、二九三	？	？	
	四五二、四八七	五〇、〇〇〇	三〇三、六二七		九五、四〇七	？	？	
	三八、二一九、七六〇	一、七二七	四一、五〇八、二六一		二一六、四八七	？	？	
	三〇三、六二七	三〇四、〇一五	三四八、六二六		二四五、七四	二六〇	二四六、二三四	
	四一、五〇八、二六一	四、二六九	四四、七三三、七六四		九五、四〇七	二、〇五二	九七、四五九	
	三四八、六二六	六五、二四六	五〇四、九九六		二一六、四八七	？	？	
	四四、七三三、七六四	一、七二七			二二七、七〇三	？	？	
	五〇四、九九六	一三、七一五			二四六、二三四	二六〇	二四六、二三四	
					二六九、四三一	四、三四三	二六九、四三一	

第四項　鹽の消費高

以上の調査に依り內地に於ける鹽の消費高を算出するに、明治三十六年前十箇年平均に於て六百餘萬石にして、一人當一斗三升四合に當れり。假に一石二十七貫を以て換算するときは、一人當二十二斤六なりとす。

年次	內地消費高	人口	一人當平均
明治二七	六、二三一、〇七五石	四一、八一三、二一五	〇・一四九石
二八	五、八五二、五四三	四二、二七〇、六二〇	〇・一三八
二九	五、〇八八、八一七	四二、七〇八、二六四	〇・一一九
三〇	五、九六四、〇六五	四三、二二八、八六三	〇・一三七
三一	六、三〇七、八九四	四三、七六三、八五五	〇・一四四
三二	五、六三八、五八六	四四、二六〇、六四二	〇・一二七
十箇年平均	六、〇七九、五六二	—	〇・一三四

（備考）一、內地消費高は內地產出高・輸入高・輸出高を加除算定したるものなり。
二、人口は第二十二回帝國統計年鑑に據り本籍人口を揭ぐ。
三、明治三十五年以降一人當消費高は明治三十四年の人口に依り算出せり。

年次	內地消費高	人口	一人當平均
明治三三	六、三七一、七一八石	四四、八一五、九八〇	〇・一四二
三四	六、六四八、四五八	四五、四二六、六五一	〇・一四六
三五	六、〇四三、四三六	—	〇・一三三
三六	六、六四九、〇二四	—	〇・一四六
十箇年平均	六、〇七九、五六二	—	〇・一三四

消費高の內、工業用其の他特別用途の使用鹽量に就ては、調査期間十分ならざりし爲め精確なる調査を遂ぐる能はざりしも、明治三十五年中に於て各稅務監督局の調査したる處に據れば、九十四萬四千四百五十六石を算し、又三十六年中の實績に就き之を調査したるに、九十四萬千五石にして前調査と略一致したるを以て、大體に於て正鵠を得たるものと認められたり。

特別用途	明治三十五年調査	明治三十六年調査
酸及アルカリ工業用	三三、八二六石	三九、四四二石
晒粉製造用	二五、四一九	六、五二九
石鹸製造用	一、〇〇〇	八四六、五〇〇
醤油醸造用	八一九、七七八	三三、一一七
牧畜用	四四、八四〇	

特別用途	明治三十五年調査	明治三十六年調査
肥料用	一九、五九三石	九、二八六石
鑛業用	？	六、一二五
獸皮保存用	？	六
計	九四四、四五六	九四一、〇〇五

第五項　鹽の計量・鑑定及回送

鹽の計量に就き重量主義を採るべきか、容量主義に據るべきかは頗る重大なる問題なるが、各地の慣行を調査せし結果、一二の地方を除くの外、鹽の取引は概ね容量に依れること明となれり。然れども容量主義に依る計量は、各地種々の慣行あるのみならず、之に巧拙ありて頗る不正確なるに反し、重量主義に在りては比較的正確にして、計量一律なるの利あり。

專賣制度實施に依りて從來の慣習を破るは必ずしも好むべきことに非ずと雖も、政府事業として は須らく計量の確實を期し、不正の餘地を殘さざるを必要とするを以て、此の際斷然重量主義を採用することに決定したり。而して重量と容量との割合に關しても各地の慣行一樣ならざるを以て、現品に就き品質に應じて之が試驗を爲し、其の率を概定することと爲し、調査の結果、內地鹽は一石に付二十七貫を以て中庸を得たるものと認めしを以て、一石の換算率を百六十八斤七五とし、之に依り調査計畫を立つることとせり。

次に鹽の良否は何を標準として之を區別するかも亦重要なる問題にして、之に就ては從來一定の標準なく色相・結晶・鹹味・重量・濕氣等に依り之を區分するを普通と爲せしが、結局鹽の良否は鹽分の多少に在るものなるを以て、今之を統一して鹽の等級を定むるには、含有鹽化曹達の量を以てするを適當と認め、結晶又は色相等は品質檢定に加味せざることと爲したり。

尙又鹽が其の生產地より消費地に搬出せらるる狀態に就て見るに、小產地に在りては鹽の仕向地は概ね其の附近地方に過ぎず、又主產地に在りては從來需要地一定し、大なる變動なきものの如し。今其の主なる產地に就き之を見るに、大鹽地方の鹽は大阪へ七割、赤穗地方の鹽は東京へ六割、味野地方の鹽は東京及京阪濃勢方面へ六七割、竹原地方の鹽は新潟・土崎方面へ七割、瀨戶田地方の鹽は東京へ三割、北海道へ三割、松永地方の鹽は越後地方へ七割、三田尻地方の鹽は西は筑後方面へ北は丹後・越前・酒田・土崎より北海道方面へ六七割、秋穗地方の鹽は九州及隱岐へ六七割、坂出地方の鹽は東京へ三四割、北海道へ二三割、瀉元地方の鹽は大阪へ六割、撫養地方の鹽は東京へ四割、波止濱地方の鹽は東京へ三割を搬出するものの如し。然るに既に鹽を以て專賣品と爲したる以上は政府に於て之を消費地に配給し、以て其の價格を均一にし、國民の負擔をして不同なからしむること當然の處置なりと雖も、未だ經驗なき專賣制度施行に際し、直に此等複雜なる經營に當るは、收入の確實を期せんとする際に於ては寧ろ之を避くるを可なりとし、鹽の回送は全く從來の慣行に委するの方針を採ることと爲し、卽ち政府に於て鹽の回送を爲さずして、從來製鹽業者が產地に於て商人に賣渡したると同じく、收納地に於て直に需要者に賣渡すこととしたり。

第六項　鹽價及鹽賣買業者數

鹽價は產地に廉にして、產地を隔つること遠く運搬不便の地方は自然高價となり、各地同一なるを得ず。且つ鹽田製鹽の常として其の豐凶に伴ひ價格に高低を來し、又時期に依りて同一ならずと雖も、今平均市場價格として農商務省統計表に計上する處に據れば左の如し。

明治二十年	一石當	圓 一、一九〇	明治二十九年	一石當	圓 二、四四〇
同　二十一年		一、〇六〇	同　三十年		三、一七〇
同　二十二年		一、四八〇	同　三十一年		二、八九〇
同　二十三年		二、〇六〇	同　三十二年		二、四一〇
同　二十四年		一、五五〇	同　三十三年		二、四一〇
同　二十五年		一、四六〇	同　三十四年		二、〇一〇
同　二十六年		一、三四〇	同　三十五年		二、一七〇
同　二十七年		一、二〇〇	同　三十六年		二、三二〇
同　二十八年		一、三九〇			

又稅務監督局をして調査せしめたる明治三十六年前三年間の卸賣平均價格は、長野の四圓七十九錢三厘を最高、丸龜の一圓十八錢七厘を最低とし、全國平均二圓十五錢六厘にして、前記農商務省統計表と略一致したり。

次に明治三十六年に於ける鹽賣買業者は、卸賣人員七千四十七人、小賣人員九萬六千四百十六人を算せり。之を地方別に表示すれば左の如し。

道府縣名	卸賣人員	小賣人員	道府縣名	卸賣人員	小賣人員	道府縣名	卸賣人員	小賣人員
北海道	二〇四	三、九六九	靜岡縣	一六九	三、五〇二	岡山縣	二四三	二、九三一
東京府	一五一	三、三五八	山梨縣	五一	一、一八七	廣島縣	二七五	四、二〇五
京都府	二六五	一、七六一	滋賀縣	四六	一、〇二九	山口縣	一五四	二、七五五
大阪府	五二	五、二八八	岐阜縣	二一八	一、五三九	和歌山縣	一三九	二、一三八
神奈川縣	一五一	一、六七二	長野縣	一八四	二、六七九	德島縣	一二九	一、九二八
兵庫縣	三一四	四、五一四	宮城縣	四九三	一、五二三	香川縣	九七	七九四
長崎縣	一二五	二、七八三	福島縣	二二四	二、三四七	愛媛縣	二〇五	二、〇二三
新潟縣	二二九	一、七三三	岩手縣	九六	七四二	高知縣	二一六	二、五四四
埼玉縣	二二一	二、七三三	青森縣	四五	七八九	福岡縣	六四	一、一七九
千葉縣	一四三	四、一八三	山形縣	八四	一、一一八	大分縣	一一〇	一、〇八四
茨城縣	一八五	三、四五三	秋田縣	二六六	二、一二二	佐賀縣	五六	一、一〇三
群馬縣	一六四	二、二八九	福井縣	一二〇	七七二	熊本縣	一九	一、一九七
栃木縣	八七	二、四五〇	石川縣	一一六	一、三五九	宮崎縣	一一八	一、六一二
奈良縣	四九	七三七	富山縣	九三	一、一〇八	鹿兒島縣	九六	一、三三九
三重縣	一四九	一、八五〇	鳥取縣	六七	六五七	沖繩縣	—	二四五
愛知縣	一一六	二、七一五	島根縣	二四九	一、三七八	總計	七、〇四七	九六、四一六

第七項　專賣收支計算

前記諸般の調査決定に基き、政府は左記の如き收支計算を立てたり。即ち之に依れば明治三十八

年度に於ける鹽專賣收益の豫算は八百四十七萬八千八百七十八圓にして、翌三十九年度以降全年度分の收益は實に千二百十七萬七千百五十五圓に上る豫定なり。而して政府は鹽專賣に關しては特別會計を設けざりしを以て、豫算に於ては明治三十八年度追加豫算中に歳入額千六百二十三萬九千六百六十七圓を計上すると共に、鹽專賣に要する歳出として、臨時事件費豫備費中に豫定額八百二十二萬九千七百圓を見込み、外に原價四十六萬八千九百十一圓の在庫鹽を見積りたり。

區分		明治三十八年度 内地鹽數量	外國鹽及臺灣鹽數量	金額	平年度 内地鹽數量	外國鹽及臺灣鹽數量	金額
收入	賣渡代金 一般消費鹽	三、六二〇、九〇三石	二四、八八〇、六三〇斤	一四、五七八、七六四円	五、一〇一、四三六石	三二、八四七、二九九斤	二〇、四〇八、九八一円
	賣渡代金 工業用等鹽	六八二、一七六	二四、八八〇、六三二	一、三七三、七三九	八〇六、四〇八	三二、八四七、三〇〇	一、六二一、一一六
	賣渡代金 輸出鹽	二〇九、四五六	—	二八七、一六四	二六九、四三一	—	三六九、三九〇
	計	四、五一二、五三五	四九、七六一、二六二	一六、二三九、六六七	六、一七七、二七五	六五、六九四、五九九	二二、三九九、四八七
	倉庫現在品	三二二、三二四	三、五五四、三七六	四六八、九一一	—	—	—
	合計	四、八三四、八五九	五三、三一五、六三八	一六、七〇八、五七八	六、一七七、二七五	六五、六九四、五九九	二二、三九九、四八七
支出	賠償及購買金	四、九三三、五三〇	五三、三一五、六三八	七、一六八、九五二	六、三〇三、三四二	六五、六九四、五九九	九、一三八、九五八
	交付金	八三、三三三	—	一八三、三三三	一〇〇、〇〇〇	—	二二〇、〇〇〇
	經費	—	—	八七七、四一五	—	—	八六三、三七四
	計	五、〇一六、八六三	五三、三一五、六三八	八、二二九、七〇〇	六、四〇三、三四二	六五、六九四、五九九	一〇、二二二、三三二
差引純益		—	—	八、四七八、八七八	—	—	一二、一七七、一五五

（備考）一、賣渡價格は外國輸出鹽に就ては賠償價格又は購買價格其の儘とし、其の他の鹽に就ては賠償價格又は購買價格に左の金額を加算したるものとして計算せり。

一般消費鹽　一石に付金二圓五十錢又は百斤に付金一圓五十錢

工業用等鹽　一石に付金三十錢又は百斤に付金十八錢

二、賠償價格及購買價格は左の如く計算せり。

内地產鹽　一石に付金一圓三十七錢一厘

臺灣移入鹽

包裝鹽　百斤に付金八十三錢一厘

散鹽　百斤に付金六十六錢四厘

外國輸入鹽　百斤に付金八十錢

三、臺灣移入鹽の内其の四分の三は散鹽にして四分の一は包裝鹽と看做せり。

四、交付金は外國輸出品鹽藏及遠洋漁業用鹽に使用するものは一石金二圓二十錢として算出す。

五、經費の内譯を示せば左の如し。

區分	金額 明治三十八年度分	金額 平年度分
事務費	五五三、三一三円	五三九、二九二円
本省分	三九、九一九	四〇、五八三
鹽務局分	五一三、三九四	四九八、七〇九
事業費（鹽務局）	七、六七六、三八七	九、六八三、〇四〇
經費	三二四、一〇二	三二四、〇八二
賠償金	七、一六八、九五二	九、一三八、九五八
交付金	一八三、三三三	二二〇、〇〇〇
計	八、二二九、七〇〇	一〇、二二二、三三二

尙ほ前表中に揭げたる經費は經常費にして、右の外廳舍倉庫の假建築・器具器械の購入其の他事業開始に必要なる諸準備竝に廳舍・倉庫等の本建築を爲さざるべからざるを以て、之に要する經費は臨

時費として明治三十七年度以降四箇年繼續の計畫を以て左の如く臨時事件費中に計上したり。

科目	明治三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	計
事務費	三六、七九九円	六一、一五四円	六三、二三五円	四二、八〇五円	二〇三、九九三円
器具機械其の他設備費	二〇四、九四七	—	—	—	二〇四、九四七
廳舍・倉庫・官舍設備費	三三〇、三二九	一、〇九七、六三七	一、一五三、八一一	四七二、八三二	三、〇五四、六〇九
合計	五七二、〇七五	一、一五八、七九一	一、二一七、〇四六	五一五、六三七	三、四六三、五四九

以上の諸項に於て述べたる所の外、尙ほ鹽の包裝・貯藏・賣買慣例・廳舍・倉庫の建築設備等に關して詳細なる調査を遂げたるも、今一々之を記述するは頗る煩雜に亙るを以て茲には之を省略す。

第二款　實施に關する準備

專賣實施に關する各種の準備事務は大藏省主稅局に於て之を管掌し、各地の稅務監督局をして夫其の管轄地方に於ける準備事務に當らしめ、更に廳舍倉庫等の建設に關する事務に限り、便宜上之を臨時煙草製造準備局をして擔當せしめたり。鹽專賣實施の爲め政府の施設せし所は頗る多樣に亙ると雖も、茲には其の中最も主要なる事項に付て之を略述すべし。

第一項　事務打合及職員養成

鹽專賣の創設は新稅又は增稅の場合と異なり、其の施行に要する準備は甚だ多岐に亙り、其の措置如何は鹽業者又は消費者の便否竝に專賣收益の消長に多大の影響を及ぼすべきを以て、實行の局に當る者は周到なる考慮を加へ、苟も違算なからんことを期せざるべからず。仍て政府は直接其の衝に當れる稅務監督局長をして豫め充分專賣實施の計畫內容を知悉せしむる必要を認め、旣に專賣法公布以前に於て專賣法案及之に伴ふ諸規則案竝に鹽務官廳の組織・位置・管轄區域及事務の大要等を內示し、豫め研究せしむる所ありしが、明治三十八年一月鹽專賣法公布せられ、愈〻之が施行準備の進捗を要するに至りしを以て、同年一月稅務監督局長會同の機會に於て計畫の大綱を指示し、施行上の注意を與ふると共に、各地の實狀を聽取し、且つ專賣實施に關する各種事項を諮問して、其の意見を徵し以て施行上の參考に供したり。爾後準備事務漸く進捗し、鹽務官廳開廳の期日も切迫せしを以て、更に施行細則其の他施行上に關する諸般の打合を必要と爲し、同年三月三十一日各鹽務局長を召集して施行上の注意を懇示し、取扱方に就き各地不同を來し又は寬嚴宜しきを失するが如きことなきを圖ると共に、施設上萬遺漏なからしめんことを期したり。

他方に於て鹽專賣は創始の事業に屬し、練達の職員を得ること頗る困難なるを以て、大藏省は實務に當るべき者をして豫め之に必要なる知識を修得せしむるの必要を認めて、明治三十八年二月乃至三月に於て前後二回の講習を開始し、第一回に於ては主稅局員中他日地方の鹽務に從事せしむべき者に對し、專賣に關する事務的講習を爲し、第二回に於ては稅務監督局長の選拔したる者に對し、同じく技術的講習を行ひたり。而して各稅務監督局は其の講習を受けたる者の歸局を待ち、更に其の管內各地に在りて鹽專賣の技術的事務に當るべき者に對し講習を爲さしめたり。

第二項　廳舍・倉庫其の他の設備

專賣法の公布と同時に着手を要するは廳舍及貯鹽倉庫の設備なり。卽ち其の計畫に依れば、廳舍は鹽務局二十二箇所、出張所百六十八箇所を設け、此の內局六箇所、出張所五十八箇所は之を特設し、其の他は稅務監督局及稅務署內に併置するものにして、倉庫は總數百九箇所を設け、內二十九箇所は廳舍所在地外に之を特設することとしたり。而して此の特設すべき鹽務局及出張所の廳舍は製鹽額の多少、定員の多寡等を參酌して、一等百二十二坪より十一等二十四坪に至る十一等級に分ち、總建坪六千五百六十坪を要するものと豫定し、又倉庫は收納すべき鹽年額の凡そ一割を貯藏し得べき建物の準備を必要と認め、建坪一坪には包裝鹽に在りては三十石、散鹽に在りては四十石を收容し得べきものとし、總建坪二萬五千五百二十二坪を要するものと豫定したり。

然るに專賣法の實施期は明治三十八年六月にして、僅に數箇月を存するに過ぎず、其の間に於て全國に亙り右の如き多數の工事を竣成せしむるは到底不可能の事に屬するを以て、廳舍、倉庫の設備に就ては先ず應急の處置として成るべく在來民有の建物を利用し、其の之を得難き場所又は不足する場合に於ては應急の假建築を爲し、他日本建築の成るを待ちて之に移らしむるの方針を採りたり。而して民有建物にして廳舍又は倉庫として利用することを得るものの有無に就ては、稅務監督局をして豫め之が內調を遂げしめ、更に本省より吏員を派して實地調査を爲さしめたる上、明治三十八年三月までに借入の手續を完了したり。此の如くにして借入れたる民有建物中、廳舍用建物は四千七百三十八坪五合、倉庫用建物は八千六百四十五坪なりき。前述調査の上民有建物を得ざるが故に假建築を要すべきものは、廳舍に在りては千八百二十一坪五合、倉庫に在りては一萬六千八百七十七坪に達し、此の內三十八年五月末日までに工事竣功せしもの、廳舍千六百五十三坪七合五勺、倉庫七千九百二十七坪五合にして、其の他は全部六月以後に於て完成を告げたり。而して此等假建築の工費は全部にて二十八萬六千三十八圓八十六錢を要せり。尙ほ廳舍、倉庫及官舍の本建築は、假設備の完了後引繼き工事に着手し、明治四十年に至り之が全部の完成を告げたり。

次に鹽務官廳の事務は、一般官衙の事務と稍、其の趣を異にするを以て、事業上特殊の物品を要すること勘なからざるのみならず、其の官廳の數も百有餘箇所の多きに及びしを以て、通常備品の所要も亦鮮少ならず、故に之が設備に就ても種々考究の結果、其の一部卽ち鑑定分析用品の如き品質の精良と各局の劃一とを要するものは、本省に於て之を購入して現品を各地方に配布し、其の他の設備品は各稅務監督局等をして購入備付の任に當らしめたり。

第三款　專賣機關の設置

鹽專賣に關する機關に付ては、專賣法實施に先ち先づ專賣の實行を準備すべき機關を設け、尋いで專賣を實行すべき機關を設けたり。

第一項　準備機關

專賣實行の準備事務は大藏省主稅局をして之を擔任せしめ、廳舍、倉庫等の建築に關する事務は、便宜上臨時煙草製造準備局建築部をして之を擔任せしむることとしたり。玆に於て明治三十八年一月勅令第十一號及第十二號を以て、同年一月一日より大藏省及臨時煙草製造準備局に臨時職員を增置し、鹽專賣實行に關する準備事務に從事せしむることとせり。卽ち右に基き大藏省は主稅局に專

賣事業及專賣技術の二課を增置し、前者をして鹽の收納・賣渡及輸出入等に關する事務を、後者をして鹽の製造試驗及鑑定・保存等に關する事務を分掌せしむると共に、同局經理課をして鹽專賣に關する會計事務を掌らしめたり。

尙ほ臨時煙草製造準備局に於ても、鹽專賣に關する建築工事其の歩を進むるに從ひ、從前の職員を以てしては不足を感ずるに至りしを以て、同年四月一日より更に其の職員を增加したり（勅令第八十四號）。

第二項　實行機關

專賣準備事務の着々進行すると共に、專賣實施の期日も漸く切迫し、茲に實行機關設置の必要を生せしを以て、大藏省主稅局を以て專賣實行の統轄機關と爲すと同時に、地方機關として新に全國樞要の地に鹽務局竝に其の出張所を設置して、之をして專賣の實務の執行に當らしむることと爲し、卽ち同年三月勅令第八十二號を以て大藏省官制を改正して、鹽專賣の實行に必要なる職員を大藏省定員に增加すると共に、前述大藏省に於ける臨時職員增置の勅令を廢止し、他方勅令第八十三號を以て新に鹽務局官制を制定し、共に同年四月一日より之を施行したり。

前記大藏省職員に關する勅令改廢の趣旨は、專賣事務の練習及準備の爲め一時大藏省に臨時增置したる職員を移して地方の職員と爲すと同時に、臨時增置職員を常置定員と爲すに在りしを以て、主稅局に於ける前記の分課及分掌事務には殆ど變更を見ざりき。

次に鹽務局官制に依れば、鹽務局の數は全國二十二箇所にして、其の出張所は總數百六十八箇所なりとす（同年大藏省令第十八號）。然れども鹽專賣計畫たるの要あるを以て、之が官廳は稅務官廳を利用し得べきものは成るべく之に併置することと爲し、特設すべきものは主要產地にして產額多大なる地方に限るの方針を採りたり。斯くて鹽務局中十六箇所は之を稅務監督局內に置きて、其の局長は稅務監督局長をして之を兼任せしめたるを以て、實際特に設置したるは赤穗・味野・尾道・三田尻・坂出・撫養の六局に過ぎず。鹽務局出張所も亦多くは稅務署內に之を併置し、稅務署長をして出張所長を兼任せしめたるを以て、百六十八箇所の出張所中特設せしものは僅に五十八箇所に止まりしなり。

尙ほ鹽專賣機關の組織竝に其の變遷等に關しては、第二編財政機關中に詳說する所あるを以て、茲には總て之を省略す。

第四款　諸規程の制定

鹽專賣實行の爲に制定したる規程は其の數甚だ多數に上りしと雖も、此等の中專賣の特殊部門に關するものは、以下夫々關係の節又は款に於て記述することと爲し、茲には鹽專賣に關する一般的の規程のみを記述すべし。

鹽專賣は專賣制度の大綱のみを規定せしものなるが故に、之が實施の爲には更に細則を設けて詳細なる施行手續を定むる必要あり。然るに專賣法施行に就き細則として規定すべき事項は、製造許可の出願より收納賣渡の手續・品質の鑑定・數量の調查・包裝の適否・賠償金竝に代金の取扱方、其の他檢查取締に關する方法等諸般の事項に亙れるを以て、研究調查を要すべきもの頗る多く、一方には現在

の慣行を考察せざるべからざると共に、他方には當業者の利便をも參酌するの要ありて、大藏省は細則の制定に關し愼重なる審議を重ねたり。他方鹽製造業者又は鹽販賣業者は、曩に衆議院に於て參考として提示せられたる細則案を聞知して、其の規定に關し同業者相議し、例へば鹽製造業者の組織せる大日本鹽業同志會は、(一)相續以外の承繼の場合に於て鹽製造業者連署を拒みたるときは其の事由を具し出願許可を得たきこと(二)包裝の形式・重量等は當分の間從來の慣行に依られたきこと(三)鹽の賣渡は容量又は斤量の二種に定められたきこと(四)鹽の收納又は賣渡時間は日出より日沒迄と定められたきこと等の陳情書を提出し、又鹽販賣業者は全國同業者の集會を催し、(一)鹽包裝を二斗入・三斗入・五斗入の三種に一定せられたきこと(二)各包裝に鹽の産地を表示せられたきこと(三)各包裝に鹽の等級を表示せられたきこと(四)鹽買受人は代金納付に代へ擔保を提供し、三箇月以內に其の代金を納付するの規定を設けられたきこと(五)鹽買受人は賣買契約の日より二十日以內に現品を引取らざるときは相當の保管料を徵收することを規定せられたきこと(六)鹽賣渡證明書の下付の規定は不用なるべきこと(七)鹽の收納賣渡の時間は日出より日沒までとせられたきこと(八)現在品の課稅は寬大の便法を設けられたきこと(九)鹽の賣渡は一回千石以上とせられたきこと(十)鹽の賣渡價格は一箇月以前に告示せられたきこと等の希望を擧げ、上申書を提出する所ありたり。卽ち大藏省は彼此參酌を加へ、左の如く鹽專賣法施行細則を制定公布したり。

鹽專賣法施行細則（明治三十八年四月一日大藏省令第二十二號）

第一條　鹽ヲ製造セムトスル者ハ製鹽ノ方法、採鹹地名、地番、製鹽段別、製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場及一箇年ノ生產見込數量ヲ定メ所轄鹽務局ニ製造ノ許可ヲ出願スヘシ

鹽ノ試製ヲ爲サムトスル者及政府ヨリ賣渡シタル鹽ヲ再製セムトスル者ハ其ノ旨ヲ記シ第一項ニ準シ所轄鹽務局ニ製造ノ許可ヲ出願スヘシ

新ニ鹽田ヲ作リ鹽ヲ製造セムトスル者ハ鹽田ヲ作ラムトスル際第一項ノ出願ヲ爲スヘシ

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鹽務局ハ鹽ノ製造ヲ許可セサルコトヲ得

一　採鹹セムトスル場所カ製鹽ニ適當ナラスト認ムルトキ

二　鹽專賣法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者カ出願シタルトキ

三　取締上不便ト認ムル場所ニ於テ製鹽セムトスルトキ

四　鹽ノ生產高ヲ制限スル必要アルトキ

第三條　所轄鹽務局ニ於テ必要ト認メ製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ノ圖面又ハ製造用器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ鹽製造者ハ之ヲ提出スルコトヲ要ス」前項ノ圖面又ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄鹽務局ニ申告スヘシ

第四條　鹽製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ所轄鹽務局ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

一　製鹽ノ方法ヲ變更セムトスルトキ

二　採鹹地ヲ變更シ又ハ製鹽段別ヲ增減セムトスルトキ

三　製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ヲ新設又ハ移轉セムトスルトキ

四　一箇年ノ生產見込數量ヲ變更セムトスルトキ

第五條　相續ニ因リ鹽ノ製造ヲ承繼シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄鹽務局ニ申告スヘシ

相續ニ因ルノ外鹽ノ製造ヲ承繼セムトスルトキハ製造者及承繼者連署シ所轄鹽務局ニ出願シ許可ヲ受クヘシ但シ鹽務局ニ於テ正當ノ事由アリト認メタルトキハ製造者ノ連署ヲ要セス

第六條　鹽製造者鹽ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一箇月前ニ所轄鹽務局ニ申告スヘシ

前項ノ期間ヲ經過セスシテ鹽ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ所轄鹽務局ニ廢止ノ許可ヲ出願スヘシ

第七條　鹽製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ所轄鹽務局ニ申告スヘシ

一　製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ヲ改築又ハ增築シタルトキ

二　災害ニ因リ採鹹地、製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ニ異動ヲ生シタルトキ

三　住所又ハ氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキ

第八條　鹽製造者鹽ノ製造ヲ廢止シ又ハ休止シタルトキ現存スル鹹水又ハ鹹砂ハ鹽務官吏ノ承認ヲ受ケ之ヲ處分スヘシ

第九條　鹽製造者製鹽場所在市町村ニ現住セサルトキハ鹽專賣法ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ鹽製造者及管理人連署シ所轄鹽務局ニ申告スヘシ

第十條　鹽製造者ハ製鹽場ニ一箇年ノ製鹽見込數量、製造者又ハ管理人ノ住所、氏名、許可ノ年月日ヲ記載シタル標札ヲ掲クヘシ

第十一條　鹽專賣法第六條第一項ニ依リ鹽ノ製造期間又ハ生產高ヲ制限スル必要アルトキハ鹽務局長ハ鹽ノ製造期間又ハ生產高ヲ定メ之ヲ鹽製造者ニ通知スヘシ

第十二條　鹽製造者鹽ヲ製造シタルトキハ少クトモ二日ヲ經過シタル後之ヲ所轄鹽務局ニ納付スヘシ

第十三條　鹽務局長ハ特ニ鹽製造者ヲ指定シ一定ノ期間毎ニ其ノ製造シタル鹽ノ數量ヲ鹽務局ニ申告セシムルコトヲ得

鹽務局長ハ前項ノ鹽製造者ニ對シ鹽ノ數量ヲ定メ之ヲ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘキコトヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鹽製造者ハ鹽務局長ノ定メタル期日及場所ニ於テ之ヲ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘシ

第十四條　鹽製造者前條ニ依リ鹽務局長ノ定メタル期日又ハ場所ニ於テ鹽ノ引渡ヲ爲スコトヲ能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ所轄鹽務局ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

第十五條　鹽製造者ハ代理人ヲ以テ鹽ノ納付ヲ爲スコトヲ得

運送業者カ鹽製造者又ハ其ノ代理人ヨリ納付ノ爲鹽ノ運送ヲ委託セラレタルトキハ運送中ハ其ノ代理人ト爲リタルモノト看做ス

第十六條　鹽製造者ノ納付スヘキ鹽ニハ一定ノ包裝ヲ施スヘシ但シ鹽務局長ハ包裝ヲ施ササル鹽ノ納付ヲ許可スルコトヲ得

包裝ノ方法、重量及一包裝ノ鹽數量ハ所轄鹽務局長之ヲ定ム

第十七條　鹽ノ品質ハ其ノ含有スル鹽化曹達ノ量ニ依リテ之ヲ定メ左ノ五等ニ區分ス

一等　含有鹽化曹達量百分ノ九十以上
二等　含有鹽化曹達量百分ノ八十五以上
三等　含有鹽化曹達量百分ノ八十以上
四等　含有鹽化曹達量百分ノ七十五以上
五等　含有鹽化曹達量百分ノ七十以上

前項鹽化曹達ノ量ハ可檢物ノ量ヨリ其ノ含有スル水及夾雜物ノ量ニ左ノ係數ヲ乘シタルモノヲ控除シテ之ヲ定ム

一　水　一、一
二　夾雜物　一、二

第十八條　鹽製造者ノ納付セムトスル鹽ニシテ前條五等ノ品質ニ達セサルトキハ鹽務局長ハ製造者ヲシテ更ニ相當ノ處理ヲ爲サシムヘシ但シ第十三條第二項ノ場合ニ於テ鹽務局長ノ指定シタル者カ引取ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條　鹽製造者鹽ヲ納付シタルトキハ鹽務局ハ其ノ品質ヲ鑑定シ相當ノ賠償金ヲ交付スヘシ但シ鹽務官吏ノ檢査ヲ受ケ政府ニ納付スヘキ鹽ト區別シテ貯藏スヘシ

第二十條　鹽製造者前條ノ鑑定ニ不服アルトキハ其ノ要領ヲ具シ卽時再鑑定ヲ求ムルコトヲ得

再鑑定ノ申立アリタルトキハ鹽務局長ハ二人以上ノ鑑定人ヲシテ分析鑑定ヲ爲サシメ之ヲ決定スヘシ

再鑑定決定シタルトキハ其ノ決定書ヲ作リ再鑑定申立人ニ交付スヘシ

再鑑定ノ結果ニ依ル品質ノ等級カ最初鑑定シタル等級ヨリ上進セサルトキハ再鑑定ニ關スル費用ハ申立人ノ負擔トス

第二十一條　鹽製造業者災害ニ因リ納付前ノ鹽ニ損害ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ所轄鹽務局ニ申告スヘシ

第二十二條　鹽製造業者ノ自家用ニ供スル鹽ニシテ政府ニ納付スルコトヲ要セサルモノハ一箇年一人ニ付キ二十斤以內トス但シ一家ヲ通シテ一箇年三百斤ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十三條　鹽製造者其ノ製造シタル鹽ノ一部ヲ自家用ニ供セムトスルトキハ豫メ申告シテ鹽務官吏ノ檢査ヲ受ケ政府ニ納付スヘキ鹽ト區別シテ貯藏スヘシ

第二十四條　鹽製造者政府ヨリ賣渡シタル鹽ヲ鹹水ニ混和シテ鹽ヲ製造シタルトキハ其ノ製造シタル鹽ノ全部ヲ政府ニ納付スヘシ但シ鹽務官吏ノ檢査ヲ受ケ混和鹽及製造鹽ノ數量ニ付其ノ承認ヲ得タルトキハ混和鹽ノ數量ニ相當スル製造鹽ハ政府ニ納付スルコトヲ要セス

第二十五條　鹹水ノミヲ以テ鹽ヲ製造スル者政府ヨリ賣渡シタル鹽ノ再製ヲ兼營スルトキハ政府ヨリ賣渡シタル鹽及鹹水ノミヲ以テ製造シタル鹽ヲ各別ニ區分シテ貯藏スヘシ

第二十六條　政府ヨリ賣渡シタル鹽ノ再製ヲ爲ス者ハ一箇月每ニ其ノ再製シタル鹽ノ數量ヲ所轄鹽務局ニ申告スヘシ

第二十七條　鹽ノ賣渡ハ第十三條第二項ノ場合ヲ除クノ外一回五千斤以上トス但シ外國鹽ニ付テハ二萬斤以上トス

鹽務局ハ其ノ都合ニ依リ前項ノ制限ニ據ラサルコトヲ得

第二十八條　鹽ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ハ鹽ノ數量及等級ヲ記シタル賣渡請求書ヲ鹽務局ニ提出スヘシ

第二十九條　前條ノ請求アリタルトキハ鹽務局ハ鹽ノ賣渡請求者ニ代金納入告知書ヲ交付スヘシ

鹽務局所在地外ニ於テ鹽ノ賣渡ヲ爲ストキハ鹽務官吏ハ口頭ヲ以テ前項ノ告知ヲ爲スコトヲ得

第三十條　鹽ノ賣渡請求者ハ前條ノ告知ニ依リ直ニ代金ヲ納付シ現品ヲ引取ルヘシ若シ賣渡契約ノ日ヨリ五日以內ニ現品ヲ引取ラサルトキハ相當保管料ヲ徵ス但シ鹽務局長ニ於テ契約ヲ解除シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

鹽務局倉庫所在地外ニ於テ鹽ヲ賣渡シタルトキハ買受人ハ二日以內ニ現品ヲ引取ルコトヲ要ス

第三十一條　鹽ノ賣渡請求者ハ鹽代金ニ相當スル擔保物ヲ提供シ三箇月以內其ノ延納ヲ請求スルコトヲ得

常時鹽ノ賣渡ヲ請求スル者ハ豫メ擔保ヲ提供シ其ノ擔保物ノ價額ニ達スルマテ代金ノ延納ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條　臺灣鹽ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ハ鹽ノ數量、等級ヲ記シタル賣渡請求書ヲ神戶鹽務局ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ前三條ノ規定ヲ準用ス

第三十三條　外國鹽ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ハ鹽ノ產地、數量及種類ヲ記シタル賣渡請求書ヲ橫濱又ハ神戶鹽務局ニ提出スヘシ

第三十四條　前條ノ請求アリタルトキハ鹽務局ハ鹽ノ價額ヲ豫定シ之ヲ賣渡請求者ニ通知シ相當ノ擔保ヲ提供セシメタル後請求ニ係ル外國鹽輸入ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十五條　外國鹽到著シタルトキハ鹽務局ハ引渡スヘキ日時及場所ヲ定メテ之ヲ賣渡請求者ニ通知スルト同時ニ代金納入告知書ヲ交付シ代金ヲ納付シテ鹽ノ引取ヲ爲サシムヘシ若シ指定シタル日ヨリ五日以內ニ現品ヲ引取ラサルトキハ相當保管料ヲ徵ス但シ鹽務局長ニ於テ契約ヲ解除シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條ノ規定ハ之ヲ前項ノ場合ニ準用ス

第三十六條　本令ニ依リ提供スヘキ擔保物ハ金錢又ハ鹽務局長ノ確實ト認メタル有價證券ニ限ル

擔保ヲ提供セムトスル者ハ前項ノ擔保物ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ鹽務局ニ提出スヘシ

第三十七條　鹽製造者ハ少クトモ毎日左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　採取シタル鹹水ノ容量及比重

二　煎熬シタル鹹水ノ容量及比重

三　焚上ケタル釜數及鹽ノ數量

四　政府ニ納付シタル鹽ノ數量、等級、納付月日

五　自家用トシテ檢査ヲ受ケタル鹽ノ數量

政府ヨリ賣渡シタル鹽ヲ再製スル者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　買入レタル鹽ノ數量、價額、買入月日、買入先

二　使用シタル原料鹽ノ數量

三・製造シタル鹽ノ數量

四　賣渡シタル鹽ノ數量、價額、賣渡月日及賣渡先

第三十八條　鹽賣買業者ハ少クトモ毎日左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　買入レタル鹽ノ數量、價額、買入月日及買入先

二　賣渡シタル鹽ノ數量、價額、賣渡月日及賣渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號賣渡先ノ記載ヲ要セス

第三十九條　鹽專賣法第二十三條、第二十四條ニ依リ檢査又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲ス官吏ハ左ノ證票ヲ携帶スヘシ

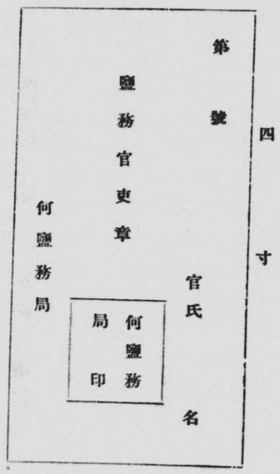

第四十條　本令中鹽務局ニ屬スル事務ハ鹽務局出張所アル地方ニ於テハ鹽務局出張所之ヲ行フ

附　則

第四十一條　本令ハ鹽專賣法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十二條　鹽專賣法施行ノ際製造者ノ所有又ハ所持スル鹽ハ明治三十八年六月三十日迄ニ之ヲ鹽務局ニ納付シ又ハ鹽務局長ノ指定シタル者ニ引渡スヘシ

鹽專賣法施行細則の公布と同時に、前述の如く專賣實行の機關たる鹽務局官制を施行せらるるに至りしを以て、大藏省は同年五月九日訓令第四十三號を以て鹽務局に對し鹽務局事務取扱手續を達示し、以て鹽務局に於ける一般事務の取扱、卽ち製鹽許可手續より收納・輸入・移入・賣渡・指定引渡等の手續・鑑定方法・追徵竝に交付金下付取扱方・鹽の出納保管・設備すべき帳簿・本省への報告等に至るまで詳細なる規定を設け、更に翌十日各鹽務局長に對し專賣法施行上に關する取扱方に就き內訓を與へたり。卽ち左の如し。

鹽務局事務取扱手續（明治三十八年五月九日大藏省訓令第四十三號）

第一章　總　則

第一條　本則中鹽務局ニ關スル規定ハ鹽務局出張所ニ鹽務局長ニ關スル規定ハ鹽務局出張所長ニ準用ス

第二條　願屆書ニシテ本則中書式ヲ定メタルモノニ付テハ鹽務局ハ其ノ用紙ヲ備置キ出願人又ハ屆出人ノ請求アルトキハ之ヲ交付スヘシ

第二章　製造

第三條　鹽ノ製造許可ヲ出願セムトスル者アルトキハ第一號書式ニ依リ鹽製造許可願書ヲ提出セシメ第二號書式ニ依リ許否ノ指令ヲ爲スヘシ

第四條　前條ノ外鹽製造ニ關スル願屆書ハ第三號書式ニ依リ提出セシメ指令ヲ要スヘキモノハ第二號書式ニ依リ指令ヲ爲スヘシ

第五條　製造人ノ自家用ニ供スル鹽ニ付テハ鹽務官吏ハ檢查ノ際其ノ數量ヲ手帳ニ記載シ置クヘシ

第六條　鹽專賣法施行細則第二十六條ニ依リ再製鹽ノ申告ヲ爲ストキハ第四號書式ニ依ラシムヘシ

第三章　收納及雜受

第七條　鹽ヲ納付セムトスル者アルトキハ製造人ノ氏名ヲ鹽製造許可臺帳ニ照查シ現品ヲ適宜ノ場所ニ置カシメ納付人ヲシテ製造人ノ氏名、製造場所、製造年月日、包裝數及鹽數量ヲ申述セシメ第五號書式ノ納付書ニ納付年月日ト共ニ之ヲ記入シ納付人ニハ番號札ヲ交付シ現品ニハ納付書ノ番號ト同一番號ノ票札ヲ付スヘシ

第八條　現品ニ票札ヲ付シタルトキハ適宜鹽ヲ採リ其ノ品質ヲ鑑定シ其ノ等級ヲ納付書ニ記入シ納付人ニ示シテ異議ノ有無ヲ質スヘシ

第九條　納付人前條ノ鑑定ニ異議ナキ場合ニ於テ其ノ品質五等以上ナルトキハ鹽ノ秤量ヲ爲シ其ノ數量ヲ納付書ニ記入シ現品ハ納付人ヲシテ之ヲ倉庫又ハ鹽務局ノ指定スル場所ニ運搬セシムヘシ

鹽ノ秤量ハ全部ノ重量ヲ秤量シテ之ヲ定ムル但シ包裝シタル鹽ニシテ各包裝ノ數量略同一ナリト認メラルルモノニ付テハ包裝百ニ付五ノ割合（百ニ付五ノ割合カ總數五十以上ニ上ルトキハ五十トス）ヲ以テ適宜包裝ヲ摘出シ其ノ數量中ヨリ風袋量ヲ控除シタルモノヲ包裝數ニテ除シ之ヲ全包裝數ニ乘シテ鹽ノ數量ヲ定ムルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ摘出シタル包裝ニ第七條ニ依リ現品ニ付シタル票札ノ附屬札ヲ付スヘシ

第二項但書ノ場合ニ於テ秤量終了シタルトキハ納付人鑑定ニ異議アル場合ニ於テハ納付書欄外ニ其ノ旨ヲ記入シテ前條ノ手續ヲ爲シ直ニ再鑑定ヲ爲スヘシ

第十條　前條ノ手續ヲ終リタルトキハ賠償金額ヲ算出シ之ヲ納付書ニ記入シ賠償金仕拂ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ニ依リ賠償金ヲ仕拂フトキハ納付人ヲシテ納付書ニ賠償金領收印ヲ押捺セシメ番號札ト引換ニ仕拂命令書又ハ現金ヲ交付スヘシ

第十一條　鑑定ノ結果鹽專賣法第十六條ニ依リ相當處理ヲ爲スコトヲ命シタルトキハ納付書欄外ニ其ノ旨ヲ記入シ現品ハ納付人ヲシテ之ヲ引取ラシムヘシ

第十二條　鹽專賣法第三十四條ニ依リ收納スルトキハ本章ノ規定ニ準シ手續ヲ爲スヘシ但シ

鹽納付書ノ下ニ「法第三十四條收納」ノ八字ヲ記入スルヲ要ス

第十三條　鹽ノ沒收、不用標本受入等ノ雜受ヲ爲ストキハ第六號書式ノ受入票ヲ作成シ番號、受入ノ事由、包裝數、等級、數量及見積賠償金額ヲ記入シ受入ノ手續ヲ爲スヘシ

前項受入票ニハ鹽專賣法第二十五條沒收、同第二十七條沒收、不用標本受入、其ノ他雜受ノ區分ヲ摘要欄ニ記入シ外國鹽又ハ臺灣鹽ニ係ルトキハ其ノ區別ヲモ記入スヘシ

第十四條　鹽ノ雜受ニシテ特ニ領收書ヲ發スヘキトキハ第七號書式ノ領收書ヲ發スヘシ

第四章　外國鹽輸入及臺灣鹽移入

第十五條　外國鹽ノ輸入及臺灣鹽ノ移入ニ關シテハ輸入取扱人又ハ移入取扱人ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ但シ輸入取扱人又ハ移入取扱人ハ大藏大臣之ヲ定メ其ノ命令書ト共ニ之ヲ關係鹽務局ニ通知スヘシ

第十六條　外國鹽ノ輸入ヲ爲サムトスルトキハ第八號書式甲ノ命令書ニ產地、種類、品質、數量、到達期限及受渡場所ヲ記載シテ輸入取扱人ニ示シ之ニ對スル請負價額ヲ申出テシムヘシ

前項ノ請負價額ヲ相當ト認メタルトキハ之ヲ命令書ニ記入シ鹽務局長捺印ノ上輸入取扱人ニ交付シ同號書式乙ニ依リ請書ヲ提出セシムヘシ

第十七條　外國鹽ノ輸入命令ヲ發シタルトキハ第八號書式丙ニ依リ關係稅關ニ通知スヘシ

第十八條　輸入取引人外國鹽到達ノ旨ヲ申出タルトキハ鹽務局長ハ輸入取引人立會ノ上命令書ニ照査シテ現品ノ調査ヲ爲スヘシ

第十九條　前條ノ場合ニ於テ命令書記載事項ニ適合スルコトヲ認メタルトキハ第九號書式ノ外國鹽輸入票ヲ調製シテ之カ受入ノ手續ヲ爲シ請負價額仕拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十條　鹽移入取扱人臺灣鹽ヲ移入シタルトキハ第十號書式甲ニ依リ買受年月日、等級、包裝無包裝ノ區別、鹽ノ數量、要求金額及移入ノ年月日、船舶名ヲ記入シタル移入申告書ヲ提出セシムヘシ

前項ノ移入申告書ニハ臺灣總督府專賣局ヨリ交付セラレタル鹽賣渡書ヲ添附セシムヘシ

第二十一條　前條ノ申告アリタルトキハ申告書ニ番號ヲ付シ受入ヲ爲スト同時ニ第十號書式乙ノ鹽賣渡請求書ヲ提出セシメ賣渡ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十二條　移入鹽ニ對スル仕拂金額ノ仕拂及賣渡代金ノ納入ニ付テハ明治三十四年七月大藏省訓令第二十六號ニ據リテ之ヲ處理シ移入取扱人ニ對シテハ收入超過額ノミノ納入告知書ヲ交付スヘシ

前項ノ仕拂命令及納入告知ニ關シテハ第二十七號書式鹽移入高臺帳ニ依リ之ヲ處理スルモノトス

第五章　賣渡及雜拂

第二十三條　鹽ノ賣渡ヲ請求スル者アルトキハ其ノ申述ニ依リ第十一號書式ノ賣渡請求書ニ番號、賣渡請求人ノ住所氏名、賣渡年月日、等級及數量ヲ記入スヘシ

第二十四條　前條ノ記入ヲ終リタルトキハ賣渡金額ヲ算出シテ賣渡請求書ニ記入シ之ト同時ニ賣渡請求人ヲシテ賣渡代金ノ納付ヲ爲サシムヘシ

第二十五條　賣渡請求人代金ヲ納付シタルトキハ其ノ納付ノ證ヲ提示セシメ現品ヲ鑑定秤量

シテ之ヲ交付シ現品領收印ヲ賣渡請求書ニ押捺セシムヘシ

賣渡請求人カ鹽收納當時ノ等級及數量ヲ以テ現品ノ交付ヲ受クルコトヲ承諾シタルトキハ前項ノ鑑定秤量ヲ省略スルコトヲ得

第二十六條　賣渡請求人代金ノ延納ヲ請求スルトキハ擔保額ヲ指定シ供託受領證ヲ提出セシメ賣渡請求書ニ第二十三條ニ定メタル記載事項ノ外擔保ノ種類、金額又ハ額面、供託受領證番號、供託金庫名、供託年月日及代金納付期日ヲ記入スヘシ

前項ノ記入ヲ終リタルトキハ第二十五條ニ依リ現品ノ交付ヲ爲シ賣渡請求書ニ現品領收印ヲ押捺セシムヘシ

第二十七條　賣渡請求人特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ請求スルトキハ其ノ申述ニ依リ外國ニ輸出スルモノニ在リテハ輸出港、輸出先醬油釀造用ニ使用スルモノニ在リテハ普通醬油溜醬油ノ區別及使用場所曹達硫酸曹達、晒粉、石鹼製造用、肥料用、獸皮保存用、鑛業用ニ使用スルモノニ在リテハ其ノ用途、使用場所、變性ノ方法、年月日鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏用ニ使用スルモノニ在リテハ其ノ用途、使用場所帝國外ニ於テ使用スルトキハ出漁船名、出港地名ヲモ賣渡請求書ノ摘要欄ニ記入スヘシ

溜醬油ノ釀造又ハ鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏ニ使用スル爲特別定價ヲ以テ賣渡ヲ請求スルモノニ在リテハ擔保額ヲ指定シテ供託受領證ヲ提出セシメ賣渡請求書ニ第二十三條及前項ニ定メタル記載事項ノ外擔保物ノ種類、金額又ハ額面、供託受領證番號、供託金庫名及供託年月日ヲ記入スヘシ

第二十八條　鮭、鱒、鱈、鯨膃肭獸ノ鹽藏用ニ使用スル爲特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者鹽使用濟證明ノ申請ヲ爲サムトスルトキハ第十二號書式甲ノ申請書ヲ提出セシメ其ノ漁獲物ヲ檢査シ同號書式乙ノ鹽使用濟證明書ヲ交付シ之ト同時ニ同號書式丙ニ依リ其ノ旨ヲ賣渡鹽務局ニ通知スヘシ

第二十九條　特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者賣渡請求書ニ記載シタル用途變更ノ申請ヲ爲サムトスルトキハ第十三號書式甲ニ依リ用途變更申請書ヲ提出セシメ同號書式乙ニ依リ許否ノ指令ヲ爲シ其ノ旨ヲ申請書及賣渡請求書欄外ニ記入スヘシ

第三十條　特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲シタルトキハ第十四號書式ニ依リ外國ニ輸出スルモノニ在リテハ輸出港稅關ニ醬油釀造用ニ使用スルモノニ在リテハ使用地所轄稅務署ニ賣渡ノ通知ヲ爲スヘシ

特別定價ヲ以テ賣渡シタル鹽ノ用途變更ヲ許可シ又ハ輸出港、輸出先、使用場所、出漁船名、出港地名ノ變更申告アリタルトキハ前項ニ準シ之カ通知ヲ爲スヘシ

第三十一條　外國鹽ノ賣渡ヲ請求セムトスル者アルトキハ鹽ノ產地、種類、品質、數量ヲ記載シタル賣渡請求書ヲ提出セシムヘシ

第三十二條　前條ノ請求アリタルトキハ輸入取扱人ニ示シテ輸入請負價額ヲ申出テシメ之ニ依リ鹽ノ賣渡價額ヲ豫定シ擔保額及鹽引渡時期ヲ定メ之ヲ賣渡請求者ニ通知シ擔保ノ供託受領證ヲ提出セシムヘシ

第三十三條　外國鹽到達シタルトキハ其ノ旨ヲ賣渡請求人ニ通知シ鹽代金ヲ納付セシメタル

上現品交付ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十四條　鹽ノ亡失、棄却、標本用拂出等ノ雜拂ヲ爲ストキハ第十五號書式ノ拂出票ヲ作製シ番號、拂出ノ事由、包裝數、等級、數量及賠償金額ヲ記入シ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

前項拂出票ニハ亡失、棄却、標本用拂出其ノ他雜拂ノ區分ヲ摘要欄ニ記入シ外國鹽又ハ臺灣鹽ニ係ルトキハ其ノ區分ヲモ記入スヘシ

第六章　指定引渡

第三十五條　鹽專賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ鹽務局長其ノ指定シタル者ニ鹽ノ引渡ヲ命スルハ鹽ヲ鹽務局ニ納付セシムルヲ以テ甚シキ不便アリト認メタル場合ニ限ル

第三十六條　鹽務局長ハ豫メ前條ニ該當スト認ムル製造人ヲ定メ之ヲ其ノ本人ニ通知シ置クヘシ

第三十七條　鹽務局長前條ノ通知ヲ爲シタルトキハ豫メ其ノ製造人ノ製造シタル鹽ヲ引取ルヘキ者ヲ定メ鹽務局ノ通知ニ依リ直チニ鹽ノ引取ヲ爲スヘキコトヲ承諾セシメ置クヘシ

第三十八條　第三十六條ニ該當スル者鹽專賣法施行細則第十三條第一項ニ依リ鹽ノ數量ヲ申告シタルトキハ指定引渡人鹽製造申告簿ニ記入シ置キ相當ノ數量ニ達シタルトキハ前條ニ依リ引取人ト定メタル者ニ通知シ鹽務官吏ト共ニ引渡場所ニ臨マシメ鹽ノ引取ヲ爲サシムヘシ

第三十九條　前條ニ依リ鹽務官吏ヲ出張セシメムトスルトキハ第十六號書式ノ鹽引渡命令書ニ製造人氏名、製造場所、製造年月日、引取人住所氏名ヲ記入シ之ヲ携帶セシムヘシ

第四十條　鹽務官吏引渡場所ニ臨ミタルトキハ鹽ノ鑑定秤量ヲ爲シ等級、數量、賠償金額及賣渡金額ヲ引渡命令書ニ記入シ之ヲ製造人ニ開示シ異議ノ有無ヲ質スヘシ

第四十一條　製造人前條ノ鑑定等級ニ異議ナキトキハ鹽務官吏ハ引取人ニ對シ口頭ヲ以テ賣渡金額ノ納入告知ヲ爲スヘシ

第四十二條　引取人賣渡金額ヲ納入シタルトキハ鹽務官吏ハ製造人ニ對シ現品ノ引渡ヲ命シ之ニ賠償金ヲ交付シ引渡命令書ニ現金領收印ヲ押捺セシムヘシ

第四十三條　鹽務官吏引渡命令ヲ終リタルトキハ鹽務局長ニ復命シ引渡命令ニ其ノ承認ヲ受クヘシ

第七章　鑑定

第四十四條　鹽ノ鑑定ヲ爲ス場合ニ於テハ能ク混合シタル上相當ノ量ヲ採リ可檢物ト爲スヘシ但シ包裝シタルモノニ在リテハ同一製造人ノ納付セムトスル鹽ニシテ品質類似シタルモノニ限リ包裝百ニ付五（百ニ付五ノ割合カ總數五十以上ニ上ルトキハ五十トス）ノ割合ヲ以テ各包裝ヨリ一定量ヲ摘出シ相混合シテ可檢物ト爲スヘシ

第四十五條　鹽ノ鑑定ハ其ノ乾濕、色澤、夾雜物ノ多少等ヲ查察シ標本ト對照シテ之ヲ行フヘシ

第四十六條　前條ノ方法ニ依リ鹽ノ等級ヲ定メ難キトキハ左ノ方法ニ依リ分析試驗ヲ行ヒ其ノ等級ヲ定ムヘシ

一　五十瓦ノ可檢鹽ヲ蒸餾水ニ溶解シ五百立方「センチメートル」トナシ之ヲ濾過スヘシ

二　第一號ノ濾液七十立方「センチメートル」ヲ採リ多量ノ炭酸重土ヲ加ヘ十分間煮沸シ冷却

後蒸餾水ヲ加ヘテ原容ニ復セシメ之ヲ濾過スヘシ其ノ濾液五十立方「センチメートル」ニ二分ノ一定規炭酸加里液五十立方「センチメートル」ヲ加ヘ煮沸シ之ヲ濾過シタル後更ニ其ノ濾液八十立方「センチメートル」ヲ採リ二分ノ一定規鹽酸ヲ以テ過剰ノ炭酸加里ヲ滴定シ亞爾加里金屬以外ノ金屬ト化合シタル鹽素ノ量ヲ算出スヘシ

三　可檢鹽ヲ以テ適度ノ濃度ヲ有スル鹽液ヲ作リ之ニ一定量ノ「コバルト」液（硝酸「コバルト」三十分ヲ蒸餾水六十分ニ溶解シタル液ニ亞硝酸曹達五十分ヲ蒸餾水五十分ニ溶解シタル液ヲ加ヘ更ニ氷醋酸十分ヲ加ヘテ攪拌シ一晝夜間放置シテ得タル上澄液）ヲ加ヘ一定時間內ニ於テ黃色沈澱ノ分離スル狀態ニ依リ加里ヲ檢定シ之ニ化合シタル鹽素ノ量ヲ算出スヘシ

四　第一號ノ濾液十立方「センチメートル」ニ蒸餾水ヲ加ヘテ百立方「センチメートル」ニ稀釋シ其ノ二十五立方「センチメートル」ヲ採リ十分ノ一定規硝酸銀液ヲ以テ總鹽素量ヲ檢定スヘシ

五　可檢鹽十瓦ヲ攝氏百四十度ニ於テ一時間熱シ其ノ減量ヲ以テ水分トナスヘシ

六　第二號及第三號ニ依リテ檢定シタル各鹽素量ノ和ヲ第四號ニ依リテ得タル總鹽素量ヨリ減シ其ノ殘數ヲ以テ曹達ト化合シタル鹽素トシ鹽化曹達ノ量ヲ算出スヘシ

第五號ニ依リ秤定シタル水分ノ量ト本號ニ於テ算定シタル鹽化曹達ノ量トノ和ヲ百ヨリ減シ其ノ殘數ヲ以テ夾雜物ノ量トナスヘシ

第四十七條　再鑑定ヲ求メタル者アルトキハ前條ノ方法ニ依リ分析試驗ヲ行ヒ鑑定書ヲ作成スヘシ

再鑑定ノ申立人ニハ前項ノ試驗ニ立會スルコトヲ得ル旨ヲ告ケ請求アルトキハ之ヲ試驗ニ立會セシムヘシ

第四十八條　鹽務局長ハ第十七號書式ノ再鑑定決定書ヲ作成シ之ヲ再鑑定申立人ニ交付スヘシ

第八章　追徵及交付金

第四十九條　特別定價ヲ以テ賣渡シタル鹽ニ付追徵ヲ爲スヘキ場合ニ於テ追徵金納入告知書ヲ發送スルトキハ追徵ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シタル書面ヲ併セテ送付スヘシ

第五十條　鹽專賣法第二十五條ニ依リ追徵ヲ爲ス場合ニ於テハ前條ニ準スヘシ

第五十一條　一般定價ヲ以テ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ醬油釀造用、曹達硫酸曹達晒粉石鹼製造用、肥料用、獸皮保存用、鑛業用ニ使用シ交付金ノ下付ヲ請求セムトスル者アルトキハ第十八號書式ノ請求事項欄ニ其ノ用途、使用ノ場所、數量及年月日ヲ記載シタル交付金下付請求書ニ鹽使用證明書、醬油査定證明書若ハ鹽變性證明書ヲ添附シ之ヲ提出セシムヘシ

第五十二條　前條ニ依リ交付金下付請求書ノ提出アリタルトキハ證明書類ノ調査ヲ爲シ交付金額ヲ算出シテ之ヲ請求書ニ記入シ請求人ヲシテ交付金領收證印ヲ押捺セシメ仕拂命令書ヲ交付スヘシ

第五十三條　一般定價ヲ以テ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ曹達硫酸曹達晒粉石鹼製造用、肥料用、獸皮保存用、鑛業用ニ使用スル爲鹽使用證明書ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ第十九號書式甲ニ依

リ其ノ用途、使用ノ數量、場所及年月日ヲ記入シタル使用證明申請書ヲ提出セシメ鹽ノ使用ニ付キ相當ノ監視ヲ施シ使用ノ事實ヲ確認シテ同號書式乙ノ使用證明書ヲ交付スヘシ

鹽變性證明書ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ第二十號書式甲ニ依リ其ノ用途、數量、變性ノ方法、場所及年月日ヲ記入シタル變性證明申請書ヲ提出セシメ鹽ノ變性ヲ施シ同號書式乙ノ變性證明書ヲ交付スヘシ

第五十四條　一般定價ヲ以テ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ鮭、鱒、鱈、鰒、膃肭獸ノ鹽藏ニ使用シ交付金ノ下付ヲ請求セムトスル者アルトキハ第十八號書式ノ請求事項欄ニ鹽藏物ノ種類、數量、漁獲場所、鹽藏場所、漁獲物ノ移出先ヲ記載シタル交付金下付請求書ヲ提出セシメ檢查地ヲ指定シテ鹽藏物又ハ殘存鹽ノ檢查ヲ爲シ第五十二條ニ依リ交付金下付ノ手續ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ請求書ニ檢查地名及檢查年月日ヲ記入シ置クヘシ

遠洋又ハ外國若ハ外國ノ沿海ニ於テ漁獲ヲ爲ス者ノ出漁前ニ提出スヘキ申告書ハ第二十一號書式ニ依ラシムヘシ

第九章　出納及保管

第五十五條　鹽ヲ出納スルハ鹽務局長ノ命令ニ依ルヘシ

第五十六條　鹽務局ニ鹽會計官吏ヲ置キ鹽ノ出納保管ヲ司掌セシムヘシ

第五十七條　鹽會計官吏ハ第二十二號書式ノ鹽出納簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ記入スヘシ

第五十八條　鹽ノ藏置ハ等級、包裝量等ニ依リ區分ヲ爲シ藏出ノ際ニ不便ナキコトニ注意スヘシ

第五十九條　鹽貯藏中量增又ハ量減アルコト明カトナリタルトキハ受入又ハ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十條　鹽貯藏中其ノ等級カ收納當時ノ等級ニ異ナルコト明カトナリタルトキハ第二十三號書式ノ等級變更票ニ依リ等級變更ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十一條　會計年度ノ終ニ於テハ在庫品ヲ調查シ前二條ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十二條　鹽ノ亡失及出納計算書ニ關シテハ明治三十八年大藏省訓令第三十號物品出納規程第九條、第十二條及第十三條ヲ準用ス

第十章　帳簿及報告

第六十三條　鹽務局ハ左ノ帳簿ヲ設備スヘシ

一　鹽製造許可臺帳　第二十四號書式
一　鹽製造高臺帳　第二十五號書式
一　鹽輸入高臺帳　第二十六號書式
一　鹽移入高臺帳　第二十七號書式
一　鹽受拂整理簿　第二十八號書式
一　指定引渡人鹽製造申告簿　第二十九號書式
一　特別定價鹽賣渡整理簿　第三十號書式
一　延納代金整理簿　第三十一號書式
一　擔保物件整理簿　第三十二號書式
一　鹽專賣法違犯者處分簿　第三十三號書式

前項帳簿ノ外補助簿ヲ設ケテ整理スルヲ便トスル場合ニ於テハ適宜之ヲ設クルコトヲ得

第六十四條　鹽製造許可臺帳ハ鹽製造ニ關スル願屆ニ依リ記入スヘシ

鹽ノ製造ヲ廢止シタルトキ又ハ鹽ノ製造許可ヲ取消シタルトキハ鹽製造許可臺帳ノ削除ヲ爲スヘシ

第六十五條　鹽製造高臺帳ハ鹽納付書、鹽引渡命令書、自家用鹽申告及再製鹽製造高申告書ニ依リ記入スヘシ

第六十六條　鹽輸入高臺帳ハ鹽輸入取扱人ノ提出シタル書類及鹽輸入票ニ依リ鹽移入高臺帳ハ鹽移入申告書及鹽賣渡請求書ニ依リ記入スヘシ

第六十七條　鹽受拂整理簿ハ第七十二條定ムルトコロノ日計簽ニ依リ記入スヘシ

第六十八條　指定引渡人鹽製造申告簿ハ指定引渡人ノ鹽製造申告及鹽引渡命令書ニ依リ記入スヘシ

第六十九條　特別定價鹽賣渡整理簿ハ鹽賣渡請求書其ノ他關係書類ニ依リ記入スヘシ

第七十條　延納代金整理簿及擔保物件整理簿ハ鹽賣渡請求書及代金徵收書類ニ依リ記入スヘシ

第七十一條　鹽專賣法違犯者處分簿ハ通告又ハ告發ニ關スル書類ニ依リ記入スヘシ

第七十二條　左ノ各號ノ書類ニハ各別ニ第三十四號書式ノ日計簽ヲ添附スヘシ

一　鹽納付書

二　鹽輸入票

三　臺灣鹽移入申告書

四　鹽賣渡請求書

五　鹽引渡命令書

六　鹽代金追徵ニ關スル書類

七　交付金下付請求書

八　鹽受入票

九　鹽拂出票

十　鹽等級變更票

鹽賣渡請求書ノ日計簽ヲ作成スル場合ニ於テ現品引渡未濟ノモノアルトキハ日計簽ノ備考ニ其ノ旨ヲ附記シ置キ其ノ書類ニ限リ再鹽會計官吏ニ送付スヘシ

鹽會計官吏前項引渡未濟ノ鹽ヲ引渡シタルトキハ鹽賣渡請求書ノ整理ヲ爲シ整理終了シタルトキハ其ノ旨ヲ日計簽ノ備考ニ附記スヘシ

第一項ノ書類ハ月別及年別ニ之ヲ整理スヘシ

第七十三條　鹽務局ハ鹽製造許可臺帳及製造許可ニ關スル書類ニ依リ毎月末ニ於テ第三十五號書式ノ鹽製造許可報告表ヲ毎年四月一日及十月一日現在ヲ以テ第三十六號書式ノ鹽製造人員場數生產見込高報告表ヲ作成スヘシ

第七十四條　鹽務局ハ鹽製造高臺帳ニ依リ毎月末及毎年度末ニ於テ第三十七號書式ノ鹽製造高等級別報告表ヲ作成スヘシ

第七十五條　鹽務局ハ鹽輸入高臺帳ニ依リ毎月第三十九號書式ノ鹽輸入高報告表ヲ作成スヘシ

第七十六條　鹽務局ハ鹽移入高臺帳ニ依リ第四十號書式ノ鹽移入高報告表ヲ作成スヘシ

第七十七條　鹽務局ハ鹽受拂整理簿ニ依リ毎月末ニ於テ第四十一號書式ノ鹽受拂報告表ヲ作成スヘシ

第七十八條　鹽務局ハ鹽受拂整理簿及鹽等級變更票ニ依リ毎月末及毎年度末ニ於テ第四十二號書式ノ收納鹽受拂等級別報告表ヲ作成スヘシ

第七十九條　鹽務局ハ鹽賣渡請求書、交付金下付請求書及鹽代金追徵ニ關スル書類ニ依リ毎月末及毎年度末ニ於テ第四十三號書式ノ特別用途鹽賣渡報告表ヲ作成スヘシ

第八十條　鹽務局ハ歲入徵收簿、歲出簿及鹽受拂報告表ニ依リ毎年度末ニ於テ第四十四號書式ノ鹽專賣計算報告表ヲ作成スヘシ

第八十一條　鹽務局ハ延納代金整理簿ニ依リ毎月末ニ於テ第四十五號書式ノ代金延納高報告表ヲ作成スヘシ

第八十二條　鹽務局ハ鹽專賣法違犯者處分簿ニ依リ毎年九月三十日及三月三十一日現在ヲ以テ第四十六號書式ノ鹽專賣法違犯者處分報告表ヲ作成スヘシ

第八十三條　鹽務局出張所ニ於テ作成シタル報告表ハ之ヲ翌月十日マテニ鹽務局ニ提出シ鹽務局ハ之カ總括ヲ爲シ其ノ報告表ヲ同月二十日マテニ大藏省ニ提出スヘシ

第八十四條　本章規程ノ報告表ニシテ毎月ノ累計ヲ揭クヘキモノハ毎年四月ヨリ始メ翌年三

月ニ終ルモノトス

（書式省略）

鹽專賣法施行上取扱方心得（明治三十八年五月十日大藏大臣內訓臨第一八六五號）

第一條　鹽製造者ニ對シ製鹽場、貯藏場等ノ圖面ヲ提出セシムルハ大製造場ニシテ當該官吏容易ニ其ノ內部ノ狀況ヲ知悉スルコト能ハサル如キ場合ニ於テノミ之カ提出ヲ命スヘシ

第二條　鹽製造者ヲシテ製造用器具器械ノ目錄ヲ提出セシムルハ主トシテ其ノ生產力ヲ知ルニ在ルヲ以テ普通ノ場合ニ在リテハ製造上主要ノモノ卽溫メ釜及結晶釜ノ大サ及個數位ニ止メ置クヘシ

第三條　鹽ノ產額ハ從來需要ノ程度ニ依リ自ラ制限アリシト雖專賣法施行後ニ於テハ其ノ生產額ヲ制限セサル限リハ無限ニ之ヲ製造スルコトナキヲ保セス故ニ新ニ鹽田ヲ作リ又ハ鹽田ヲ復舊シテ其ノ製造ニ著手シ之カ爲各地方ニ於ケル從來ノ生產額ニ對シ著シク增加ヲ來ス如キ場合ニ在リテハ製造許可ニ先テ其ノ旨ヲ具申シ指揮ヲ請フヘシ

第四條　鹽ノ製造期間又ハ生產高ヲ制限スルハ全國ニ於ケル鹽ノ需要供給ノ狀態ヲ調查シテ後其ノ決定ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ制限ノ必要ヲ認メタルトキハ豫メ具申シ其ノ指揮ヲ得テ之カ決定通知ヲ爲スヘシ

第五條　施行細則ニ依レハ鹽ノ包裝及一包裝ノ鹽數量ハ鹽務局長之ヲ定ムトアルモ同一地方ニシテ鹽務局所轄區域ノ異ナルカ爲其ノ包裝及數量ヲ異ニスルハ不可ナルヲ以テ之カ決定

又ハ變更ニ際シテハ豫メ具申シテ指揮ヲ請フヘシ

第六條　鹽ノ包裝ニ其ノ産地名ヲ記載スルノ慣習アル地方ニ在リテハ製鹽者及需要者ノ利便ノ爲納付者ヲシテ其ノ包裝ニ適宜産地名ヲ記載セシムルモ妨ナシ

第七條　收納鹽ヲ長ク倉庫ニ貯藏スルハ金利ヲ損シ數量ヲ減シ竝ニ藏間ヲ來ス等其ノ不利多キヲ以テ勉メテ速ニ之ヲ賣渡スヲ要ス從テ成ルヘク其ノ地方ニ於テ從來鹽ノ販賣ヲ業トセル大商人ニ談示シ鹽務局ノ通知アルトキハ何時ニテモ買受ヲ承諾スル樣注意スヘシ

第八條　賣渡シタル鹽ヲ長ク保管スルハ之ニ對スル危險ノ防備ヲ要スルノミナラス納付鹽ノ貯藏倉庫ニ差支ヲ來スヘキヲ以テ法定ノ引取期間內ト雖成ルヘク速ニ之ヲ引取ラシムル樣注意スヘシ

第九條　鹽專賣ニ伴ヒ其ノ品質ノ改良ヲ奬勵スヘキハ勿論ナリト雖同時ニ其ノ賣捌方ヲ注意セサルヘカラス殊ニ專賣法施行後ニ於テハ鹽價騰貴ノ爲比較的安價ナル下等品ノ需要多クシテ上等品ハ常ニ倉庫ニ堆積スルノ傾向ナキヲ保セス故ニ上等鹽ノ販路ヲ調査シ其ノ效用ヲ研究シ以テ其ノ買受ヲ勸誘スル等便宜ノ方法ヲ講シ常ニ賣行ノ敏活ナルコトヲ期スルヲ要ス

第十條　回送ノ爲メ鹽ヲ運搬スルトキハ其ノ數量ヲ減耗スルノミナラス各需要地ニ適宜配合セシムルハ專ロ民間ニ委スルヲ利ナリト認ムルヲ以テ藏間等已ムヲ得サル場合ノ外ハ鹽ノ回送ヲ爲ササルモノトス

第十一條　鹽ノ收納賣渡ニ際シ其ノ數量ニ付テハ斤位未滿其ノ價額ニ付テハ錢位未滿ヲ切リ捨テ其ノ計算記帳等ニ付キ官民相互ノ手數ヲ省略スヘシ但シ單位トスヘキモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　鹽ノ賠償金ハ成ルヘク卽時納付者ニ交付スル樣注意スヘシ

第十三條　鹽賣渡代金延納又ハ特別定價賣渡ノ擔保トシテ確實ト認ムヘキ有價證券ハ國債及地方債證券、政府ノ保護又ハ監視ヲ受クル株式會社ノ株券又ハ債券ヲ標準トスヘシ

第十四條　鹽製造者ヲシテ其ノ採取シタル鹹水ノ比重ヲ帳簿ニ記載セシムルハ監視上固ヨリ必要ノ事項ナリト雖從來其ノ慣例ナキ地方等ニ在リテハ急ニ之ヲ强制セス漸次之ヲ遵守セシムルノ方針ヲ取ルヘシ

第十五條　鹽販賣業者ハ一定ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘキ義務アルモ行商人等ニ對シテハ必シモ之ヲ勵行セサルコトニ注意スヘシ

第十六條　鹽ノ納付又ハ引取時刻ハ潮ノ干滿ニ關係スルコト多キヲ以テ都合ニ依リテハ普通執務時間外ト雖尙收納賣渡ヲ爲シ納付者又ハ買受人ヲシテ甚シキ不便ヲ感セシメサル樣注意スヘシ

第十七條　指定引渡(現場賣買)ノ場合ニ於テ鹽ノ秤量ハ同一製造人ニ就キ當初一回執行シタルモノト同一ナリト認メラルルトキハ製造人及買受人ニ於テ異議ナキ限リ必シモ毎回其ノ實量ヲ計量セサルモ妨ナシ

第十八條　鹽ノ品質鑑定上可檢鹽ノ採取ニ付テハ左ノ方法ニ據ルヘシ

一　包裝鹽ニ在リテハ拔檢査ニ供シタル各包裝鹽ニ付キ鹽差シヲ以テ包裝上面中央ヨリ下

面中央ニ拔通シテ其ノ一部ヲ採リ更ニ側面中央ヨリ他ノ側面中央ニ拔通シテ其ノ一部ヲ採リ能ク之ヲ混合シテ鑑定スヘシ

二　撒鹽ニ在リテハ其ノ容器ノ數ニ依リ包裝鹽ト同割合ヲ以テ一定ノ數量ヲ拔檢査ニ供シ各容器ノ上下兩層ヨリ適宜ノ分量ヲ採リ能ク之ヲ混合シテ鑑定スヘシ

第十九條　鹽ノ品質鑑定ニ付テハ當分民間ノ實地經驗アル者ヲ採用シテ之ヲ補助セシムルコトヲ妨ケス

第二十條　鹽ノ賠償價格告示中特別優等鹽トハ鹽化曹達九十五以上ヲ含有シ色澤純白ニシテ能ク乾燥シ汚物ヲ含マサルモノヲ謂ヒ施行細則第十八條但書ヲ適用スヘキ劣等鹽トハ通俗鼠鹽、ゴーラ、葡萄鹽、泥鹽等ト稱スルモノヲ謂フ

第二十一條　鑑定上使用スヘキ比準標本鹽ハ成ルヘク其ノ地方ニ產出スル鹽ヲ以テ各等級ノ比準標本鹽ヲ作成シ置クヘシ

第二十二條　鹽製造者ニ對シテハ便宜五等標本鹽ヲ示シ又ハ其ノ他適宜ノ方法ヲ以テ成ルヘク五等以下ノ鹽ヲ製造セサル樣勸告スヘシ殊ニ專賣法施行ノ當初ニ在リテハ從來製造シ來レルモノニ對シ格外ノモノヲ除クノ外適宜ノ裁量ヲ以テ成ルヘク不合格品トシテ拒否セサル樣注意スヘシ

第二十三條　鹽專賣法ハ收入ヲ目的トスルト同時ニ鹽業ノ改良ヲ企圖スルモノナルニ依リ平素現行製鹽業ノ缺點竝ニ其ノ改良ノ要點ヲ調査シ時々本省ニ申報スヘシ

尙ほ專賣法上鹽と認むべきもの及鹽として取扱ふべきものに就きては、之が限界を明確に定むるの必要あるを以て、明治三十八年五月主稅局長通牒を以て『專賣法上鹽と認むべきものは其重量百分中含有鹽化曹達二十%以上のもの』と定め、尋いで同年七月之を改めて『四十%以上』と爲し、又鹹水に就きては三十九年六月主稅局長通牒を以て『海水に操作を加へたる液體にして、含有固形中五十%以上の鹽化曹達を含有し、攝氏十五度に於てボーメ五度以上の比重を有するもの』と定義し、其の他ゴーラ・ガリ・イダシガワ・竈土・竈堀替土及舊竈壁と稱するものは、假令四十%以上の鹽化曹達を含有するも、取締上支障なき限り鹽として取扱はざることと爲せり（明治四十一年十二月專賣局收納部長回答）。

第五款　鹽稅の徵收

鹽專賣法第四十四條は、同法施行の際販賣の目的を以て所有又は所持する鹽に對しては、一石に付き一圓三十錢の割合を以て鹽稅を課すべきことを定めたり。仍て政府は明治三十八年四月勅令第百三十七號を以て左の通之が徵收規程を公布したり。

勅令第百三十七號（明治三十八年四月十四日）

第一條　本令ハ鹽專賣法施行ノ際販賣ノ目的ヲ以テ所有シ又ハ所持スル鹽ニ關シ之ヲ適用ス

第二條　鹽ヲ所有シ又ハ所持スル者ハ明治三十八年六月五日迄ニ其ノ數量及所在ヲ鹽所在地ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第三條　鹽ノ數量ハ鹽所在地ノ所轄稅務署之ヲ查定ス

第四條　鹽ヲ所有シ又ハ所持スル者ハ前條ノ查定數量ニ依リ明治三十八年六月三十日迄ニ其

ノ鹽稅ヲ納ムヘシ

納稅者ハ前條ノ査定數量ヲ區分シ前項ノ期限内ニ於テ各區分ニ對スル鹽稅ヲ分納スルコトヲ得

第五條　鹽ヲ所有シ又ハ所持スル者ハ鹽稅ニ相當スル擔保ヲ提供シ三箇月以内鹽稅ノ延納ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ依リ提供スヘキ擔保物ハ金錢又ハ稅務署長ノ適當ト認メタル有價證券ニ限ル

擔保ヲ提供セムトスル者ハ前項ノ擔保物ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ稅務署ニ提出スヘシ

第六條　收稅官吏又ハ鹽務官吏ハ必要ト認ムルトキハ鹽ノ貯藏場、鹽ノ販賣場其ノ他鹽ノ所在ト認ムル場所ニ立入リ檢査ヲ爲スコトヲ得

又右鹽稅徵收事務に關する取扱方に就ては左の如く決定し、之を稅務監督局・稅務署及鹽務局に對して訓令したり。

鹽稅徵收事務取扱規程（明治三十八年五月二日大藏省訓令第四十號）

第一條　稅務署ハ六月一日以前ト雖便宜ノ方法ヲ以テ鹽ヲ所有又ハ所持スル者ヲ調査シ置キ其ノ鹽ノ所在ニ注意シ鹽稅徵收上遺漏ナキヲ期スヘシ

第二條　鹽ノ數量ハ全部ノ重量ヲ秤量シテ之ヲ査定ス但シ包裝シタル鹽ニシテ各包裝ノ數量略同一ナリト認メラルルモノニ付テハ包裝百箇ニ付五箇ノ割合ヲ以テ適宜包裝ヲ摘出シテ秤量シ其ノ數量ヨリ風袋量ヲ控除シタルモノヲ包裝數ニテ除シ之ヲ全包裝數ニ乘シテ鹽ノ數量ヲ査定スルコトヲ得

同一貯藏場ニ藏置スル鹽包裝數千箇以上ナルトキハ前項但書ニ依リ摘出スヘキ包裝數ハ五十箇トス

第三條　稅務署ハ鹽稅ヲ課スヘキ鹽ノ數量ヲ査定シタルトキハ査定月日及其ノ數量ヲ第一號書式ノ鹽稅臺帳ニ記入シ同時ニ第二號書式ニ依リ鹽査定數量ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

前項ノ鹽査定通知書ニハ鹽稅ヲ分納セムトスル者ハ通知後五日以内ニ査定數量ノ區分ヲ申告スヘキ旨ヲ附記スヘシ

第四條　納稅者査定數量ノ區分ヲ申告シタルトキハ稅務署ハ其ノ區分額ヲ鹽稅臺帳ニ記入スヘシ

第五條　前條ニ依リ査定數量ノ區分ヲ申告シタルモノハ其ノ區分額ニ依リ其ノ區分ヲ申告セサルモノハ査定數量ニ依リ納稅告知書ヲ調製シテ之ヲ納稅者ニ交付シ其ノ稅額及調定月日ヲ鹽稅臺帳ニ記入スヘシ

第六條　鹽稅ノ延納ヲ申請スル者アルトキハ稅務署ハ供託受領證ト共ニ第三號書式ノ鹽稅擔保提供書ヲ提出セシムヘシ

鹽稅ノ延納ヲ許可シタルトキハ稅務署ハ擔保提供月日、延納稅額、延納期限、擔保物ノ種類、金額又ハ價額、供託金庫名、供託受領證番號及供託月日ヲ第四號書式ノ鹽稅延納擔保物臺帳ニ記入シ延納期限ヲ鹽稅臺帳ニ記入スヘシ

第七條　納稅者鹽稅ヲ納付シタルトキハ稅務署ハ納付月日ヲ鹽稅臺帳ニ記入シ其ノ延納ニ係ルモノハ納稅額ニ相當スル擔保解除ノ手續ヲ爲シ其ノ月日ヲ鹽稅延納擔保物臺帳ニ記入ス

ヘシ

第八條　稅務署ハ六月三十日迄ハ五日毎ニ七月一日ヨリハ十日毎ニ第五號書式ニ依リ鹽稅徵收狀況ヲ稅務監督局及所轄鹽務局出張所ニ通知スヘシ

第九條　稅務監督局ハ六月三十日迄ハ十日毎ニ七月一日ヨリハ一箇月毎ニ第六號書式ニ依リ鹽稅徵收狀況ヲ大藏省ニ報告スヘシ

第十條　販賣ノ目的ニ非サルノ故ヲ以テ課稅セサリシ鹽ヲ多量ニ所有又ハ所持スル者ニ對シテハ鹽專賣法違犯ノ所爲ナキ樣常ニ相當ノ監視ヲ爲スヘシ

（書式省略）

尙ほ鹽稅の徵收に關し、執行官廳に於て其の取扱を異にするが如きことなからしむる爲め、稅務監督局長及鹽務局長に對し更に左の如き通牒を發したり。

『一　販賣者の所有する鹽にして製造者が所持するもの、及製造者の所有する鹽にして販賣者が所持するもの、竝消費者に賣渡すも引取未濟の爲め販賣者の所持する鹽には課稅すること。

二　前項に該當せずして製造者が所有又は所持する鹽は之を收納すること、故に消費者に賣渡すも引取未濟の爲製鹽者が所持する鹽は收納すること。

三　甲販賣者の所有鹽を乙販賣者が委託を受けて販賣を爲すときは乙に對して課稅すること。

四　販賣者間に於て賣買契約濟にして運搬中に在る鹽は、買受人より其の到著豫定地の稅務署に申告納稅すること。

五　製造者が他の市場に於て販賣の爲め運送中に在る鹽は、其の到著豫定地に到達したるとき之を收納し、原產地の賠償價格を適用すること、但し此の場合に於ても事實之を倉庫に收容せず、成るべく卽時其の製造者をして買取らしむること、尤も製造者之を肯んせず、又は其の他に買受人なきときは、萬已むを得ず臨機民間倉庫を借入れ一時收容すること。

六　鹽消費者とは自ら鹽を消費し終るべき者を指示する義なるを以て、當初消費の目的なりとて課稅を受けざりし者が、目的を變更して他に讓渡するに於ては、納稅期は前に在りては法第四十四條第二項に依り課稅すべく、又其の納稅期は後に於ては法第五條に依り販賣は勿論、所有所持をも爲し能はざること。

七　商品取引所に於て五月三十一日以前五月限を以て賣買取引の契約を爲したる鹽は、現品の檢査に付ては越て翌月に至り之を執行し、其の過不足を精算するを慣例とす。然れども現品の引渡及其の代金支拂は、五月末日卽ち受渡期日に於て之を履行し、賣買契約は其の際完全に成立するものと認むべきを以て、此の場合に於ける鹽稅は買主に於て負擔すべきものなること。

八　法施行の際消費者の所有に係る鹽は、强制執行の目的物と爲すを得べく、右の鹽に對しては全く鹽專賣法第五條を適用せざること。

以上の如き諸規程に基き査定したる持越鹽の數量及稅額は左の如し。但し後に至り自家用の持越鹽を販賣用に變更せしものあり、又犯則に係るものありて、鹽稅の徵收を行ひしものありと雖も、其の額極めて僅少に止まれり。

年度	明治三十八年度	同　三十九年度
査定額		
査定人員	三五、六五八人	＊四五人
査定數量	＊一二三七、〇二四、〇一〇斤	＊八、八六七、四八〇斤
税額	四八一、三一五、一一五円 ＊一九〇、四六〇、一一五	＊九、一一五、二六四円 ＊一二三、二二五〇

（備　考）一、明治三十九年度分は前年度の課税洩其の他なり。
二、＊印は犯則に係るものとす。

第四節　鹽專賣法規の改正

鹽專賣法は實施以來昭和元年度末までに前後二回の改正あり、同施行細則も亦六回の改正を經たり。今其の改正事由を略記すべし。

第一款　鹽專賣法の改正

（一）第一回改正

鹽專賣法は既述の如く、鹽の價格は卸賣及小賣共に之を一定することなく、鹽商人の競爭販賣に依りて自ら平準を保たしむるの主義を採用せしものなるが、專賣實施の當時に在りては市場の思惑と稀有の不作とに因り鹽價は格外の騰貴を來し、政府は之が調整に頗る困難を感じたり。既にして平和克復し、鹽價亦漸く平調に復するに至りしも、將來若し產鹽不足等の場合には商人をして暴利を貪らしむるの餘地なきにしも非ざるを以て、政府は必要の場合には鹽賣買業者の販賣價格を制限するを得べき權能を留保するの必要を認め、鹽專賣法中改正法律案を明治三十九年第二十二回帝國議會に提出したり。尙ほ之と同時に、從來鹹水のみの製造者ありて、之を鹽の代用に供するの慮ありしを以て、鹹水製造は鹽製造と同じく製造許可を要することとし、且つ其の製造したる鹹水は必ず鹽の製造に供用せしむべきことと爲し、又智利硝石又はカイニット等の如き含鹽鑛物の輸入品も亦鹽の代用を爲し得べきを以て、之を輸移入する際は相當の變性を施して代用し得ざる物質と爲し、以て專賣侵害の危險なからしむるの必要を認め、此等の點も右改正法律案中に追加したり。同法案に對し、衆議院の特別委員會に於ては、鹽價の制限は其の暴騰を矯むる方法として異議なきも、現行專賣制度には其の施行上不備の點少からざるを以て、此の機會に之が是正を圖る必要ありと爲し、（一）政府は特定販賣人の外一般希望者に對し隨時賣下を實行すること、但し賣下の手續は迅速にすべし（二）政府は收納せざる鹽に對し豫約賣渡方法を改良すること（三）施行細則第二十七條中一回五千斤以下とあるを低減して一般需要者の便宜を圖ること（四）製鹽改良を圖る目的を以て賠償價格等級の差金を擴むること（五）外國鹽輸入の時期は內國鹽業上に大關係あるを以て十分の注意を爲すこと（六）政府は臺灣鹽の一手販賣を命令するに就ては、アルカリ工業用需要者に對しては政府賣下の原價を以て遲滯なく賣渡を爲さしめ、一般需要者に對しては政府賣下原價に對し一割五分以上を增加せざる代價を以て賣渡を爲さしむることの六箇條を擧げて政府の注意を求めたり。政府委員は其の要求中には直に同意し難きものなきに非ざるも、講究問題として留保し十分に考慮を加へ、成るべく希望に副ふべき旨を說明したり。本法律案は衆議院本會議に於て何等異議なく可決せられ、尋いで貴族院に於ても亦可決せられたるを以て、明治三十九年三月三十日左の如く公布せられたり。

法律第十五號（明治三十九年三月三十日）

鹽專賣法中左ノ通改正ス

第三條及第四條中「鹽」ノ下ニ「及鹹水」ヲ加フ

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

智利硝石「カイニット」「シルヴィニット」「ボリハリット」、「キーゼリット」、「カルナリット」、「ハルトザルツ」其ノ他ノ礦物ニシテ其ノ百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ變性ヲ施スニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ本法ヲ施行セサル地ヨリ移入スルコトヲ得ス

第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

鹹水ハ之ヲ讓渡シ、質入シ又ハ鹽製造以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス但シ鹽製造者ニ讓渡スルハ此ノ限ニ在ラス

第十九條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一　外國ニ輸出シ又ハ本法ヲ施行セサル地ニ移出スルモノ

第二十條ノ二　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鹽賣買業者ノ販賣スル鹽ノ價格ヲ制限スルコトヲ得

第三十條ノ二　鹽賣買業者第二十條ノ二ノ制限ヲ超エテ鹽ヲ販賣シタルトキハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條ノ二　鹹水ニ關シテハ第六條、第九條乃至第十三條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十七條乃至第三十條、第三十二條、第三十六條、第三十七條及第三十九條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本法ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際鹹水ノミヲ製造スル者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月以内ニ本法ニ依リ許可ヲ受クヘシ其ノ期間内ハ鹹水ノ製造ヲ爲スコトヲ得

(二)第二回改正

既に述べたるが如く、鹽專賣は其の施行以前より之に對する贊否の論議頗る盛なりしが、實施の後に於ても尙ほ反對の聲を絶たず、明治四十年第二十三回帝國議會に於ては之が廢止を目的とする法律案竝に建議案衆議院に提出せられたり。而して衆議院は法律案は之を否決せしと雖も、速に適當の財源を調査して鹽專賣に代らしむべしとする建議案は之を可決したり。政府亦之が研究の餘地を認めたるを以て、明治三十九年四月大藏省内に設置せられたる稅法審査委員會に於て調査を遂げしめ、其の成案を原案として之を翌四十年三月設置せられたる稅法整理案審査會に付して審議せしめしが、審査會は鹽專賣に就きては之が存續を可決し、將來鹽價低減に就き適當の施設を要するものと爲したり。今右審査會の審査報告中鹽專賣の審査に關する部分を揭ぐれば左の如し。

「鹽專賣法に關しては審査會は會を重ぬること三回、其の間特別委員會を開くこと二回に及び、最も愼重且詳密に審議を盡したり。

審議に先ち委員の一人は原案に於て鹽專賣法を存續することに決したる理由を說明したり。其の大要左の如し。

一　鹽專賣は生活必需品に課稅するものなるを以て性質上不可なりとの說ありと雖、財政上

必要の場合に於て之に財源を求むるも強ち不可なりと謂ふべからず。彼の泰西諸國に於て、或は課稅に依り或は專賣に依り鹽に財源を求むるもの多きを見ても、此の理を知るに足るべし。鹽の如く收入の確實なる好箇の財源は他に多く之を發見するを得ず。

二　鹽專賣は其の負擔比較的下級に重きを以て不可なりとの說ありと雖、主要產業に使用するものに對しては特別低價りと認むる能はず。

三　鹽專賣は產業を阻害するとの說ありと雖、主要產業に使用するものに對しては特別低價拂下の特典を與ふるを以て、强ち其の事實を認め難し。

四　收入の目的を達せむとせば專賣に依るを要せず、消費稅に依るも可なりとの說ありと雖、消費稅を課するときは脫稅多くして豫期の收入を得難きのみならず、多額の生產費を要する內地鹽は、生產費の少き外國鹽の輸入に對抗するを得ずして、內地鹽業は衰頹して復た起つ能はざるに至るべし。曩日議論喧しかりし十州鹽田其の他の鹽田が今日漸く復活の勢を得たるは全く鹽專賣の效果なり。

五　鹽專賣は其の所要經費過多なるを以て不可なりとの說ありと雖、豫定純收入千三百餘萬圓に對し、九十餘萬圓の經費は決して過當と謂ふべからず。

六　若し假に鹽專賣を廢止するものとせば千三百萬圓の歲入不足を生ずべし。而して之を補塡すべき適當の好財源を他に發見すること頗る困難なり。

七　要するに鹽專賣は財政上之を存續するの必要あり。然れども專賣の制度殊に販賣の方法に關しては前途尙改善を要すべき點あるを認むるを以て、政府は漸を追ふて之が改善を勉むるを要す。

又他の委員は專賣制度改善に關する方針及計畫に關し詳細說明する所あり。其の大要左の如し。

一　鹽專賣に對する將來の計畫は之を大別すれば生產に關するものと、販賣に關するものとの二つに分つべし。

第一生產に關しては

（イ）內地鹽田中比較的多額の生產費を要する地方の鹽田は漸次之を整理すること

（ロ）鹽田の整理の爲生ずる鹽の不足は、價格低廉なる臺灣鹽又は關東州鹽を輸入して之を補足すること

（ハ）器械製鹽其の他製鹽方法の改良を奬勵し、鹽の品質を改善すると同時に生產費の減少を圖ること

第二販賣に關しては

（イ）鹽の供給を潤澤にし且之を低廉に供給する目的を以て鹽を回送販賣すること、竝之に依り全國の販賣價格を均一ならしむるを期すること

（ロ）全國主要の消費地には官設販賣所を設くること

（ハ）右の外政府の指定する元賣捌人及小賣人を設け、其の小賣價格を制限し又は一定すること

等を以て其の重なるものとす。而して此等の計畫を遂行するには相當經費と準備期間と

を要するを以て、其の全部の遂行を期するに多少の歳月を要するは勿論なりとす。

二　以上は專賣制度を改善して其の執行の圓滿を期すると同時に、成るべく低廉なる價格を以て鹽を供給せんとするの目的に出るものとす。而して將來の方針としては更に進で內地・臺灣・關東州竝韓國の間に、鹽政に關しては相互の關係を確立し、以て鹽務行政の整理統一を圖らむことを期す。

以上の說明に次で委員より各種の質問續出したりしが、多數委員の疑を懷ける主なる點は、專賣法施行前に於ける鹽一升の平均小賣の價格三錢三厘內外なるを以て、之に專賣率二錢五厘を加ふるときは、專賣法施行後に於ける小賣價格は五錢八厘乃至六錢ならざるべからざるに、實際市場の小賣價格は非常に昂騰して一時一升十四錢の高價を示すに至りたる理由如何。と云ふに在り。之に對する當局の答辯左の如し。

鹽價の騰貴は、專賣法施行の初年たる明治三十八年に於ける顯著なる事實なりと雖、之を以て總て專賣施行の結果なりと速斷するは不可なり。今其の原因を探究するに(一)明治三十八年に於ける製鹽の生產は近年無比の凶作にて、平年の六割五分作に過ぎざりしこと(二)鹽商は專賣法の施行に乘じて專賣法以上に鹽價を騰貴せしめ、更に製鹽凶作の聲に乘じて生產不足の割合以上に鹽價を騰貴せしめたること(三)專賣事業草創の際に屬し販賣の方法未だ整備せざりしを以て、需要供給の權衡を保持し得ざりしこと等にして、其の重もなる原因は明治三十八年に於ける製鹽の凶作に在り。而して明治三十九年の製鹽は豐作と稱すべからずと雖平年作に近く、前年に比して產額多かりしのみならず、官民專賣に慣れたるを以て三十九年夏期以後は鹽價下落し、同年十一月後四十年二月までに於ける每月の全國小賣平均相場は一升七錢三厘にして、四十年三月には七錢二厘となるに至れり。而して專賣法施行後に於ける鹽價を論ずるに當り看過すべからざるは、一般物價の騰貴に從ひ勞銀・燃料の鹽價に及ぼしたる影響は細說を要せずと雖、鹽質の改良に付ては玆に一言を附加するの要あり。卽ち專賣法施行後は百分中七十未滿の鹽化曹達を含有する鹽は之を收納せず、再製を命ずるを以て、專賣法施行前百分中六十前後の鹽化曹達を含有する鹽多量なりしに比し、專賣法施行後の今日に於ては鹽質大に改良せられ、從て專賣法施行後の鹽八合九勺二才を以て專賣法施行前の一升に匹敵するに至れり。故に鹽價を比較するには此の點をも考察せざるべからず。

其の他各種の質問應答ありしが、討論に移るに及て委員の一人は鹽專賣法廢止論を提出したり。其の所說の大要左の如し。

鹽專賣の惡制度たるや今玆に喋々するを要せず、國民擧て之を認むる所にして、旣に衆議院に於て其の廢止建議案を議決したるに徵するも明なり。而して其の廢止に因りて生ずべき歳入不足に對する補塡方法の如きは、鹽專賣法廢止を決議したる後に於て之を研究すべく、先づ歳入補塡方法を研究して後鹽專賣法を論議するは前後を顚倒せるものなり。速に鹽專賣の廢止を決すべし。

次に他の委員は鹽專賣の弊害を列擧し、之が廢止を主張して曰く、

一　一般漁業者は漁獲物を十分に鹽藏すること能はず、鹽專賣は產業を阻害する弊あり。

二　細民殊に農家にして野菜と鹽とを交換し生活に資したる者の如き、從來の慣行に依る能はず生活に困難するに至れり。

三　一人一箇月三錢四厘の負擔は輕微なりと云ふも、一家五人として年額二圓を負擔するは決して少額なりと云ふべからず。貨幣制度の改革又は米價の騰貴に依り、一般國民が生活に困難を感ずる折柄、生活の必需品に對し貧富を論せず平均年額二圓を負擔せしむるは苛酷なり。

四　專賣の結果鹽價騰貴し苦痛を感せしむるのみならず、鹽の分配供給不完全にして一層困難を感せしむ。

五　政府が小賣價格を制限して小賣業者の益金を削除するときは、小賣業者中廢業する者續出すべし。若し政府が進で小賣までも爲し、分配供給を完全にすると共に價格維持に努むか、多大の費用を要すべきのみならず、殆ど實行不能なるべし。

六　元來鹽は煙草と異り、其の物件の性質上專賣品として不適當なり。卽ち之を保存するにも封緘するにも不便大なり。

七　專賣に依りて鹽業を保護すとの說あるも、右の如きは他の手段に依りて之を行ふは兎も角、專賣に依りて之を爲さむとするは大に誤れり。況や內地產の如き生產費高き不經濟のものを保護せむとするは不可なり。宜しく臺灣鹽又は關東州鹽を輸入し其の自然の競爭に任じて可なり。

八　要するに鹽專賣は何れの點より見るも不可なるを以て斷然之を廢止し、其の歲入補塡としては山林稅を起すべし。元來山林の實測段別は公簿登錄の段別より遙かに大なるに拘らず、其の地價頗る低く從て公費の負擔極めて少し。特に材木價格の騰貴は山林收入をして非常に豐富ならしむるに至りたるを以て、山林稅率を現行の十倍に增加するも差支なし。之を十倍に增加するときは鹽專賣の純收入たる千三百萬圓を得るに難からず。況や山林を所有する者は概して富者なるを以て、山林稅率を增加するも敢て過重の負擔と謂ふべからざるに於てをや。

委員中には又近時各所に頻發する鑛山暴動の遠因は、鹽專賣の爲生活費增加したるに因るものなりと極論し、鹽專賣廢止論に左袒する者ありしが、委員中又左の如き說を爲す者あり。曰く、

一　鹽專賣の性質上惡制度たるや多く論議を要せず、砂糖專賣其の他新稅を創設する可なり。關稅及消費稅を增加する亦不可ならず。故に財政上の目的のみに依り專賣鹽の可否を論するは物の本末を誤るものなり。而して鹽業保護の目的の爲に鹽專賣を維持するは世界例なきことにして、保護の極端に走るものなり。鹽業を保護するには關稅政策又は產業奬勵の方法に依るを可とす。

二　敍上の如く鹽專賣法は財政の目的及鹽業保護の目的上適切なる方法に非ず、早晩之が廢止を豫期せざるべからずと雖、今にして俄然之を廢止するは穩當ならざるを以て、一般財政の計畫確立するに至るまで、又は鹽業保護の方法決定するに至るまで暫く專賣法を維持するは已むを得ざる所とす。然れども現行法を其の儘維持するは固より不可なるを以て、一

方賠償價格を低減して鹽業者をして保護に慣れしめず、他日專賣制度撤廢の時に際する警戒を與ふると同時に、他方專賣率を低減して鹽價を低落せしめ、一般消費者の負擔を輕減するを可とす。蓋し鹽專賣に依る負擔を幾分輕減するは、彼の相續稅の輕減と相竝で適當なる措置なりとす。

鹽專賣廢止論に對して之が存續維持を主張する委員少からず。其の所說の要點を綜合すれば次の如し。

一　鹽專賣が性質上惡制度なりと論ずるは徒に理論に偏するものにして、實際の事實に遠ざかるものなり。一箇月一人三錢四厘の負擔は決して過重なるに非ず。勿論實際に於ては政府の收入する專賣率以上の市價を呈することなきに非ずと雖、之が改善の方法なきに非ざるを以て、此の事實を以て直に制度の根本を批難するは當らず。

二　鹽專賣は富者に輕く貧者に重き負擔を命ずるものなりと云ふと雖、戰役の財政に於ては富者は所得稅・相續稅等に於て累進的負擔を爲せるを以て、必ずしも負擔の公平を缺けるものと云ふべからず。貧者亦相當負擔を爲すは固より已むを得ざる所なり。況や鹽專賣必ずしも貧者に重く富者に輕き負擔を與ふるものと斷言し得ざるに於てをや。

三　山間僻陬等に在りては鹽の供給不充分に且鹽價高しと云ふと雖、元來物價は其の產地を距ること遠きに從ひ高直を示すは、經濟自然の理法にして怪しむに足らず。是れ專賣の影響に非ずして專賣施行前に於ても亦然り。況や政府は將來此等の地方に向て供給を潤澤にし、價格の底廉を圖り、且漸次鹽價を均一すべしとの計畫なるを以て、之を認めて可なり。

明治三十八年專賣創始の際に於ける變例のみを以て之を批難するは當を得ず。

四　官費を以て鹽を回送し、其の供給を潤澤にするは既に本年度より實行する所なるを以て、之を以て實行不能の空想なりとして排斥すべからず。

五　鑛山の暴動を以て鹽專賣の罪に歸せむとするは鹽專賣を誣ふるものなり。

六　專賣を以て鹽業を保護するは不可なりとの說あるも、元來專賣は鹽業保護のみを以て主たる目的とするものに非ず、收入を期するに伴ふ副たる目的として所謂一擧兩得なり。

七　內地鹽業に對しては關稅政策又は其の他產業奬勵の方法に依りて保護すれば足れりと論ずると雖、此の事たるや言ふべくして容易に行はれ難きは、彼の專賣法施行前長く十州鹽田の問題喧しかりしに徵して明なり。

八　又內地鹽業の如きは自然の競爭に任し、臺灣鹽・關東州鹽の如き廉價なる鹽を輸入すれば足れり、必ずしも多額の生產費を要する內地鹽業を保護するを要せずと云ふと雖、食物の獨立は或程度まで之を維持するの必要あり。從て內地にも相當鹽業の存在するを必要とするを以て經濟自然の成行に放任するは危險なり。

九　千三百萬圓の收入は巨額の財源なり。今之に代るべき他の良財源を發見すること頗る困難なり。或は山林に對して十倍の增稅を爲し鹽專賣の財源に代ふべしと云ふと雖、山林の收入は爾く大なるものに非ず。何となれば(一)現今山林所有者は規則正しき輪伐法を採らずして材木の價高きに委せ濫伐するの弊あるを以て、今年收益大なるも明年以後幾十年間は收獲皆無なること多きことと(二)現在の山林繁茂して鬱然たるものあるも是れ幾十年

間の結果にして、多年投入したる經費及利子を積算するときは決して利益過大なるものに非ざること、(三)深山幽谷の山林は外觀壯大なるも伐採運搬の便なき爲開闢以來殆ど斧鉞を入れず、唯地租を負擔するに過ぎざるもの多きこと等の理由に依りて、決して山林收益は大なるものに非ず。之に對して十倍の增稅を爲す如きは到底實行を期すべからず。若し夫れ砂糖專賣其の他の新稅の創設に依り、又は關稅消費稅の增加に依り鹽專賣收入に匹敵する財源を得るの困難なるは、原案審議の際の調査に依りて略之を知ることを得べし。

又他の委員中或は專賣は之を存續するの必要ありとするも、多少專賣率を輕減すべしと論ずる者あり、或は專賣率を輕減せずして小賣價格低廉の方法を講ずべしと論ずる者あり。是に於て鹽專賣廢止の可否を多數の意見に求めたるに、結局存續說多數を以て成立し、廢止說は之を否認することに決したり。

審査會は前款述ぶる所の如く鹽專賣を存續することに決したりと雖、現行制度は未だ完全なるものとは認め難く、殊に小賣價格低減の方法を講ずるを以て目下の急務なりと認めたるを以て、特別委員五名に附託し、將來の計畫に關し調査せしむることと爲したり。特別委員は前後二回の會議を重ね、愼重に論究の結果、左の如く之を本會に報告したり。

一　鹽の賣買價格を調査するに、卸賣價格は政府賣下價格より計算すれば相當輕減の餘裕あるものと認むること。

二　小賣價格は卸賣價格に割合ひ計算すれば相當輕減の餘裕あるものと認むる。

三　小賣價格の制限は現狀の儘に於て之を實行せむとするは困難なるを以て、左の方法に依り漸次全國一定の定價を以て消費者に鹽の賣渡を爲すを適當と認む。

(イ)　現在の鹽問屋を鹽元賣捌人に指定すること

(ロ)　元賣捌人に賣渡す鹽の運搬費は政府之を負擔すること

(ハ)　元賣捌人は一定の利益步合（手數料）を以て小賣人に賣渡すこと

(ニ)　小賣人は元賣捌人より買受けたる價格に一定の手數料を加へたる定價を以て消費者に賣渡すこと

四　政府の負擔する鹽の回送費は左の方法に依り內地產鹽を制限し、其の補塡として臺灣鹽及關東州鹽を移入し、之より生ずる專賣益金の增差と鹽の回送費豫算額とを以て之に充つること。

（備　考）五十萬斤未滿の產地を整理せば約二千六百萬斤を減少す、之を補充するに臺灣鹽等を以てせば、專賣益金約九萬八千二百餘圓を得る見込。

五　第三項の方法に依り小賣價格を一定するものとせば、一升當約五錢六厘を以て消費者に賣渡すことを得べし。

六　第三項及第四項の方法は將來執るべき方針としては完備なりと認むと雖、其の實行に關しては諸般の準備を要するを以て急遽に之を行ふことを得ず。加之全國元賣捌人に對して悉く官費を以て鹽を回送せむとせば約二百五十萬圓を要すべく、其の他鹽田整理費又は販賣事務費等も亦少なからざるを以て、此の際之を實行することを得ず。故に差向き左の方法に依りて鹽價低廉の途を講じ、漸を追ふて前記の目的を遂行するを可とす。

甲　販賣方法に關して

（イ）鹽産地以外に於ける全國樞要の鹽消費地に官費を以て鹽を回送し、政府は其の回送費の幾分、例へば一二割を損して其の地の鹽商人又は消費者に賣下ぐること、而して官費回送鹽を販賣する鹽問屋の販賣價格は政府の相當と認むる程度に制限すること

（ロ）小賣人の小賣相場は前項の結果に依り自然に下落せしむることを期し、尚政府は常に其の販賣價格を査察して適當の程度を保たしむるを期すること

（ハ）鹽の一回賣下數量は大に之を低下し、尚購買組合等に對しては賣渡上便利を與ふること

乙　賠償價格低減に關して

（イ）現在の製鹽方法を改良して生産費を減少せしむること

（ロ）機械製鹽等にして特別安價なる鹽の製造を奬勵すること

丙　專賣率低減に關して

現行專賣率百斤一圓四十八錢より約百分の五を減じて百斤一圓四十錢と爲すこと

七　專賣率一圓四十八錢を一圓四十錢に減ずることに因りて、國庫は約七十八萬圓の歳入を減少すべしと雖、之に對しては別段補塡方法を講ぜざるものとす。山林に增稅して其の補塡に充つべしとの論ありと雖、山林に對して獨り增稅せざるべからざるの强き理由を發見し難きものと認めたり。

審査會は特別委員の報告を問題とし、尚十分なる審議を盡したり。而して將來の計畫に關しては大體に於て特別委員の報告を是認したりと雖、專賣率を低減するの點に至りては、議論復た沸騰したり。

先づ專賣率低減に反對する委員は曰く、

專賣率を低減するの精神に至りては敢て不可なしと雖、唯其の百分の五を減ずるに至りては其の可なる所以を發見する能はず。專賣稅率百分の五を減ずるに因りて、算數上鹽價は一升に付一厘二毛五絲の低減を見るべきの理なりと雖、如斯輕微なる賣下價格の低減は實際に於て何等の效果を奏せず、徒に鹽商人の利益に歸するに至るべし。而かも國庫は之に依りて約七十八萬圓の歳入不足を生ず。斯の如く消費者に實益なく、而して國庫に損失ある結果を生ずべき特別委員の報告には贊意を表する能はず。

特別委員の報告を維持する委員は曰く、

鹽專賣の惡制度たるや論なき所なりと雖、財政上の理由に依り之を全廢する能はざるものと決定したる以上は、政府の收入する專賣益金は出來得る限り之を減じて、鹽の小賣價格を低減せしめ、一般消費者の負擔を輕減するは當然の措置なり。抑も稅法整理案審査會が開設せらるるや、世人之に望を囑すること大にして、從來惡稅なりと稱せらるるものは之を廢止し、重稅なりと稱せらるるものは之を輕減するの方針に出づべきものと期待せるに拘らず、事實は之に反し彼の織物稅通行稅は依然として之を存續し、鹽專賣亦存續に決したるは世人の希望に反すること甚だ大なりと謂はざるべからず。而して鹽專賣の將來の計畫に關する審査會の議に於て、若し徒に理想的姑息的に傾き、現實的應急的の手段を講ずるなからんか、人心遂に離瞥し

他の缺點なき租稅にまで滿足せざるに至るの虞あり。故に審査會は此の際其の意の存する所を明にし、政府に收入する專賣率は大に之を低減すると同時に、製鹽者に支拂ふ賠償金も亦なるべく之を低減し、而して鹽販賣者に對しては價格制限の法律を勵行して、不當の利益を壟斷することなからしめ、可能的の手段を以て鹽小賣價格の低減を圖るべきなり。故に此の點より云へば政府は約三百萬圓の專賣收入を減少する決心を以て、適當の方法を講ずるを得策と爲すと雖、此の議不幸にして特別委員の容るる所とならず、僅かに專賣率五分を減ずることに決したり。專賣率五分の低減は形式に過ぎ實益少きは勿論なりと雖、審査會の意の存する所を示すに足り、全く減率せざるに優るや萬々なり。

更に專賣率二割を減ずべしと主張する委員あり。其の所說に曰く、

專賣率を低減する趣旨は寔に可なりと雖、唯減率五分に止めたるは遺憾に堪へず。專賣率五分の低減は算數上鹽一升に付一厘二毛五絲の減價に過ぎずして、殆ど實益なきは反對論者の言と同じ。故に一步を進めて專賣率の二割を減じ、卽ち一石二圓五十錢を二圓に、百斤一圓四十八錢を一圓十八錢に減ずるを至當とす。斯の如くせんか算數上鹽一升に付五厘の減價となり、稍、專賣率低減の實益を見るに至るべし。五分減率の如きは兒戲たるの感なきに非ず。而して專賣率二割低減に因り生ずる專賣益金は約三百萬圓を減少するに至るべしと雖、之が補塡は他に之を求むるを要せず、鹽に依りて之を補塡することを得べし。其の方法他なし。臺灣鹽若は關東州鹽を移入して、其の價格の差金に依りて之を補塡するに在り。勿論此の事たる內地鹽田の整理と相待つて實行すべきものなるを以て、施行の初めに於ては多少國庫の損失を免れざるべしと雖、數年の後には缺損なくして之を實行し得べし。由來鹽專賣實施の結果は所謂周急不繼富の古語に反し、鹽業者に對して過當なる保護を與へ、一般消費者に高價の鹽を供給するに至りたるものなるを以て、今此の提案の如く實行するものとするも、鹽業者に對して敢て苛酷なりと云ふべからず。

此の提案を批難する委員は曰く、

專賣率を二割低減し、其の減率に因りて生ずる歲入不足は、安價なる臺灣鹽又は關東州鹽の移入に依りて之を補塡すべしとの考案は寔に巧妙なりと雖、此の目的を達せむとせば內地鹽田の殆ど全部を廢滅に歸せしむるの覺悟を要すべし。何となれば現今內地鹽賠償價格は百斤に付平均九十四錢なるに反し、臺灣鹽買入價格は百斤に付平均六十八錢六厘なるを以て、其の差金は百斤に付二十五錢四厘なり。故に三百萬圓の缺損を此の差金を以て補塡せむとせば殆ど十億斤以上の移入を試みざるべからずして、斯の如き多量の移入は到底不可能なるのみならず、幸に之を爲し得たりとするも、之が爲內地鹽田は殆ど廢滅に歸するの外なかるべければなり。

更に他の委員は曰く、

專賣率五分の低減に因り國庫が七十八萬圓の歲入缺損を忍ぶの覺悟ありとすれば、之を轉じて回送費に充つるを得策とす。專賣率五分の低減に因りて鹽の價格に影響することは、前論者の言の如く到底想像すべからず。假に算數の示す如く鹽の價格に影響するものとするも、僅に一升に付一厘二毛五絲に過ぎず。然るに今七十八萬圓を投じて官費回送を試みんか、約

四億斤を回送することを得、明治四十年度豫算に於て回送費に充てられたる四十四萬圓と合算すれば約百二十萬圓に達し、六億斤以上鹽を回送することを得、其の小賣價格に影響するや一升一厘二毛五絲の比に非ざるべし。此の方法は特別委員の報告に係る將來の計畫方針に一致せるのみならず、其の實益甚だ大なるものなるを以て、國庫にして七十八萬圓を減損するの覺悟ありとせば專賣率引下げを轉じて回送費に充つるに如かず。

審査會に於ては諸說共に贊成ありしが、採決に至て專賣率低減說は總て少數を以て否決せられ、其の他特別委員の報告は皆之を是認し、將來此の計畫方針を以て遂行すべきものと決したり。」

政府は稅法整理案審査會の成案に基き、各種租稅整理に關する法律案を明治四十一年第二十四回帝國議會に提出せしが、其の中鹽專賣に就ては審査會決議の趣旨に基き鹽價を引下げ、消費者の便益を圖る目的を以て、販賣官署を增置し、且つ元賣捌人及小賣人を設置することと爲し、之に關する鹽專賣法中改正法律案を提出したり。然るに衆議院の特別委員會に於ては、法案中附則第一項に但書を加ふると共に、附則中の期日は總て之を三箇月繰延ぶることに修正し、本會議及貴族院亦之を可決せしを以て、鹽專賣法中改正法律は明治四十一年四月左の如く公布せられたり。

法律第五十九號（明治四十一年四月二十九日）

鹽專賣法中左ノ通改正ス

第十七條ノ二　鹽ハ政府又ハ政府ノ指定シタル鹽元賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

鹽賣捌人及鹽ノ販賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條　左ニ揭クル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特ニ定メタル價格ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

一　外國ニ輸出シ又ハ本法ヲ施行セサル地ニ移出スル爲賣渡ヲ請求スル者アリタルトキ

二　命令ヲ以テ指定スル用途ニ使用スル爲賣渡ヲ請求スル者アリタルトキ

三　前各號ノ外特ニ命令ヲ以テ定メタル場合ニ該當スルトキ

前條又ハ前項第三號ニ依リ賣渡シタル鹽ニシテ外國ニ輸出シ、本法ヲ施行セサル地ニ移出シ又ハ命令ノ定ムル用途ニ使用セラレタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ下付ス

第二十條ヲ削ル

「第二十條ノ二」ヲ「第二十條」ニ改ム

第三十條ノ三　鹽賣捌人ニ非スシテ鹽ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル鹽ハ之ヲ沒收ス

第十條中「賣買業」ヲ「賣捌業」ニ、第二十條、第二十一條、第二十二條、第三十條ノ二、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十七條及第三十九條中「鹽賣買業者」ヲ「鹽賣捌人」ニ改ム

附　則

本法ハ明治四十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十七條ノ二第二項ハ本法發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鹽賣買業者ハ明治四十一年六月三十日ニ於テ現ニ其ノ所持ニ係ル鹽ノ種類、等級、數量ヲ明治四十一年七月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ

鹽賣捌人ノ指定ヲ受ケサル者本法施行前ヨリ所持スル鹽ハ本法施行後一年ヲ限リ之ヲ販賣スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ販賣者ハ其ノ販賣ニ關スル帳簿ヲ調製シ明治四十一年七月以後毎月末日ニ於ケル鹽ノ種類、等級、數量及其ノ月ノ受拂高ヲ翌月五日迄ニ政府ニ申告スヘシ

前二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

爾後鹽專賣法に關しては何等の改正なくして大正末年に至れり。但し鹽專賣制度其のものに就ては、既述の如く創設當時より反對論あり、同じく日露戰役に際して創設せられたる通行稅及繊物消費稅と共に三大惡稅として之が廢止を唱ふる者少なからず、帝國議會に對しても殆ど毎回其の廢止法律案提出せられしと雖も、何れも否決又は未決に終りて遂に成立するに至らざりき。

第二款　鹽專賣法施行細則の改正

鹽專賣法施行細則も亦制定以來大正末年に至る迄に前後八回の改正を經たり。其の第一回改正は明治三十八年六月にして、從來鹽の賣渡代金延納に對する擔保物は金錢又は有價證券に限定せられしを、鹽販賣業者の實狀に鑑み新に土地を加へたるものとす。

大藏省令第三十六號（明治三十八年六月一日）

鹽專賣法施行細則第三十六條中左ノ通改正ス

明治三十八年大藏省令第二十二號鹽專賣法施行細則第三十六條第一項中金錢ノ下ニ「土地」ヲ加ヘ第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ擔保物中金錢及有價證券ハ提供者之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ鹽務局ニ提出シ土地ニ關シテハ鹽務局ニ於テ抵當權ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第二回改正は鹽の一口賣渡高「五千斤」を改めて「四百斤」と爲したるものなり。蓋し鹽の賣渡は政府に於て小賣を爲さざるの趣旨に依り、一回賣渡高は三斗入として百俵位を適當とし、五千斤と定めたりしも、右制限は稍高きに過ぐるの傾向ありて、動もすれば一手買占の弊を生ずるの虞あり、而して一方に於ては其の制限額を低下するも、之が爲め取扱上に於て煩務を來すが如き懸念なきことを認めたるを以て、明治三十九年三月左の如く改正したり。

大藏省令第九號（明治三十九年三月九日）

明治三十八年四月大藏省令第二十二號鹽專賣法施行細則中左ノ通改正ス

第二十七條中「五千斤」ヲ「四百斤」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三回改正は右と略、同時に行はれしものにして、卽ち當時漸く盛となりし海水直煮製鹽の製鹽出願に關し、新に規定を設くるの必要を認めしと、鹹水製造に關する規定を鹽專賣法中に追加の結果、施行細則を改正するの必要を生じたるとに基くものなり。卽ち左の如し。

大藏省令第十二號（明治三十九年三月三十日）

鹽專賣法施行細則中左ノ通改正ス

第一條第三項中「鹽田ヲ作ラムトスル際」ノ下ニ「鹽田ニ依ラスシテ鹽ヲ製造セムトスル者ハ其ノ設備ニ著手セムトスル際」ヲ加フ

第三十七條第一項ニ左ノ各號ヲ加フ

六　讓渡シタル鹹水ノ容量、比重、價額、讓渡月日及讓受人

七　讓受ケタル鹹水ノ容量、比重、價額、讓受月日及讓渡人

第三十七條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

鹹水ノミノ製造ヲ爲ス者ハ少クトモ毎日前項第一號及第六號ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第四十條ノ二　鹹水ノ製造ニ關シテハ第一條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四回改正は賠償價格の告示に關するものなり。蓋し鹽の賠償價格を隨時急速に變更するときは、其の都度國庫收入に影響を與ふると共に、鹽製造業者及鹽販賣業者に利害損得を被らしめ、且つ鹽價急變の結果は需要者にも迷惑を及ぼす所あるを以て、其の時日は豫め之を規定し置くを可なりとし、而して其の時期に就ては製鹽業者が其の翌年に於ける準備に著手せざる以前を適當と認めて、毎年十二月に於て之を定め告示することと爲し、明治四十年一月左の如く改正したり。

大藏省令第二號（明治四十年一月二十三日）

明治三十八年大藏省令第二十二號鹽專賣法施行細則中左ノ通改正ス

第十一條ヲ第十一條ノ二トシ第十一條ヲ左ノ如ク改ム

第十一條ノ一　鹽ノ賠償價格ハ毎年十二月ニ於テ其ノ翌年ニ適用スヘキモノヲ定メ之ヲ告示スヘシ但シ翌年中ニ於テ特殊ノ事情アリタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

明治四十年十月一日新に專賣局開設せられ、鹽專賣は煙草・粗製樟腦及樟腦油專賣と共に其の統一掌理する所となり、從て從來使用したりし鹽務局官吏證票を專賣局官吏證票に改めたる結果、細則第三十九條は存置の要なきに至りしを以て、明治四十年九月二十七日大藏省令第三十九號を以て之を削除したり。之れ卽ち第五回の改正なり。

次に翌四十一年に至り、後述の如く從來の鹽販賣制度を改めて賣捌人制度を採用することとし、新に鹽賣捌規則を制定せし結果、同年四月施行細則中より販賣に關する條項を削除すると共に、此の機會に於て專賣局設置及鹽務局廢止に伴ふ官廳名及官職名の改正を行ひたり。之れ第六回改正にして、其の條文左の如し。

大藏省令第二十一號（明治四十一年四月二十九日）

明治三十八年四月大藏省令第二十二號鹽專賣法施行細則中左ノ通改正ス

第二十七條乃至第三十六條及第三十八條削除

本令中「鹽務局」ヲ「專賣局收納所」ニ「鹽務局長」ヲ「專賣局長」ニ「鹽務官吏」ヲ「專賣官吏」ニ改ム

附　則

本令ハ明治四十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七回改正は大正七年七月に行はれし所にして、從來品質の上進を口實として收納を遲延するの弊ありしに鑑み、玆に鹽專賣法第十七條を活用して、鹽の納付期日を指定するの權を專賣支局長に付與するの條項を設くることとし、之と共に專賣局官制の改正に伴ふ官廳名及官職名の改正を行ひしものなり。卽ち左の如し。

大藏省令第三十一號（大正七年七月十九日）

明治三十八年大藏省令第二十二號鹽專賣法施行細則中左ノ通改正シ大正七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

專賣支局長ハ必要アリト認ムルトキハ鹽專賣法第十七條ニ依リ鹽ノ納付期日ヲ指定スルコトヲ得

本令中「專賣局收納所」ヲ「專賣支局」ニ「專賣支局收納所長」ヲ「專賣支局長」ニ改ム

第八回改正も亦專賣局官制の改正に伴ひ、細則中從來の「專賣支局」なる字句を「地方專賣局」に「專賣支局出張所」を「地方專賣局出張所」に「專賣支局長」を「地方專賣局長」に改めしものにして、大正十一年七月二十日大藏省令第四十九號を以て公布せられ、公布の日より施行せられたり。

第三款　鹽務局事務取扱手續の改正及廢止

鹽務局事務取扱手續も、其の制定以後明治四十一年の廢止に至る迄に六回の改正を經たり。今之が改正の經過を一々說述するは頗る煩雜に亙るを以て、玆には順次其の改正條文のみを列擧するに止むべし。但し右改正中明治四十年七月二十二日大藏省訓令第三十五號は單に書式の改正なるを以て之を除く。

（一）大藏省訓令第五十六號（明治三十八年七月八日）

明治三十八年五月大藏省訓令第四十三號鹽務局事務取扱手續中左ノ通改正シ明治三十八年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條第一項中「曹達」ノ上ニ「鹽酸、」ヲ「肥料」ノ下ニ「選種」ヲ加ヘ第二項中「溜醬油ノ釀造又ハ」ヲ削ル

第二十八條ヲ第二十八條ノ一ニ改メ同條中「第十二號書式」ヲ「第十二號書式ノ一」ニ改ム

第二十八條ノ二　鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏用ニ使用スル爲特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者其ノ未使用鹽ニ付承認ヲ申請スルトキハ第十二號書式ノ二甲ニ依リ買受年月日、數量、賣渡鹽務局名及使用ノ年月日、數量、場所、未使用鹽ノ數量及事由ヲ記載シタル未使用鹽承認申請書ヲ提出セシメ鹽賣渡通知書及鹽使用濟證明書ニ照査シ其ノ未使用鹽ヲ檢査シ同號書式乙ノ未使用鹽證明書ヲ交付シ之ト同時ニ同號書式丙ニ依リ其ノ旨ヲ賣渡鹽務局ニ通知スヘシ

第三十條第一項中「賣渡ノ通知ヲ爲スヘシ」ヲ「鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏用ニ使用スルモノニ在リテハ鹽藏地所轄鹽務局ニ賣渡ノ通知ヲ爲スヘシ但シ帝國外ニ於テ鹽藏スルモノニ在リテハ出港地所轄鹽務局ニ通知スヘシ」ニ改ム

第四十六條中第二號及第四號ヲ左ノ如ク改メ第三號中「蒸餾水五十分」ヲ「蒸餾水百分」ニ、第五號中「百四十度」ヲ「百三十五度乃至百四十度」ニ改ム

二　第一號ノ溶液百立方センチメートル」ヲ取リ約五瓦ノ炭酸重土ヲ加ヘ約十五分間煮沸シ

「及鹽專賣法第二十五條」ヲ削ル

（二）大藏省訓令第六十八號（明治三十八年十月十日）

明治三十八年五月大藏省訓令第四十三號鹽務局事務取扱手續中左ノ通改正シ明治三十八年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條第一項中「曹達」ノ上ニ「鹽酸、」ヲ「肥料」ノ下ニ「選種」ヲ加ヘ第二項中「溜醬油ノ釀造又ハ」ヲ削ル

第二十八條ヲ第二十八條ノ一ニ改メ同條中「第十二號書式」ヲ「第十二號書式ノ一」ニ改ム

第二十八條ノ二　鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏用ニ使用スル爲特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者其ノ未使用鹽ニ付承認ヲ申請スルトキハ第十二號書式ノ二甲ニ依リ買受年月日、數量、賣渡鹽務局名及使用ノ年月日、數量、場所、未使用鹽ノ數量及事由ヲ記載シタル未使用鹽承認申請書ヲ提出セシメ鹽賣渡通知書及鹽使用濟證明書ニ照査シ其ノ未使用鹽ヲ檢査シ同號書式乙ノ未使用鹽證明書ヲ交付シ之ト同時ニ同號書式丙ニ依リ其ノ旨ヲ賣渡鹽務局ニ通知スヘシ

第三十條第一項中「賣渡ノ通知ヲ爲スヘシ」ヲ「鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏用ニ使用スルモノニ在リテハ鹽藏地所轄鹽務局ニ賣渡ノ通知ヲ爲スヘシ但シ帝國外ニ於テ鹽藏スルモノニ在リテハ出港

第四十六條中第二號及第四號ヲ左ノ如ク改メ第三號中「蒸餾水五十分」ヲ「蒸餾水百分」ニ、第五號中「百四十度」ヲ「百三十五度乃至百四十度」ニ改ム

二　第一號ノ溶液百立方センチメートル」ヲ取リ約五瓦ノ炭酸重土ヲ加ヘ約十五分間煮沸シ

後蒸餾水ヲ加ヘテ百瓦トナシ之ヲ濾過シタル後其ノ濾液五十瓦ヲ秤取シ二分ノ一定規炭酸亞爾加里十立方「センチメートル」ヲ加ヘ約十五分間煮沸シ蒸餾水ヲ加ヘ百瓦トナシテ濾過シ其濾液八十瓦ヲ秤取シ之ニ「メチールオレンヂ」液ヲ加ヘテ標示藥トナシ二分ノ一定規鹽酸液ヲ以テ過剩ノ炭酸亞爾加里ヲ逆測シ亞爾加里金屬以外ノ金屬ト化合シタル鹽素ノ量ヲ算出スヘシ

四　第一號ノ溶液二十立方「センチメートル」ヲ取リ蒸餾水ヲ加ヘテ二百立方「センチメートル」トナシ其ノ二十五立方「センチメートル」ヲ分取シ格魯謨酸加里液ヲ標示藥トナシ十分ノ一定規硝酸銀液ヲ以テ總鹽素量ヲ檢定スヘシ

第四十九條中「特別定價ヲ以テ賣渡シタル鹽ニ付」ヲ「專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則ニ依リ鹽代金ノ」ニ改ム

第五十一條中「醬油釀造用」ノ下ニ「鹽酸」ヲ「肥料」ノ下ニ「選種」ヲ加ヘ「醬油査定證明書」ヲ削ル

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

溜醬油釀造用ニ使用シタル味噌ニ對シ交付金ノ下付ヲ請求セムトスル者アルトキハ第十八號書式ノ請求事項欄ニ其ノ用途、使用ノ場所、數量及年月日ヲ記載シタル交付金下付請求書ニ味噌使用證明書ヲ添付シ之ヲ提出セシムヘシ、

第五十三條中「曹達」ノ上ニ「鹽酸」ヲ加ヘ「肥料」ノ下ニ「選種」ヲ加フ

第五十四條中「鹽藏場所」ノ下ニ「鹽藏年月日、」ヲ加フ

（書式省略）

（三）大藏省訓令第十二號（明治三十九年三月三十一日）

明治三十八年五月大藏省訓令第四十三號鹽務局事務取扱手續中左ノ通改正ス

第二十七條中「醬油釀造用ニ使用スルモノニ在リテハ普通醬油溜醬油ノ區別及使用場所」ヲ「鹽專賣法ヲ施行セサル地ニ移出スルモノニ在リテハ移出港、移出先」ニ「帝國外」ヲ「鹽專賣法施行地外」ニ改ム

第三十條中「醬油釀造用ニ使用スルモノニ在リテハ使用地所轄稅務署ニ」ヲ「鹽專賣法ヲ施行セサル地ニ移出スルモノニ在リテハ移出港所轄鹽務局ニ」ニ「帝國外」ヲ「鹽專賣法施行地外」ニ改メ「輸出先」ノ次ニ「移出港、移出先」ヲ加フ

第五十一條中「醬油釀造用」及第二項ヲ削ル

第六十三條中「延納代金整理簿」ヲ「擔保額整理簿」ニ改メ「一擔保物件整理簿　第三十二號書式」ヲ削リ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

鹹水ノミノ製造ニ付テハ鹽製造許可臺帳ニ準シ鹹水製造許可臺帳ヲ設備スヘシ

第七十條中「延納代金整理簿及擔保物件整理簿」ヲ「擔保額整理簿」ニ改ム

第七十八條中「收納鹽受拂等級別報告表」ヲ「鹽受拂等級別報告表」ニ改ム

第八十一條中「延納代金整理簿」ヲ「擔保額整理簿」ニ改ム

第八十三條中「十日」ヲ「五日」ニ「二十日」ヲ「十五日」ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ第三十六號書式報告表ノ提出期限ハ其ノ月ニ於ケル同日マテトス

第八十五條　鹹水ニ付テハ第三條、第四條、第六十四條及第七十三條ノ規定ヲ準用ス

第三十一號書式ヲ左ノ如ク改ム

（書式省略）

（四）大藏省訓令第二十號（明治三十九年五月十九日）

明治三十八年五月大藏省訓令第四十三號鹽務局事務取扱手續中左ノ通改正ス

第八十一條中「鹽務局ハ」ノ下ニ「鹽受拂整理簿及」ヲ加ヘ「代金延納高報告表」ヲ「鹽賣渡代金收入報告表」ニ改ム

第四十五號書式ヲ左ノ如ク改ム

（書式省略）

（五）大藏省訓令第十八號（明治四十年四月一日）

明治三十八年五月大藏省訓令第四十三號鹽務局事務取扱手續第二十七條第一項中「選種」ノ下ニ「家畜」ヲ加ヘ同第二項中「鮭」ノ上ニ「外國ニ輸出スル爲又ハ」ヲ加フ

明治四十年十月一日に至り新に專賣局開設せられ、之をして各種專賣事務を統一管掌せしむることとなりし結果、玆に鹽務局官制廢止せられ、從て鹽務局事務取扱手續も翌四十一年七月十八日大藏省訓令第三十八號を以て同月三十一日限り廢止せられ、之に代りて新に鹽收納賣渡事務取扱手續の制定を見たり。

第四款　鹽收納賣渡事務取扱手續の制定及改正

前述の如く鹽務局事務取扱手續は明治四十一年七月三十一日限廢止せられ、之に代へて同月十八日專賣局長官達丁第三〇九六號を以て、新に鹽收納賣渡事務取扱手續制定せられしが、翌四十二年四月一日同丁第二一六二號を以て更に其の全文を改正せられたり。右手續は爾後四十二年七月同年十月四十三年九月四十四年四月大正元年十一月同年十二月二年三月同年十月の數次に亙りて其の一部を改正せられしが、大正三年四月五日に至り事務簡捷の趣旨に依り取扱方を簡易にすると共に條文の整理を行ふ爲め其の全部を改正せられたり（專賣局長官達甲第一三五五號）。本取扱手續も亦關係諸規則の改正に伴ひ爾後數次に亙りて其の一部を改正せられしが（大正三年五月五年一月同年八月七年二月同年七月同年十二月）、大正八年三月に至り再製鹽及移輸入鹽の取扱に關する從來の諸規程を廢して、之に關する規定を新に本取扱手續中に設くるが爲め其の全文を改正し、同年四月一日より之を施行したり（專賣局長官達甲第九八八號）。本取扱手續は爾後必要に應じて屢〻其の一部に改正を加へられ（大正八年十二月九年五月同年九月同年十月十年四月十一年五月同年十二月十四年十月）、以て大正末年に至れり。

以上の如くにして、鹽收納賣渡事務取扱手續は明治四十一年の制定以來三回に亙りて其の全文を改定せられしが、其の規定は何れも數十條に亙る頗る詳密なるものにして、之が全文を一々揭載するは徒に煩雜に過ぐるを以て、其の部分的改正の事實と共に總て之を省略し、左に大正末年に於ける現行規程の全文を揭ぐるに止むべし。

鹽收納賣渡事務取扱手續（大正八年三月十七日專賣局長官達甲第九八八號）

第一章　總　則

第一條　本手續中地方專賣局トアルハ出張所ニ地方專賣局長トアルハ出張所長ニ之ヲ準用ス

第二條　本手續中內地再製鹽トハ政府直營再製鹽、移輸入鹽鹹水混和再製鹽ヲ謂フ

第三條　本手續中書式ヲ定メタル願届書ニ在リテハ其ノ用紙ヲ備ヘ置キ出願人又ハ届出人ノ請求ニ依リ之ヲ交付スヘシ

第二章　製造

第四條　鹽又ハ鹹水ノ製造許可ヲ出願セムトスル者アルトキハ第一號書式ニ依リ鹽製造許可願書又ハ鹹水製造許可願書ヲ提出セシメ稟請ノ上第二號書式ニ依リ許否ノ指令書ヲ出願人ニ交付スヘシ

第五條　鹽又ハ鹹水ノ製造ニ關スル願届書ハ前條ノ外第三號書式ニ依リ提出セシメ指令ヲ要スヘキモノハ第二號書式ニ依リ指令書ヲ交付スヘシ

第六條　鹽又ハ鹹水ノ製造許可ニ關シ製造者ニ對シ制限又ハ取消ヲ爲サントスルトキハ稟請ノ上第二號書式ニ準シ命令書ヲ交付スヘシ

第七條　納付前ニ於ケル鹽ノ損害申告アリタルトキハ調査ノ上其ノ損害カ災害ニ原因スルコトヲ確認シタル後鹽製造高臺帳ニ之ヲ記入スヘシ

第八條　鹽製造者ヨリ自家用ノ申告アリタルトキハ調査ノ上鹽ノ數量ヲ檢査シ鹽製造高臺帳ニ之ヲ記入スヘシ

第九條　政府ノ賣渡シタル鹽ニ付テハ第四號書式ニ依リ製造高申告書ヲ提出セシメ鹽製造高臺帳ニ之ヲ記入スヘシ

第十條　移輸入鹽鹹水混和再製ハ淺草、神戸、岡山、廣島、三田尻、坂出、德島、福岡ノ各地方專賣局管內鹽製造者ニ委托シテ之レヲ行フヘシ

第十一條　移輸入鹽鹹水混和再製ハ取締上不便ナキ製鹽場ニシテ且資產信用確實ナル鹽製造者ヲ選定シ第五號書式ノ契約書ニ依リ委托スヘシ

前項ノ選定ニ際シテハ鹽生產費調查鹽田竝次年度鹽生產費調查鹽田トシテ選定スヘキ見込鹽田ノ製鹽場ヲ除外スヘシ

第三章　收納

第十二條　鹽ヲ納付セムトスル者アルトキハ鹽製造者ノ氏名ノ確認セラルヘキモノヲ除クノ外之ヲ鹽製造許可臺帳ニ照查シ現品ヲ一定ノ場所ニ運ハシメ納付人ヲシテ必要事項ヲ申述セシメ第六號書式ノ鹽納付書ニ納付年月日ト共ニ之ヲ記入シ納付人ニハ番號札ヲ交付シ現品ニハ鹽納付書ノ番號ト同一番號ノ票札ヲ附スヘシ但シ鹽納付者寡少ナルカ又ハ多數ナルモ一人ノ代理人ニ依リ鹽ヲ納付スル場合ニ於テ賠償金仕拂上支障ナシト認ムルトキハ番號札ノ交付ヲ省略スルコトヲ得

第十三條　現品ニ票札ヲ附シタルトキハ鹽ノ秤量ヲ爲シ其ノ數量ヲ納付書ニ記入スヘシ

鹽ノ秤量ハ同一等級毎ニ全部ノ重量ヲ秤量シテ之ヲ定ム但シ包裝シタル鹽又ハ散鹽ニシテ假包裝シタル鹽ニ付テハ收納一件毎ニ同一等級、同一包裝中ヨリ二箇以上ヲ摘出シ解裝ノ上各別ニ之ヲ秤量シ各法定ノ實量アリタルトキハ包裝箇數ヲ調查シ之ヲ其ノ定量ニ乘シ鹽ノ

數量ヲ定ムルコトヲ得收納一件ノ包裝數三十箇以下ニシテ鹽ノ品質、數量共ニ不同ナシト認ムルモノニ限リ摘出包裝ヲ一箇マテニ減少スルヲ妨ケス

前項ノ場合ニ於テ鹽ヲ解裝シタルトキハ假包裝鹽ヲ除クノ外時々其ノ包裝量目ヲ點檢スヘシ

秤量ノ爲摘出シタル包裝ニハ第十二條ニ依リ現品ニ附シタル票札ノ附屬札ヲ附スヘシ

第十四條　前條ノ秤量ヲ終リタルトキハ適宜其ノ鹽ヲ採リ品質ヲ鑑定シ其ノ等級ヲ鹽納付書ニ記入シ納付人ニ示シテ異議ノ有無ヲ質スヘシ

前項鑑定ノ爲可檢鹽ノ採收ヲ終リタルトキハ納付人ヲシテ解裝シタル鹽ヲ包裝セシメ其ノ他ノ納付鹽ト共ニ之ヲ倉庫又ハ指定ノ場所ニ運ハシムヘシ

第十五條　鹽專賣法施行細則第十二條第二項ニ依リ鹽ノ納付期日ヲ指定スルノ必要アルトキハ第七號書式ニ依リ之ヲ鹽製造者ニ通知スヘシ

第十六條　納付人第十四條ノ鑑定ニ異議アル場合ニ於テハ鹽納付書欄外ニ其ノ旨ヲ記入シ直ニ再鑑定ヲ爲スヘシ

第十七條　第十四條ノ手續ヲ終リタルトキハ賠償金額ヲ算出シテ之ヲ鹽納付書ニ記入シ賠償金仕拂ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ニ依リ賠償金ヲ仕拂フトキハ納付人ヲシテ鹽納付書ニ賠償金領收ノ證印ヲ爲サシメ番號札ト引換ニ仕拂請求書又ハ現金ヲ交付スヘシ

第十八條　移輸入鹽鹹水混和再製ヲ鹽製造者ニ委托シタル場合ニ於テ別ニ定ムル納付歩合ニ依リ計算シタル再製鹽ノ數量ヲ除キタル殘數量ハ內地收納鹽トシテ取扱フヘシ

第十九條　內地再製鹽受入價格竝移輸入鹽鹹水混和再製ノ納付歩合、委托鹽製造者ニ仕拂フヘキ再製費ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條　鑑定ノ結果鹽專賣法第十六條ニ依リ相當處理ヲ爲スコトヲ命シタルトキハ鹽納付書欄外ニ其ノ旨ヲ記入シ現品ハ納付人ヲシテ引取ラシムヘシ

第二十一條　鹽專賣法第三十四條ニ依リ收納スルトキハ本章ノ規定ニ準シ手續ヲ爲シ鹽納付書ノ下ニ「法第三十四條收納」ノ文字ヲ記入スヘシ

第二十二條　鹽ノ沒收、不用標本受入其ノ他ノ雜受ヲ爲ストキハ第八號書式ニ依リ受入票ヲ作成シ必要事項ヲ記入シ受入ノ手續ヲ爲スヘシ

前項受入票ニハ鹽專賣法第二十五條沒收、同第二十七條沒收、不用標本受入其ノ他雜受ノ區分ヲ摘要欄ニ記入シ內地再製鹽、歐米鹽、關東州鹽、青島鹽又ハ臺灣鹽等ナルトキハ其ノ區分ヲモ記入スヘシ

第二十三條　政府直營再製鹽ノ受入ヲ爲ストキハ第九號書式ニ依リ受入票ヲ作成シ必要事項ヲ記入シ受入ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十四條　移輸入鹽鹹水混和再製ヲ委托シタルトキハ第十號書式ニ依リ整理ヲ爲スヘシ

第二十五條　移輸入鹽鹹水混和再製鹽ヲ納付セムトスル者アルトキハ第十一號書式ノ鹽納付票ニ記入スヘシ

第十二條乃至第十七條、第二十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條　包裝鹽ハ其ノ種類及品質ニ應シ左ノ區分ニ依リ包裝面ニ記號ヲ附スヘシ

一　收納鹽

一等　（直徑三寸）

二等　（同上）

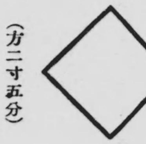

三等　（各邊二寸八分）

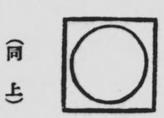

四等　（方二寸五分）

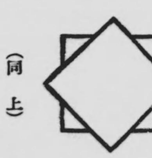

五等　（直徑三寸）

等外　（對角線三寸）

二　內地再製鹽

一等　（對角線竪二寸橫三寸三分）

二等　（同上）

三等　（同上）

四等　（同上）

五等　（同上）

三　移輸入鹽

左ノ輪廓內ニ鹽種類名片假名ノ一字（臺灣鹽ハタ、關東州鹽ハカ、青島鹽ハセ、威海衛鹽ハイ、支那鹽ハシ、安南鹽ハア、英米鹽ハヘ、獨逸鹽ハド、西班牙鹽ハス、埃及鹽ハエ、チュニス鹽ハチ、其ノ他ハ之レニ做フ）ヲ表シタルモノトス

原鹽　（直徑三寸）

粉碎鹽　（方二寸五分）

洗滌鹽　（同上）

粉碎洗滌鹽　（對角線竪二寸橫三寸三分）

再製鹽　（菱形竪二寸、橫三寸三分、上下ノ橫線各二寸）

煎熬鹽

前項ノ記號ハ黑色ヲ用フヘシ但シ移輸入鹽中上等、竝等、等外ノ別アルモノハ上等ハ赤色、等外ハ青色ヲ用フヘシ

第四章　輸入及移入

第二十七條　鹽ノ輸入及移入ニ關シテハ輸入取扱人又ハ移入取扱人ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ

輸入取扱人及移入取扱人ハ專賣局長官之ヲ定メ其ノ命令事項ト共ニ之ヲ關係地方專賣局ニ通知スヘシ

第二十八條　輸移入取扱人鹽ヲ輸移入シタルトキハ第十二號書式ニ據リ必要事項ヲ記入シタル鹽輸移入申告書ヲ提出セシムヘシ

前項ノ鹽輸移入申告書ニハ臺灣鹽又ハ關東州鹽ナルトキハ臺灣總督府專賣局又ハ關東廳民政署ヨリ交付セラレタル鹽船積證明書ヲ添付セシムヘシ

第二十九條　前條ノ申告アリタルトキハ申告書ニ番號ヲ附シ其ノ鹽ノ實量ヲ計量シ受入ノ手